

三 原 市 環 境 基 本 計 画

資 料 編

- 1 環境基本計画の策定経過
- 2 条例・規則等
三原市環境基本条例，三原市環境審議会規則，三原市環境審議会委員名簿，
三原市環境基本計画庁内策定委員会設置要綱
- 3 本市における希少生物
- 4 みはらし環境塾
みはらし環境塾設置及び運営に関する要領，みはらし環境塾「塾生名簿」，
まちのアルバム
- 5 環境用語集
- 6 環境基準等
- 7 意見聴取
- 8 環境基本計画の見直しに関するアンケート結果

1 環境基本計画（改訂版）の策定経過

（１）三原市環境審議会及び三原市環境基本計画推進検討会議の設置

三原市環境基本条例第 22 条に基づき、環境基本計画の改訂版策定に関して調査審議するため、三原市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。また、全庁的な取組をめざした計画であることから、生活環境課を事務局とし、計画策定過程において全庁的な調整や合意形成を図るとともに、適切な段階で調整を行い、円滑に検討できるよう三原市環境基本計画推進検討会議（以下「推進会議」という。）を設置しています。

（２）三原市環境審議会及び三原市環境基本計画庁内策定委員会の開催

次のとおり５年間で、審議会を７回、推進会議を６回開催しました。

環境審議会		推進検討会議（委員会）	
開催日	審議内容	開催日	協議内容
第 6 回 平成 21(2009)年 12 月 16 日	○環境基本計画平成 20 年次報告 ○（仮称）きれいな三原マナー条例素案の骨子等	第 1 回 平成 21(2009)年 12 月 7 日	○（仮称）ポイ捨て・喫煙禁止条例素案 ○環境基本計画平成 20 年次報告 ○（仮称）ポイ捨て・喫煙禁止条例素案の骨子等
第 7 回 平成 22(2010)年 3 月 30 日	○環境基本計画平成 20 年次報告 ○（仮称）きれいな三原マナー条例素案の骨子等	第 2 回 平成 23(2011)年 1 月 20 日	○（仮称）きれいな三原マナー条例素案 ○環境基本計画平成 21 年次報告
第 8 回 平成 23(2011)年 1 月 28 日	○（仮称）きれいな三原マナー条例素案 ○環境基本計画平成 21 年次報告	第 3 回 平成 23(2011)年 6 月 13 日	○きれいな三原まちづくり条例
第 9 回 平成 23(2011)年 3 月 29 日	○きれいな三原マナー条例環境美化重点区域・喫煙禁止制限区域指定（案） ○環境基本計画平成 21 年次報告	第 4 回 平成 24(2012)年 3 月 9 日	○経過報告 ○環境基本計画平成 22 年次報告
第 10 回 平成 24(2012)年 3 月 23 日	○経過報告 ○境基本計画平成 22 年次報告	第 5 回 平成 24(2012)年 11 月 22 日	○境基本計画平成 23 年次報告 ○環境基本計画の見直し
第 11 回 平成 24(2012)年 11 月 30 日	○境基本計画平成 23 年次報告 ○環境基本計画の見直し	第 6 回 平成 26(2014)年 1 月 31 日	○境基本計画平成 24 年次報告 ○環境基本計画の見直し
第 12 回 平成 26(2014)年 2 月 10 日	○境基本計画平成 24 年次報告 ○環境基本計画の見直し		

(3) 諮問書

三生環第1347号
平成26年11月21日

三原市環境審議会
会長 岐美 宗 様

三原市長 天満 祥典

三原市環境基本計画について（諮問）

このことについて、三原市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき、次の諮問事項について、調査審議を求めます。

諮問事項

三原市環境基本計画の見直し

(4) 答申書

平成27年3月31日

三原市長 天満 祥典 様

三原市環境審議会
会長 岐美 宗

三原市環境基本計画の見直しについて（答申）

平成26年11月21日付け三生環第1347号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は別添のとおりです。

1. 「環境基本計画の見直しについて」については、一部加筆・修正を行うこととし、別記のとおりとすることが適当である。

三原市環境基本条例

平成18年3月29日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

わたしたちの三原市は、広島県中央東部に位置し、瀬戸内海国立公園や県立自然公園、天然記念物の景勝地や湖沼、河川、丘陵等の多様な自然に恵まれ、陸と海と空の交通の要衝のまちとして発展を続けてきた。

近年、わたしたちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させている。

自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人類の活動は、自然の生態系に著しい影響を与えるだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、市、市民、市民団体及び事業者が相互に協力しあい、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない。

ここに、わたしたちは環境の保全及び創造に努めることにより、自然と共生する快適で安全なまちを実現し、将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに三原市（以下「市」という。）、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 環境の保全及び創造 環境を良好な状態で残しておくこと、維持していくこと及び失われた本来あるべき良好な環境の回復、再生及び代償措置
- (3) 市民団体 主として市民により非営利の目的で組織された、ボランティア団体、自治会等、環

境の保全及び創造に関する活動を行う団体

- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、広島県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境を維持し向上させるには、市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、資源、エネルギー等の有効的利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等を推進することにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第22条に規定する三原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境基本計画に基づく環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価への対応)

第10条 市は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び広島県環境影響評価に関する条例(平成10年広島県条例第21号)の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合性に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、人の健康又は生活環境に関する環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 3 市は、前2項の措置を講ずるときは、必要な個別の条例を別に定めなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全及び創造のために公共的施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民、市民団体及び事業者の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境保全活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(市民、市民団体及び事業者の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、市民団体及び事業者が自発的に行う環境美化・緑化活動、再生資源回収活動、地球温暖化防止活動等の環境保全活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民団体が自発的に取り組む活動の果たす役割が大きいことから、その自主的な活動を尊重し、市民団体の活動が推進されるように情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び活動の協働)

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者に対して環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報

を適切に提供するとともに、それらの自主的な活動が促進され相互に補完し、協働しあえるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視、測定等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、その状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(一時滞在者の協力)

第20条 旅行者、通過者等本市に一時的に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、三原市環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本事項

3 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は環境問題に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

三原市環境審議会規則

平成18年4月3日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、三原市環境基本条例（平成18年三原市条例第11号）第22条第6項の規定に基づき、三原市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 市民団体の代表者
- (5) 事業者
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を処理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(その他)

第8条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第21号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

三原市環境審議会委員名簿

	委員構成	所 属	役職等	委員名
1	学識経験者	国立広島商船高等専門学校 流通情報工学科	教授	ミチヨシ ツカサ 岐美 宗
2		公立大学法人県立広島大学大学院 総合学術研究科	准教授	ミトマ ヨシハル 三 苦 好治
3	関係行政 機関	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	課長	カワムラ トシナリ 河村 敏成
4	市民	市民代表	—	コダマ カツコ 兒玉 克子
5		市民代表	—	欠員
6	市民団体	みはらし環境会議	運営委員長	フクダ テルト 福田 照登
7		県立広島大学三原キャンパス学生自治会	会長	センザキ ダイスケ 千崎 大輔
8		三原市公衆衛生推進協議会	事務局長	オハラ ヨシヒコ 尾原 義彦
9		三原市女性会連合会	会計	サカイ ミズエ 阪井 瑞枝
10	事業者	一般社団法人三原青年会議所	副理事長	モリカワ トモカズ 森川 朋和
11		一般社団法人三原観光協会	専務理事	ナカシゲ タカトシ 中重 隆俊
12		三原商工会議所	女性部会副会長	フジワラ マユミ 藤原 真由美
13		三原農業協同組合	代表理事専務	シンバタ マサミ 新畠 雅美
14		尾三地方森林組合	代表理事	マエダ シゲタカ 前田 茂隆
15		三原市漁業協同組合	理事	キシ イツミ 岸 逸美
16		イオンリテール株式会社イオン三原店	マーケティング課長	オチ ミノル 越智 稔
17		フジ株式会社フジグラン三原	業務課長	カネミツ マサミ 金光 正美

(注) 役職等は平成 26(2014) 年 11 月現在のもの

三原市環境基本計画推進検討会議設置要綱

平成 21 年 12 月 7 日
要 綱 第 8 0 号

(設置)

第 1 条 三原市環境基本条例（平成 18 年三原市条例第 11 号）第 7 条の規定に基づき制定した三原市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を，総合的かつ効果的に実施するため，三原市環境基本計画推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は，前条の目的を達成するため，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画に基づく環境の保全及び創造を目的とする事業の推進及び調整に関すること。
- (2) 環境に影響を及ぼす事業の環境基本計画との整合に係る調整に関すること。
- (3) 環境基本計画の進行管理に関すること。
- (4) 環境基本計画の公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，環境の保全及び創造に関する施策に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会議は，会長，副会長及び委員をもって組織する。

2 会長，副会長及び委員は，別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第 4 条 会長は検討会議を総理し，検討会議を代表する。

2 副会長は会長を補佐し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，その議長となる。

2 会議は，委員の半数以上が出席しなければ，開くことができない。ただし，会長が特に必要と認めた場合は，協議事項に関係のある委員のみで開催することができるものとする。

3 会長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条の規定による所掌事務を円滑に処理するため，幹事会を設置する。

2 幹事会の長は，生活環境課長をもって充て，幹事会の会議の議長となる。

3 幹事会の幹事は，別表第 2 に掲げる職にある者とし，調査検討内容に応じ，幹事長が必要と認める者を招集し，幹事会の会議を開催することができる。

(庶務)

第 7 条 検討会議及び幹事会の庶務は，生活環境課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，検討会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日三原市要綱第 51 号）

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日三原市要綱第 59 号）

この要綱は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日三原市要綱第 60 号）

この要綱は，平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	職名
会 長	担当副市長
副会長	生活環境部長
委 員	総務企画部長
	財務部長
	保健福祉部長
	経済部長
	建設部長
	都市部長
	消防長
	水道部長
	教育部長

別表第2（第6条関係）

所属	職名	所属	職名
総務企画部	総務課長	生活環境部	まちづくり推進課長
総務企画部	本郷支所長	経済部	商工振興課長
総務企画部	久井支所長	建設部	土木管理課長
総務企画部	大和支所長	都市部	都市整備課長
財務部	財政課長	消防本部	総務課長
保健福祉部	社会福祉課長	水道部	管理課長
生活環境部	環境管理課長	教育委員会	教育振興課長

3 本市における希少生物

本市における希少生物（陸域植物）

分類群	科名	種名	環境省レッドデータブックカテゴリー	広島県レッドデータブックカテゴリー
種子植物	アカザ科	マツナ		情報不足
種子植物	アブラナ科	ハナナズナ	絶滅危惧IA類	絶滅
種子植物	アヤメ科	エヒメアヤメ (タレユエソウ)	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類
種子植物	アヤメ科	カキツバタ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	イソマツ科	ハマサジ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
種子植物	イネ科	ケバノカシダザサ (イナコスズ)		絶滅危惧II類
種子植物	イネ科	セトウチコスズ		絶滅危惧II類
種子植物	オモダカ科	アギナシ	準絶滅危惧	
種子植物	オモダカ科	マルバオモダカ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ガガイモ科	スズサイコ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
種子植物	カバノキ科	サクラバハンノキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
種子植物	カヤツリグサ科	サワヒメスゲ		準絶滅危惧
種子植物	キキョウ科	キキョウ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
種子植物	キク科	ウラギク (ハマシオン)	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	キンポウゲ科	オキナグサ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	キンポウゲ科	カザグルマ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ケシ科	ヤマブキソウ		準絶滅危惧
種子植物	ゴマノハグサ科	イヌノフグリ	絶滅危惧II類	
種子植物	サクラソウ科	サワトラノオ	絶滅危惧IB類	情報不足
種子植物	セリ科	ミシマサイコ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	タヌキモ科	イトタヌキモ		準絶滅危惧
種子植物	タヌキモ科	コタヌキモ		準絶滅危惧
種子植物	タヌキモ科	ヒメタヌキモ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	タヌキモ科	ムラサキミミカキグサ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ツツジ科	キシツツジ		準絶滅危惧
種子植物	ツツジ科	ゲンカイツツジ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
種子植物	トチカガミ科	スブタ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	トチカガミ科	マルミスブタ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	バラ科	コテリハキンバイ		準絶滅危惧
種子植物	ヒメハギ科	ヒナノカンザシ		準絶滅危惧
種子植物	ヒルムシロ科	イトモ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ヒルムシロ科	カワツルモ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類
種子植物	ホシクサ科	ヤマトホシクサ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	マンサク科	アテツマンサク	準絶滅危惧	
種子植物	ミクリ科	ナガエミクリ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類
種子植物	ムラサキ科	ムラサキ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類
種子植物	モウセンゴケ科	イシモチソウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	モチノキ科	ミヤマウメモドキ		準絶滅危惧
種子植物	ヤブコウジ科	ツルマンリョウ (ツルアカミノキ)		絶滅危惧I類
種子植物	ラン科	ウチョウラン	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ラン科	エビネ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ラン科	キンラン	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
種子植物	ラン科	ギンラン		準絶滅危惧
種子植物	ラン科	コバノトンボソウ		準絶滅危惧
種子植物	ラン科	サギソウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ラン科	トキソウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ラン科	トンボソウ		絶滅危惧II類
種子植物	ラン科	マメヅタラン	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
種子植物	ラン科	ミズトンボ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
種子植物	ラン科	ムギラン	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類

〔資料：広島県の野生生物に関する既発表論文等〕

本市における希少生物（陸域植物）

分類群	科名	種名	環境省レッドデータブックカテゴリー	広島県レッドデータブックカテゴリー
種子植物	ラン科	ヤマトキシソウ		絶滅危惧II類
種子植物	リンドウ科	ガガブタ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
シダ植物	アカウキクサ科	アカウキクサ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
シダ植物	アカウキクサ科	オオアカウキクサ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
シダ植物	イノモトソウ科	ヒメウラジロ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
シダ植物	ウラボシ科	イワオモダカ		絶滅危惧II類
シダ植物	オシダ科	ナガサキシダ		準絶滅危惧
シダ植物	オシダ科	ナチクジャク		準絶滅危惧
シダ植物	オシダ科	メヤブソテツ		絶滅危惧II類
シダ植物	サンショウモ科	サンショウモ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類
シダ植物	チャセンシダ科	カミガモシダ		準絶滅危惧
シダ植物	チャセンシダ科	シモツクスリトラノオ		準絶滅危惧
シダ植物	デンジソウ科	デンジソウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類
シダ植物	ヒカゲノカズラ科	マンネンスギ		準絶滅危惧
シダ植物	ミズニラ科	ミズニラ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類
シダ植物	ミズワラビ科	ミズワラビ		絶滅危惧II類
コケ植物	ミズゴケ科	オオミズゴケ	絶滅危惧I類	準絶滅危惧
コケ植物	ミズゴケ科	コアナミズゴケ		絶滅危惧II類
地衣植物	カブトゴケ科	エビラゴケ		絶滅危惧II類

〔資料：広島県の野生生物に関する既発表論文等〕

(注)

- 1 希少生物の確認状況は、各論文の調査時点のものであり、現在では生息していない可能性もある。
- 2 本計画において、希少生物とは、「改訂・絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」（環境省編、平成12年～平成18年）、「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（広島県編、平成16年）、「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（社団法人 日本水産資源保護協会、1998年）に掲載されている種としている。
- 3 平成19(2007)年4月1日現在、希少な海域植物は確認されていない。
- 4 カテゴリー及び評価の見方は次のとおりである。

環境省レッドデータブックカテゴリー		広島県レッドデータブックカテゴリー		日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）評価	
絶滅危惧	絶滅のおそれのある種	絶滅危惧	絶滅の危機に瀕している種	希少(種)	環境省(旧環境庁)カテゴリーに準ずる*存続基盤が脆弱な種・亜種
	絶滅危惧I類	絶滅危惧I類	絶滅の危険が増大している種	危急(種)	環境省(旧環境庁)カテゴリーに準ずる絶滅の危険が増大している種・亜種
	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類	準絶滅危惧種		
	絶滅危惧IB類	情報不足	存続基盤が脆弱な種		
	絶滅危惧II類		評価するだけの情報が不足している種		

※平成4年の「環境庁レッドデータブック」に使用されていた評価カテゴリーに準じている。

本市における希少生物（陸域動物）

分類群	科名	種名	環境省レッドデータ ブックカテゴリー	広島県レッドデータ ブックカテゴリー
哺乳類	イタチ科	ニホンイタチ		準絶滅危惧
鳥類	カモ科	トモエガモ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
鳥類	カモ科	オシドリ		準絶滅危惧
鳥類	キジ科	ヤマドリ		準絶滅危惧
鳥類	キツツキ科	アカゲラ		準絶滅危惧
鳥類	クイナ科	クイナ		準絶滅危惧
鳥類	サギ科	チュウサギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
鳥類	サギ科	ミゾゴイ	準絶滅危惧	情報不足
鳥類	サギ科	オオヨシゴイ	絶滅危惧IB類	
鳥類	サンショウクイ科	サンショウクイ	絶滅危惧II類	情報不足
鳥類	シギ科	ホウロクシギ	絶滅危惧II類	
鳥類	セイタカシギ科	セイタカシギ	絶滅危惧IB類	
鳥類	タカ科	ハイタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
鳥類	タカ科	サシバ		情報不足
鳥類	ハヤブサ科	ハヤブサ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
鳥類	ヒタキ科 (カササギヒタキ亜科)	サンコウチョウ		準絶滅危惧
鳥類	フクロウ科	コノハズク		絶滅危惧I類
鳥類	ホオジロ科	ノジコ	準絶滅危惧	
鳥類	ヨタカ科	ヨタカ		準絶滅危惧
爬虫類	イシガメ科	イシガメ		準絶滅危惧
爬虫類	スッポン科	スッポン	情報不足	情報不足
爬虫類	トカゲ科	ニホントカゲ		準絶滅危惧
爬虫類	ヤモリ科	タワヤモリ		絶滅危惧II類
両生類	アカガエル科	ダルマガエル	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類
両生類	アカガエル科	トノサマガエル		準絶滅危惧
両生類	アカガエル科	ニホンアカガエル		準絶滅危惧
両生類	イモリ科	イモリ		準絶滅危惧
両生類	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類
両生類	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ		絶滅危惧II類
両生類	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル		絶滅危惧II類
淡水魚類	コイ科	イチモンジタナゴ	絶滅危惧IB類	
淡水魚類	コイ科	アブラボテ		準絶滅危惧
淡水魚類	スズキ科	オヤニラミ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類
淡水魚類	ドジョウ科	スジシマドジョウ		絶滅危惧II類
淡水魚類	ハゼ科 (カワアナゴ亜科)	ドンコ		準絶滅危惧
淡水魚類	ハゼ科（ハゼ亜科）	ウキゴリ		準絶滅危惧
淡水魚類	ハゼ科（ハゼ亜科）	ゴクラクハゼ		絶滅危惧I類
淡水魚類	メダカ科	メダカ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類
昆虫類	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
昆虫類	アゲハチョウ科	ギフチョウ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
昆虫類	イトトンボ科	モートンイトトンボ		準絶滅危惧
昆虫類	エゾトンボ科	ハネビロエゾトンボ		絶滅危惧I類
昆虫類	カミキリムシ科	ヒゲナガカミキリ		準絶滅危惧
昆虫類	キリギリス科 (クツワムシ亜科)	クツワムシ		準絶滅危惧
昆虫類	クワガタムシ科	オオクワガタ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	ゲンゴロウ科	コウベツブゲンゴロウ		準絶滅危惧
昆虫類	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	ゲンゴロウ科	スジゲンゴロウ	絶滅危惧I類	絶滅
昆虫類	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧I類	絶滅危惧I類
昆虫類	ゲンゴロウ科	マルガタゲンゴロウ		準絶滅危惧

〔資料：広島県の野生生物に関する既発表論文等〕

本市における希少生物（陸域動物）

分類群	科名	種名	環境省レッドデータブックカテゴリー	広島県レッドデータブックカテゴリー
昆虫類	コオイムシ科	タガメ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類
昆虫類	コガシラミズムシ科	キイロコガシラミズムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	コガシラミズムシ科	クロホシコガシラミズムシ		準絶滅危惧
昆虫類	コガネムシ科	ダイコクコガネ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類
昆虫類	サナエトンボ科	キイロサナエ		準絶滅危惧
昆虫類	シジミチョウ科	クロツバメシジミ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	シジミチョウ科	ゴマシジミ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
昆虫類	シジミチョウ科	カラスシジミ		準絶滅危惧
昆虫類	シジミチョウ科	ウラナミアカシジミ		絶滅危惧II類
昆虫類	ジャノメチョウ科	ウラナミジャノメ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
昆虫類	ジャノメチョウ科	ヒメヒカゲ	絶滅危惧II類	
昆虫類	シロチョウ科	ツマグロキチョウ	絶滅危惧II類	
昆虫類	セセリチョウ科	キバネセセリ		絶滅危惧II類
昆虫類	セミ科	ヒメハルゼミ		準絶滅危惧
昆虫類	タテハチョウ科	オオムラサキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧I類	絶滅
昆虫類	タテハチョウ科	ヒョウモンモドキ	絶滅危惧I類	絶滅危惧I類
昆虫類	トンボ科	ナニワトンボ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類
昆虫類	トンボ科	ハッチョウトンボ		絶滅危惧II類
昆虫類	ハンミョウ科	カワラハンミョウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類
昆虫類	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ		準絶滅危惧
昆虫類	モノサシトンボ科	グンバイトンボ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧
昆虫類	ヤンマ科	アオヤンマ		準絶滅危惧
甲殻類	スナガニ科	ハクセンシオマネキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
陸淡水産貝類	イシガイ科	マツカサガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
陸淡水産貝類	イシガイ科	トンガリササノハガイ		絶滅危惧II類
陸淡水産貝類	タニシ科	マルタニシ	準絶滅危惧	情報不足
陸淡水産貝類	タニシ科	オオタニシ		準絶滅危惧
陸淡水産貝類	モノアラガイ科	モノアラガイ	準絶滅危惧	情報不足

〔資料：広島県の野生生物に関する既発表論文等〕

本市における希少生物（海域動物）

分類群	科名	種名	日本の希少な野生生物に関するデータブック（水産庁編）評価	広島県レッドデータブックカテゴリー
哺乳類	ネズミイルカ科	スナメリ	希少種	
魚類	ナメクジウオ科	ナメクジウオ	危急種	
甲殻類	スナガニ科	ハクセンシオマネキ		準絶滅危惧

〔資料：広島県の野生生物に関する既発表論文等〕

4 みはらし環境塾

みはらし環境塾設置及び運営に関する要領

(設置)

第1条 三原市環境基本条例（平成18年三原市条例第11号）第7条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「計画」という。）策定にあたり、市民参加型の計画策定を目的として、みはらし環境塾（以下「環境塾」という。）を設置する。

(活動)

第2条 環境塾は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画策定に関する必要な事項の調査及び研究
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な活動

(組織)

第3条 環境塾の塾生は、公募とし、各地域30人、合計定員は150人以内で組織する。

2 活動組織は、三原市内5地域に分け、別表第1のとおりとする。

(活動期間)

第4条 環境塾の活動期間は、平成18年11月1日から平成19年8月31日までとする。

(塾長及び副塾長)

第5条 環境塾に、塾長及び副塾長を置く。

- 2 塾長は、生活環境部長が指名する。
- 3 塾長は、会務を総括し、環境塾を代表する。
- 4 副塾長は塾長が指名し、塾長に事故があるときは、その職務を代理する。

(塾生)

第6条 環境塾の塾生は、三原市内に住所を有する者（三原市内に勤務、通学する者を含む。）であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 環境づくりに関心を持ち、環境塾で活動することに意欲的である者
- (2) 活動期間内に継続して活動できる者
- (3) ボランティアとして参加し、無報酬で活動できる者

2 塾生は、環境塾終了後、別に定める基本計画市民検討会議（仮称）に登録し、計画策定後の検証等に係わることができる。

(報告)

第7条 塾長は、調査研究が終了したときは必要に応じ、その活動内容に関して市長に報告しなければならない。

(経費及び運営)

第8条 環境塾運営に必要な経費は、計画策定に係る委託料をもって充てる。

2 この塾の運営は、財団法人広島県環境保健協会に委託するものとする。

(事務局)

第9条 環境塾の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、環境政策課内に置く。
- 3 事務局長は、環境政策課長をもって充てる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

市内5地域は、次のとおりとする。



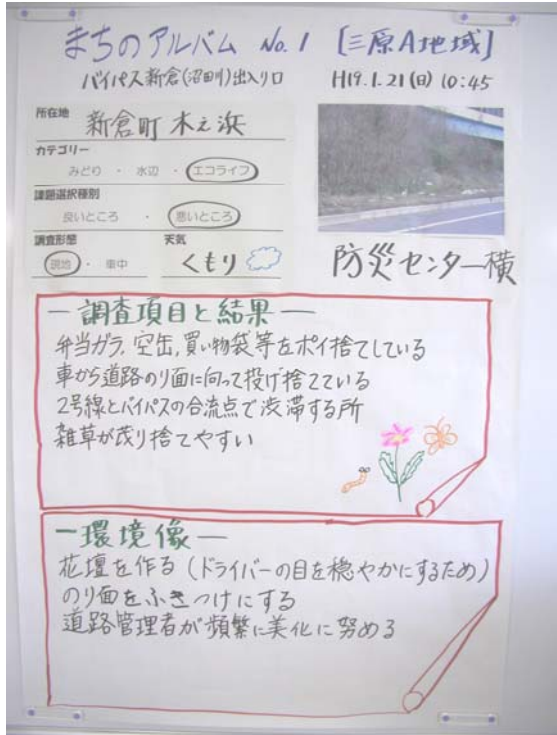
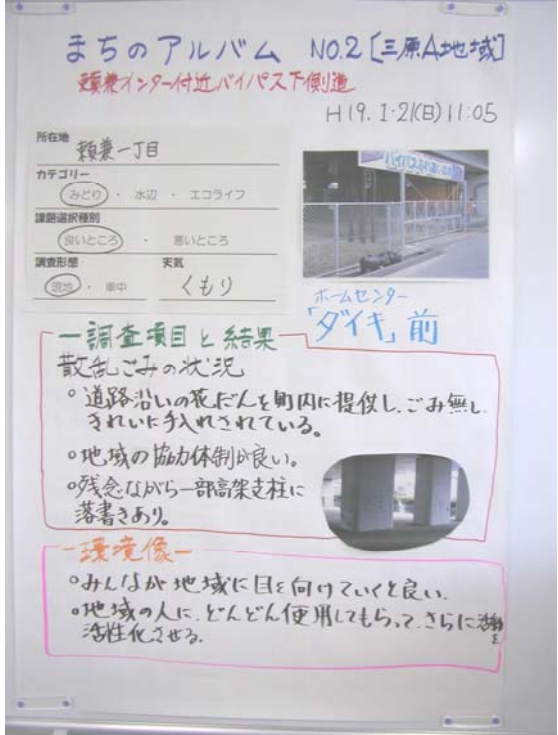
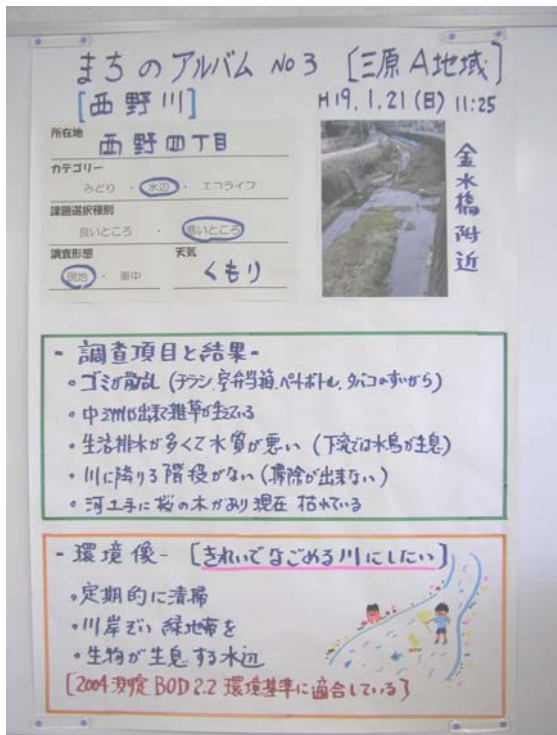
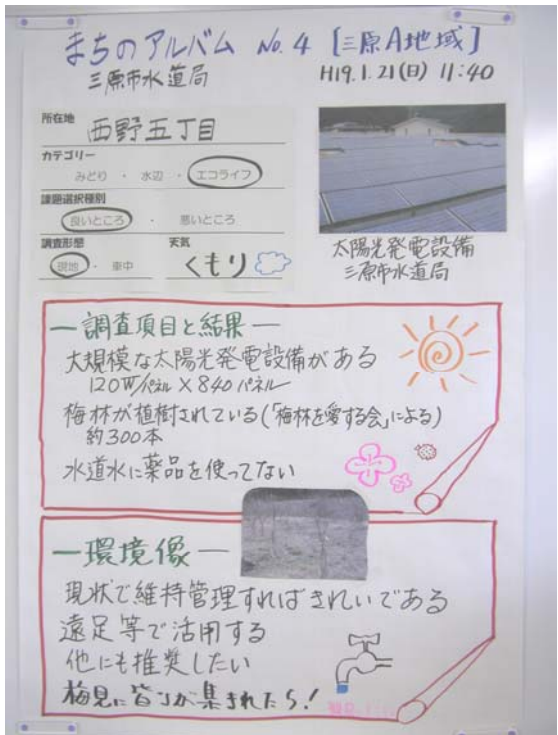
みはらし環境塾「塾生名簿」

地域	No.	名前（ふりがな）	地域	No.	名前（ふりがな）
三原地域 A	1	向井 颯（むかい あきら）	本郷地域	5 2	下野 駿一（しもの しゅんいち）
	2	村上 純子（むらかみ じゅんこ）		5 3	坂本 圭子（さかもと けいこ）
	3	田坂 元子（たさか もとこ）		5 4	土生 一也（はぶ かずや）
	4	大森 真由美（おおもり まゆみ）		5 5	桒宗 正則（ますむね まさのり）
	5	國府田 幸雄（こおだ ゆきお）		5 6	宮脇 勝（みやわき まさる）
	6	安藤 志保（あんどう しほ）		5 7	半田 靖夫（はんだ やすお）
	7	桑木 光信（くわき みつのぶ）		5 8	岸田 典生（きしだ のりお）
	8	尾原 義彦（おはら よしひこ）		5 9	古川 裕子（ふるかわ やすこ）
	9	高崎 修（たかさき おさむ）		6 0	元石 純子（もといし じゅんこ）
	1 0	吉村 良範（よしむら よしのり）	久井地域	6 1	猪子 純子（いのこ じゅんこ）
	1 1	河本 幸憲（かわもと ゆきのり）		6 2	岡 富雄（おか とみお）
	1 2	大森 博人（おおもり ひろひと）		6 3	米持 清（よねもち きよし）
	1 3	瀬尾 光明（せお みつあき）		6 4	新歩一 弘子（しんぽいち ひろこ）
	1 4	永井 孝丞（ながい たかつぐ）		6 5	河野 義範（こうの よしのり）
	1 5	中川 幸彦（なかがわ ゆきひこ）		6 6	小路 清美（しょうじ きよみ）
	1 6	溝上 積（みぞうえ つもる）		6 7	三浦 三恵子（みうら みえこ）
	1 7	佐元 祐子（さもと ゆうこ）		6 8	平田 シゲ子（ひらた しげこ）
	1 8	紙田 三郎（かみだ さぶろう）		6 9	菰下 武子（こもした たけこ）
	1 9	河崎 清美（かわさき きよみ）		7 0	西谷 繁騎（にしにたに しげき）
三原地域 B	2 0	真壁 勝彦（まかべ かつひこ）		7 1	恩地 隆雄（おんぢ たかお）
	2 1	森澤 莊太郎（もりさわ そうたろう）		7 2	小島 照行（こじま てるゆき）
	2 2	福田 照登（ふくだ てると）		7 3	山崎 美和子（やまさき みわこ）
	2 3	平丸 一磨（ひらまる かずま）		7 4	正 弘吉（しょう ひろよし）
	2 4	宮崎 和典（みやざき かずのり）		7 5	砂原 紀子（すなはら のりこ）
	2 5	藤井 宏道（ふじい ひろみち）		7 6	栗原 佳子（くりはら よしこ）
	2 6	村上 加代子（むらかみ かよこ）		7 7	吉国 加代子（よしくに かよこ）
	2 7	板箭 光樹（いたや みつき）		7 8	大田 敬子（おおた けいこ）
	2 8	三浦 秋子（みうら あきこ）		7 9	法堂 陽子（ほうどう ようこ）
	2 9	森宗 千加（もりむね ちか）		8 0	友重 久和（ともしげ ひさかず）
	3 0	原田 政範（はらだ まさのり）		8 1	三橋 八重子（みつはし やえこ）
	3 1	隅田 千春（すみだ ちはる）		8 2	池田 明子（いけだ あきこ）
	3 2	国重 幸宏（くにしげ ゆきひろ）		8 3	平田 ひろ子（ひらた ひろこ）
	3 3	瀬戸 義弘（せと よしひろ）	大和地域	8 4	野村 一枝（のむら かずえ）
	3 4	内山 正志（うちやま まさし）		8 5	丸井 忠義（まるい ただよし）
	3 5	山田 耕二（やまだ こうじ）		8 6	堀内 忠之（ほりうち ただゆき）
	3 6	内田 和子（うちだ かずこ）		8 7	谷本 知之（たにもと ともゆき）
本郷地域	3 7	片山 忠行（かたやま ただゆき）		8 8	池田 雅博（いけだ まさひろ）
	3 8	櫻井 充弘（さくらい みつひろ）		8 9	橋村 巖（はしむら いわお）
	3 9	井上 武典（いのうえ たけのり）		9 0	計田 充伸（はかた みちのぶ）
	4 0	宮本 ひろみ（みやもと ひろみ）		9 1	田村 靖雄（たむら やすお）
	4 1	松井 利彰（まつい としあき）		9 2	信行 久枝（しんぎょう ひさえ）
	4 2	岡田 穎穂（おかだ のぎほ）		9 3	稲谷 恵美子（いなや えみこ）
	4 3	高下 英信（こうげ ひでのぶ）		9 4	谷杉 晴子（たにすぎ はるこ）
	4 4	景山 勉（かげやま つとむ）		9 5	須内 美穂子（すのうち みほこ）
	4 5	森川 一（もりかわ はじめ）		9 6	藤原 たつ恵（ふじはら たつえ）
	4 6	川上 幸男（かわうえ ゆきお）		9 7	徳井 正法（とくい まさのり）
	4 7	砂田 博昭（すなだ ひろあき）		9 8	満汐 良法（みちしお よしのり）
	4 8	惣田 義則（そうだ よしのり）		9 9	森 和男（もり かずお）
	4 9	平本 康雄（ひらもと やすお）		100	新川 博子（しんかわ ひろこ）
	5 0	中分 孝（なかぶん たかし）		101	坂本 正（さかもと ただし）
	5 1	二川 周志（ふたがわ しゅうし）			—

*名前は順不同

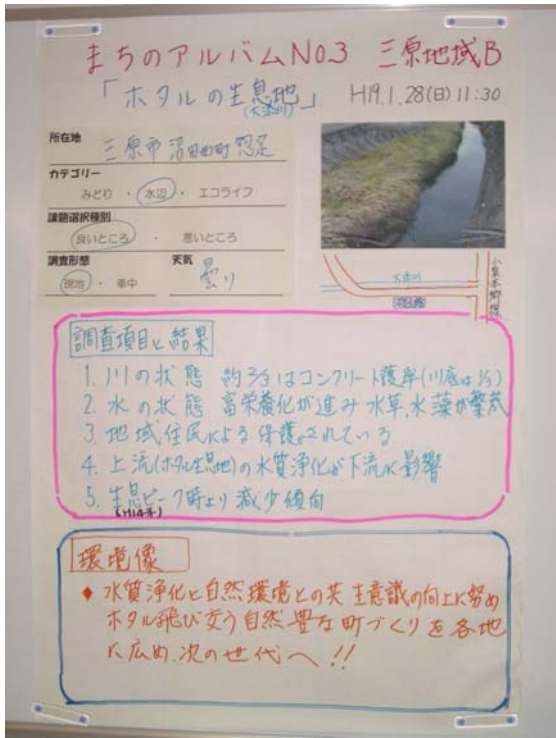
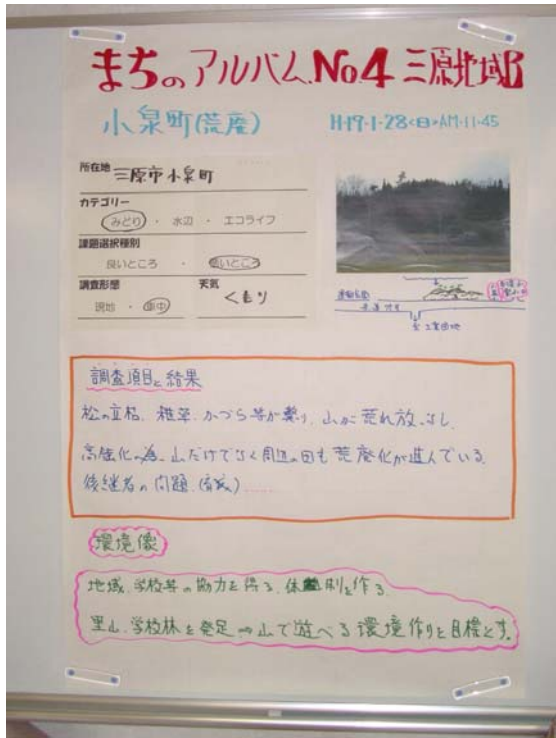
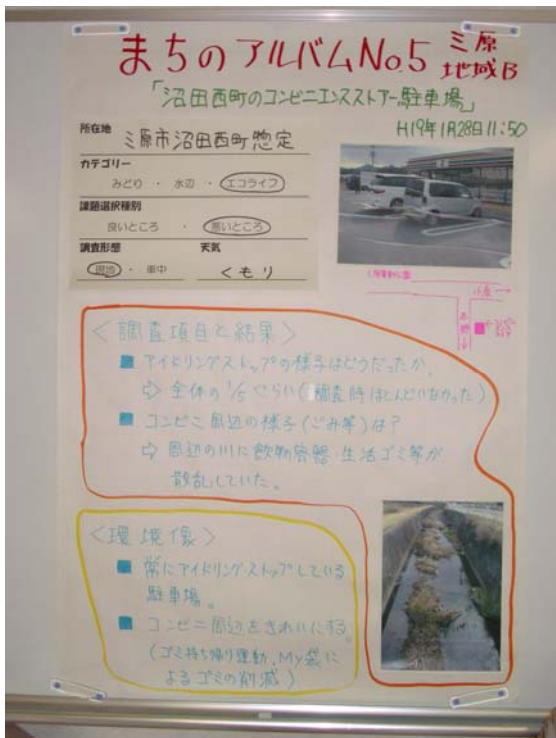
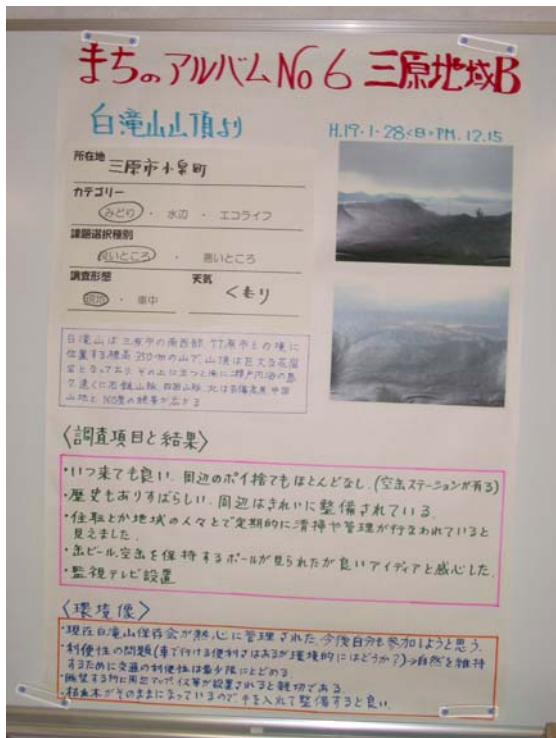
まちのアルバム

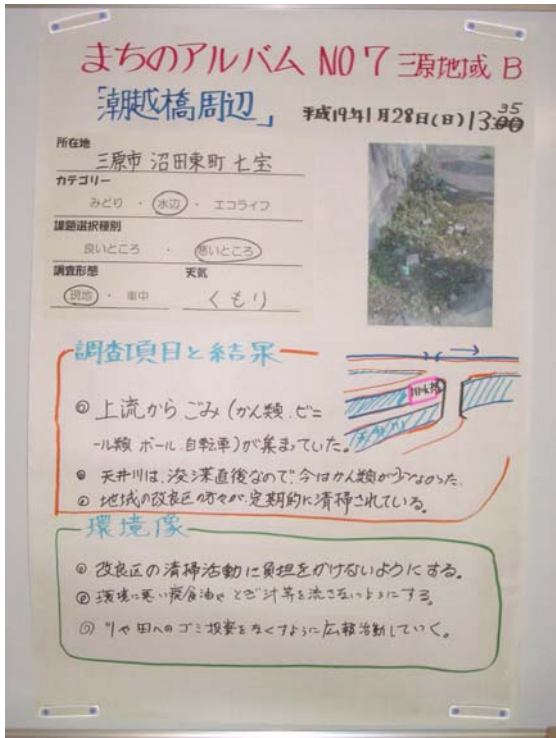
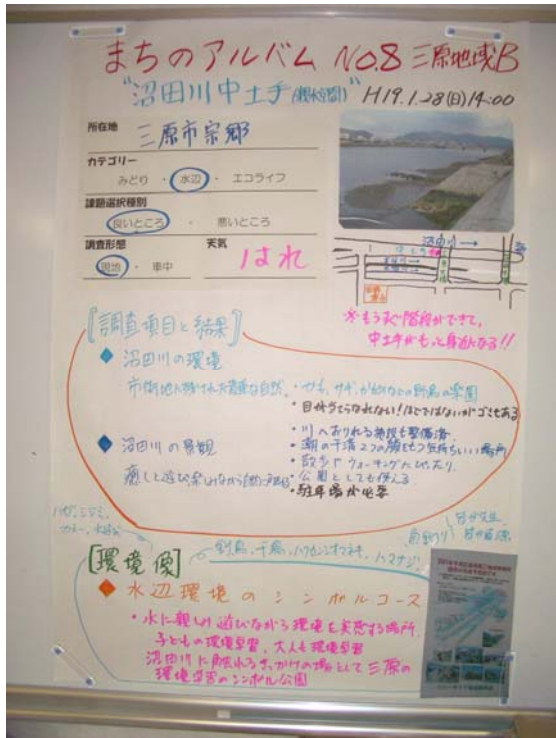
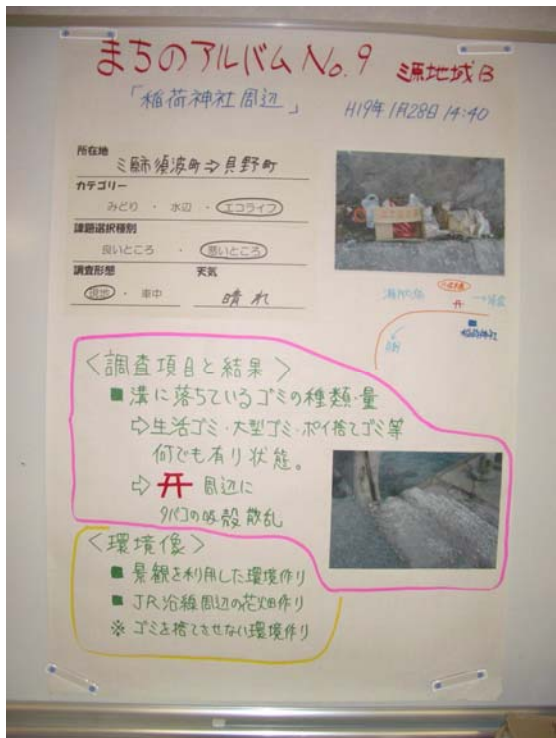
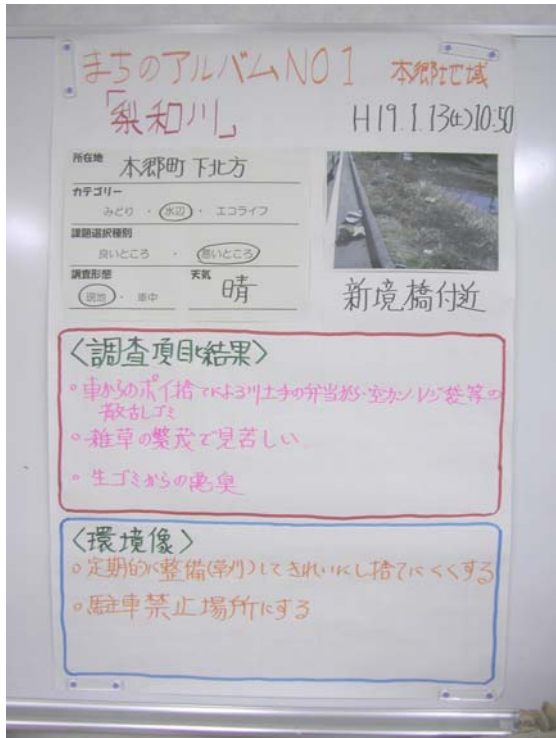
平成18(2006)年度に行ったみはらし環境塾の現地調査結果について整理した、各地域のまちのアルバムは次のとおりです（作成過程については、本編第2章第3節「みはらし環境塾」を参照）。

三原地域A	No.1	三原地域A	No.2
バイパス新倉（沼田川）出入口		頼兼インター付近バイパス下側道	
			
三原地域A	No.3	三原地域A	No.4
西野川		三原市水道局	
			

三原地域A	No.5	三原地域A	No.6
恵下谷道路		深町（荒廃林）	
まちのアルバムNo.5 (三原A地域) 恵下谷道路 H19.1.21(日)13:10 所在地 八坂町 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 くもり 三原霊園下 一調査項目と結果一 野犬が多いということだったが、この日は一匹 家電製品(エアコン、洗たく機、スプ、テレビ)、家具、 マット、ドラム缶、ペットボトル等が不法投棄している 車で持ってきて捨てている ゴミ捨て禁止の手作り看板が立ててある 一環境像一 ゴミのないきれいな恵下谷にしたい 豊かな緑を守ってきたい		まちのアルバムNo.6 (三原A地域) 深町(荒廃林) H19.1.21(日)13:45 所在地 深町中組 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 くもり 一調査項目と結果一 森林の状況 - 里山の整備と進められているが手入れが行き届かない所では山火に 保水力がなくなった水の浸食により土壌がえぐれている - 松花が目立つ 一環境像一 - 手入れが行き届いた山林 - 緑の多い山里にしたい - 森林ボランティアが里山を守る活動が出来るよう になれば良い	
三原地域A	No.7	三原地域A	No.8
深町松尾峠		三原市学校林	
まちのアルバム No.7 [三原A地域] 深町松尾峠 H19.1.21(日)14:20 所在地 深町松尾 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 くもり 中之町・深町16区 一調査項目と結果一 前は全国放送で取り上げられたほどひどい不法 投棄だったが、監視カメラ柵、ネットの効果があり、 ずいぶん減っている。しかし少ないながらも、監視カメラ のすぐ下に捨てられているゴミ(段ボールなど)もあった。 今は、道路の利用が少なく、木草が道まで進出 して伸びている。 一環境像一 監視カメラ柵、ネットは他の場所にも設置したい 雑木等をきれいに刈り取る		まちのアルバム No.8 [三原A地域] 三原市学校林 H19.1.21(日)14:50 所在地 糸崎町中町の市有林 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 くもり 三原市学校林 一調査項目と結果一 整備状況 - 学校林ということでは本来、市が やらなれない所をNPO 団体が応援している。 - 山里に整備された里山がある。 - 人が自然とふれあう場になって いる。 一環境像一 整備された里山を もっと市民の方に 知ってもらいたい。	

三原地域A	No.9	三原地域A	No.10
和久原川		中之町インター付近	
まちのアルバム No.9 [三原A地域] 【和久原川】 H19. 1. 21(日) 15:40 所在地 中之町一丁目 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 くもり スマート河川県道東 調査項目と結果 ・悪臭ハド (ドブ臭い) がする ・生活排水が多く汚水が多い ・伏流水が多く水漏がない ・川底に雑草が多い 環境像 「きれいでなごめる川にしたい」 ・排水管を設置 (川へ流出までにゴミ等を除去) ・排水システムのチェック ・川の清掃 [2004 測定 BOD 2.0 SS 3.0 環境基準に適合]		まちのアルバム No.10 [三原A地域] 中之町インター付近 H19.1.21(日) 15:45 所在地 館町 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 曇り 中之町バイパス出口川沿い 調査項目と結果 枯れ葉の散乱状況 枯れ葉が落ちて歩く時危険な状況ということだったが、当日は整備されていた。 環境像 現在は雑草が刈られ、タリ等が不設で、雑草が生えやすい状態になっている。	
三原地域B	No.1	三原地域B	No.2
沼田西町(荒廃)		エヒメアヤメ自生地	
まちのアルバム No.1 三原地域B 沼田西町(荒廃) H19. 1. 28(日) APL 10. km 所在地 三原市沼田西町 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 はれ 調査項目と結果 ・休耕田(棚田)が荒廃して荒れ果てている。 ・竹が増え管理できない。(以前は畑だった所が全て竹で覆われている) ・雑草が伸びると地面が歩き出しになり鉄分を溶かし水質悪化が進んでいる ・猪の被害がある。 環境像 棚田を元の生態地に戻す。 ・そのままではいけない、里山を維持せねば... ・どじょう、アマガエルを育ててもらうシステムを作る。 ・棚田とアヤメを合わせて人々への観光で補助を受ける。 ・農業後継者の不足をなくす。		まちのアルバム No.2 三原地域B エヒメアヤメ自生地 H19. 1. 28(日) 11:00 所在地 三原市沼田西町 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 良いところ・悪いところ 調査形態 現地・車中 天気 はれ 調査項目と結果 約700~1000株自生しヒシクリボンの目印があった 竹の繁殖、昆虫の防除等と適切な管理されている 町で保存会が結成され、年4回手入れが行われている 町民が主体となり、学校PTA、企業等が協力して、希少な資源を保存している 環境像 現代保存会や買は高令化の傾向があり、今後企業、学校との協力体制を強化、若い後継者を育成の要あり	

三原地域 B	No.3	三原地域 B	No.4
ホタルの生息地（大添川）		小泉町（荒廃）	
			
三原地域 B	No.5	三原地域 B	No.6
沼田西町のコンビニエンスストア駐車場		白滝山山頂	
			

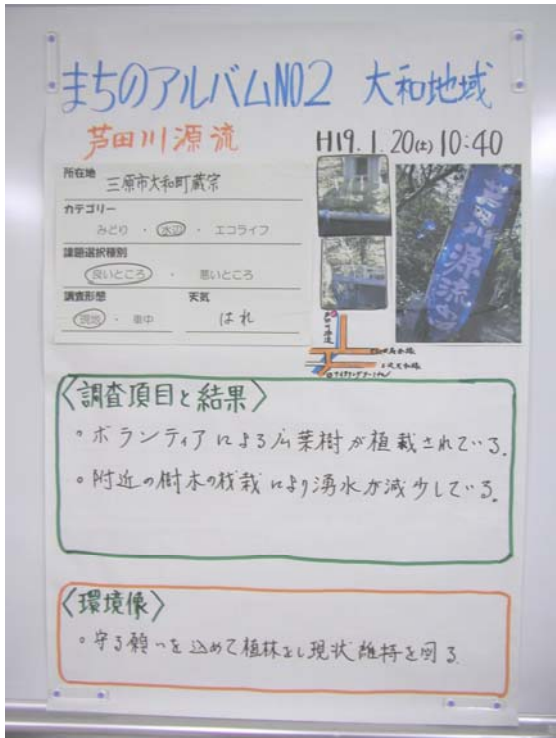
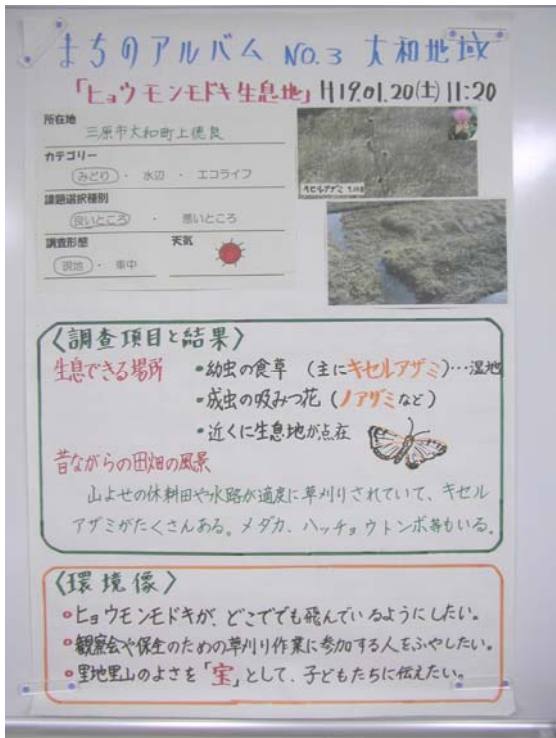
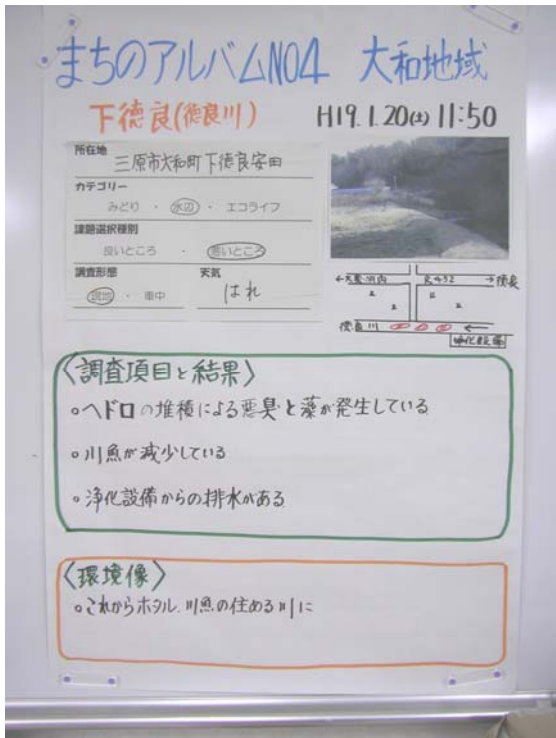
三原地域 B	No.7	三原地域 B	No.8
潮越橋周辺		沼田川中土手（親水空間）	
			
三原地域 B	No.9	本郷地域	No.1
稲荷神社周辺		梨和川	
			

本郷地域	No.2	本郷地域	No.3
一楽池ふれあいの里		山城跡（梨羽城跡）	
まちのアルバム No.2 本郷地域 一楽池ふれあいの里 H19年1月13日(土) AM 11:20 所在地 本郷町南才松原一楽 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いとこころ 調査形態 現地・車中 天気 晴 〈調査項目と結果〉 ■水が浄化されている様子 →水質は大変良好（オホホウライ36） ■里山の整備状況 →林野にヒノキが豊富で、里山整備がすすんでいる。アサヒの整備が今一歩ある。 ■運営方法 →地元の人々が中心で運営。管理が徹底されている。（写真あり） その他 気付いたこと メンタが大きな大きな池で、水質が良いため、水辺の生き物もたくさん見られる。 〈環境像〉 ●四季（春→夏→秋→冬）と通じた、色とりどりの風景。 ●地域ふれあいの里に、環境整備した。 ●看板アサヒを整備し本郷地域の自然環境を、写真撮影としていた。		まちのアルバム No.3 本郷地域 山城（梨羽城） H19年1月13日(土) AM 11:45 所在地 本郷町上北方 中筋 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いとこころ 調査形態 現地・車中 天気 晴 〈調査項目と結果〉 ①春は本郷の名所、秋は紅葉等上北方を代表する旧城跡であり、訪れるにも、道路舗装も整備され、観光良地になっている。 ②本郷北方地区の中心に位置する梨羽城は、地元民も参画して、植木・花等を植えて、元気にする町づくりがされている。 〈環境像〉 本郷地域の歴史をたどる上で、小早川家と補佐する有力領主として、力を発揮した梨羽氏の山城として、看板及び道標を整え、広報に本郷地域の一つの観光地としていきたい。	
本郷地域	No.4	本郷地域	No.5
畑地区（森林荒廃）		展望台（広島空港）	
まちのアルバム No.4 本郷地域 畑地区（森林荒廃） H19.1.13(土) 12:00 所在地 本郷町上北方畑 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いとこころ 調査形態 現地・車中 天気 晴 〈調査項目と結果〉 ◎ 松は全て枯れ白骸化していた。 ◎ ここ10年の間に生えた松が見えた。 ◎ 立枯れ松は倒れる可能性あり危険。 〈環境像〉 昔のように松茸が生える松林にしたい。心安らぐ緑（グリーン）の範囲を増やす。		まちのアルバム No.5 本郷地域 展望台（広島空港） H19.1.13(土) 13:40 所在地 本郷町上北方用倉 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いとこころ 調査形態 現地・車中 天気 晴 〈調査項目と結果〉 1. 展望台からの眺望並びに三景園の景観は素晴らしい。 2. 各種のイベント会場に最適である。広報の仕方に工夫が必要である。 3. 中央森林公園内はよく整備されている。 〈環境像〉 1. 野鳥等の自然観察に適している。 2. ハイキングコース・ロードコースで汗を流し温泉で休養できる。 3. 空気のきれいな眺めを眺めながら、自然の息を感じることができる環境整備の場になっている。	

本郷地域	No.6	本郷地域	No.7
沼田川（上流）		本郷橋付近	
久井地域	No.1	久井地域	No.2
葉牡丹畑		落合橋周辺	

久井地域	No.3	久井地域	No.4
久井の玄関口		山陽自動車道沿いの駐車スペース	
久井地域	No.5	久井地域	No.6
中野ぶどう園周辺		三河ダム	

久井地域	No.7	久井地域	No.8
江木地区（御調川の上流）		あそつばら 筋原	
まちのアルバム No.7 [久井地域] 江木地区（御調川の上流） H18.12.23 (土) 12:40 所在地 三原市久井町江木 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いどころ 思いどころ 思いどころ 調査形態 天気 晴水 環境像 川の汚水臭、ゴミの様子 生活排水などの流入により （商店街の周辺） 緑色のペドロ、灰色になっている部分がある。 対象区域では、裸祭りの伝統行事の儀式が行なわれるが、その都度清掃をされている。 （上流からのゴミの流出物などもある。ビニール袋、ペットボトルなど） 木、川魚、カニなど、住めるような環境に育ち、生活排水の流出を見直す必要、多に感じます。		まちのアルバム No.8 [久井地域] 筋原 H18.12.23 (土) 13:15 所在地 三原市久井町筋原 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いどころ 思いどころ 思いどころ 調査形態 天気 晴 環境像 調査の結果 - 中山間の補助事業の中で、集落全体に猪よけの柵がはってある。 - 猪により、石垣がくずされたり、農作物が荒らされる。特に田んぼをふみあらし、稲、猪の匂いがつき、収穫できない。 - 人間が柵の中で暮らしている感じ。 - まわりの草がよく刈られているので、ゴミが少ない。 - 久井町全域、山ありの農業は大変。 環境像 - 山林に木の葉（落ち葉）が落ち、猪が田畑に出ないようにする。 - 生ゴミと田畑に落ちた葉を再利用し、猪の糞にしない。	
久井地域	No.9	大和地域	No.1
岩海・宇根山		椋梨上（雨水タンク）	
まちのアルバム No.9 [久井地域] 岩海・宇根山 H18.12.23 (土) 13:40 所在地 三原市久井町吉田 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いどころ 思いどころ 思いどころ 調査形態 天気 晴 環境像 調査の結果 - 整備が不十分で、雑草木におおわれている。 - 岩の下から水琴窟が聞こえる。 - 整備されている所は、久井町の自慢。 環境像 岩海整備実行委員会と立ち上げ、岩海周辺を整備する。 あすなろから天文台まで散策できるように遊歩道をつくる。 観光地としてのアピールが必要。		まちのアルバム No.1 大和地域 椋梨上（雨水タンク） H19.1.20 (土) 10:20 所在地 三原市大和町椋梨上 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 課題選択種別 思いどころ 思いどころ 思いどころ 調査形態 天気 晴れ 環境像 調査項目と結果 ■雨水タンクの利用方法 畑・植木への散水 庭への打ち水、家庭の排水利用 ■成果（良かったこと、困ったこと） 自然の雨水利用だから、電気を使わないことが良い。 電気代の節約になる。簡単な設備で利用出来る。 タンク内の水がよごれる。 環境像 - 保育園、学校等へタンクを設置し利用を拡大する。 - 現在町内の家庭に設置されている（10戸）のを更に拡げていく。 - 三原市広報誌などでPRを広げる。	

大和地域	No.2	大和地域	No.3
芦田川源流		ヒョウモンモドキ生息地	
			
大和地域	No.4	大和地域	No.5
下徳良（徳良川）		白竜湖	
			

大和地域	No.6	大和地域	No.7
JA和木支店の裏山		大具川	
まちのアルバム No.6 大和地域 「JA和木支店の裏山」 H19.01.20(土) 13:45 所在地 三原市大和町 和木 標梨 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 記録撮影時刻 良いところ (無) 悪いところ 調査形態 天気 現地・車中  〈調査項目と結果〉 ●里山の様子は、多量な松枯れ、植林が針葉樹に片寄っている。 ●里道周辺の様子は、道中が倒木が多く通行に支障あり、ゴミあり。 ●その他、山太きで自己、竹ケ山を覆う。 〈環境像〉 ●林道を生かして歩ける環境に、緑・水・松茸健康を!! ●自然と地域と守れる里山に		まちのアルバム No.7 大和地域 大具川 H19.1.20(土) 14:00 所在地 三原市大和町 標梨 カテゴリ みどり・水辺・エコライフ 記録撮影時刻 良いところ (無) 悪いところ 調査形態 天気 現地・車中 はれ  〈調査項目と結果〉 ●河川改修工事による自然破壊、残っている200m区間に残された水中、水際、岸環境が残っている。 ●河川改修による護岸の整備(地域の要望)魚、ホタルの住める自然をとりどす。 〈環境像〉 ●ホタルが住める川に復元したい。 ●町内のモデル河川に。	

5 環境用語集

あ〜お (ア行)

【あ】

アイドリング・ストップ

自動車走っていない時に、エンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）をやめることである。

【い】

硫黄酸化物（ SO_x ）

硫黄と酸素の化合物の総称であり、二酸化硫黄（ SO_2 ）、三酸化硫黄（ SO_3 ）が主なものである。重油など硫黄分を含む燃料の燃焼によって発生する。 SO_2 は刺激臭のある無色のガスであり、 SO_3 は吸湿性が強く湿った大気中では水蒸気と化合して硫酸ミストとなる。

一酸化炭素（ CO ）

炭素または炭素化合物が不完全燃焼するか、炭酸ガスが赤熱した炭素と接触する時に生ずる無色、無臭の空気より少し軽い有毒ガスである。

燃料などの不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。 CO は血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなどの健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生じるし尿、ごみ、粗大ごみなどのほか、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くずなどの産業廃棄物に含まれない廃棄物の総称である。

移動発生源

大気汚染の原因となる排出ガスや騒音・振動を発生する自動車、鉄道、航空機などのことで、公害の発生源が移動するものである。

医療廃棄物

医療機関、保健施設などから発生する医療行為に伴う廃棄物であり、そのなかには、感染性廃棄物のほか、有害化学物質などの危険物質が含まれるものがある。医療廃棄物の処理の最大の課題は、基本的には感染性廃棄物をいかに適切に処理するかであるため、通常、医療廃棄物は感染性廃棄物とほぼ同じ意味で使われている。

また、在宅医療による同様のものは廃棄物処理法上、特別管理一般廃棄物であり、市町村に処理責任があるが、注射器を含むすべての在宅医療廃棄物の受入については、収集時の針刺事故などの問題がある。

【え】

エコアクション21

主に中小企業などに対して、「環境への取組を効果的、効率的に行うシステムを構築、運用、維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。認証・登録に関する費用はISO14001に比べ5分の1〜10分の1程度である。

エコクッキング

環境に配慮して調理全般を行うことである。例えば、水を汚さないよう工夫したり、これまで捨てていた部分も使ったりすることである。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のことである。主な内容としては、アイドリング・ストップ、経済速度の順守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、堆肥などを使った土づくりと化学肥料、化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者のことである。

エコマーク

日本環境協会により、資源を再利用するなど環境保全に役立つ商品に付けられるマークのことである。エコマークを付ける基準は、商品ごとに決まっていて、製造過程、使用する時、捨てる時、すべてにおいて環境にやさしいかどうかを考慮されている。

園芸種

野生生物を、より美しい花が楽しめる、より味のよい実が取れるなど、様々な園芸目的に合わせて改良・育種したもの、園芸品種のことである。

【お】

オストメイト

ストーマを持つ人のことである。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。ストーマとは、手術によって便や尿を排泄するために腹壁に造設された排泄孔のことである。

オゾン層の破壊

地球をとりまくオゾン層は、大気の成層圏、地上から 10～50 km にあるオゾン濃度の比較的高い層にあり、太陽光線に含まれる有害紫外線の大部分を吸収している。これが破壊されると地上に降り注ぐ有害紫外線が増え、皮膚がんや白内障などの増加、農業への影響などが心配される。オゾン層を破壊する物質は主にフロンのうち塩素を含むもので、冷蔵・空調機器の冷媒などとして利用されてきた。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称である。京都議定書における排出量削減対象となっており、環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)(一酸化二窒素)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)の 6 種類がある。

か〜こ (力行)

【か】

海岸環境整備事業

海水浴場として利用されている海岸の整備及びレクリエーション空間の創造と地域の活性化を図る事業のことである。

街区公園

都市公園の種類の一つで、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積を 0.25 ha を標準として配置する。

外来生物

ある地域に人為的(意図的または非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息または生育する生物のことである。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがある。

化学的酸素要求量

COD 参照。

合併処理浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理する浄化槽のことである。これに対し、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がある。

環境家計簿

毎日の生活において、環境に負荷を与える行動や環境にいい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、一定期間の集計を行ったりするものである。

環境管理

環境マネジメントとも呼ばれ、企業などの事業組織が、法令などの規制基準を順守することの他、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することである。環境保全に関する方針、目標、計画などを定め(Plan)、これを実行、記録し(Do)、その実行状況を点検(Check)して方針などを見直す(Action)という一連の手続きを環境管理システムと呼ぶ。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の条件に関する基準で、環境基本法に基づいて国が定めることになっている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めるうえでの目標となるもので、公害発生源に対する直接の規制基準ではない。

環境基本計画

環境基本法第 15 条では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めるとし、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めている。平成 6(1994)年に第 1 次計画、平成 12(2000)年に第 2 次計画、平成 18(2006)年に第 3 次計画が閣議決定された。

環境騒音

環境基準が問題にされた頃から使われた用語であるが、ある地点において、特定の音源の騒音だけではなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。

例えば、自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒に混じっている騒音などである。

環境への負荷

環境基本法第 2 条では、「環境への負荷」について、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定めている。大気汚染物質や水質汚濁物質、廃棄物などの排出、騒動・振動の発生、森林の伐採や土地開発による土地の改変などがある。

環境保全型農業

生産性との調和を図りながら、環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のことである。

近年、有機農産物など化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者の要望が増え、環境保全型農業への関心がますます高まっている。

感染性廃棄物

医療機関などから発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類の観点より、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

血液の付いた脱脂綿やガーゼ、包帯、注射針、はさみ、メス、アンプル、手袋、採血管など。感染性廃棄物の処理は、特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物または特別管理一般廃棄物）として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法などが処理基準として定められている。

【き】

汽水

海水と淡水とが混じり合っている塩分濃度の低い水のことである。一般には川が海に淡水を注ぎ入れている河口部がこれにあたる。

揮発性有機化合物

(VOC ; Volatile Organic Compounds)

常温常圧で空气中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントやSPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与していると考えられている。

漁業集落排水処理施設

漁業集落における生活環境の向上及び海洋汚染防止を図るため、し尿、生活雑排水を処理する施設のことである。

近隣騒音

交通騒音、工場騒音と異なって、音源の種類が多岐にわたり、不特定な場所、時間に発生することにより、近隣の人々に影響を及ぼす騒音のことである。例えばピアノ、その他の楽器の騒音、クーラーその他冷暖房の音、TV、ステレオの音、ペット鳴き声などがある。

【く】

クールビズ (COOL BIZ)

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称のことである。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表である。「涼しい」や「格好いい」という意味の「cool」と、仕事という意味を短縮した「biz」を組み合わせた造語である。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、でき

る限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することである。

グリーン購入方針

グリーン購入法では、市町村は、毎年度物品などの調達に関して環境物品などの調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとされている。

三原市では、環境への負荷を低減し、環境に配慮した行動により率先的に取り組むため、「三原市グリーン購入方針」を策定し、取組の強化を図っている。

グリーンマーク

古紙の利用を推進するために、古紙再生促進センターの認定を受けた古紙再生利用製品に付けられるマークで、古紙を原則として 40%以上（トイレットペーパーとちり紙は 100%、コピー用紙と新聞用紙は 50%以上）使用しているものに付けられる。

【こ】

公害防止計画

環境基本法に基づき、総合的公害防止政策を講ずることが必要な地域について、内閣総理大臣の指示に基づき、都道府県知事が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた計画のことである。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により化学反応を起こし、生成されるオゾンなどを主体とする酸化性物質の総称である。光化学スモッグの主成分であり、これらは、人間の目や気管支などの粘膜に刺激を与える。

航空機騒音

航空機の運行に伴って発生する騒音である。①音がきわめて大きい、②ジェット機では金属性の高い周波数成分を含む、③間欠的かつ衝撃的である、④上空で発生するため被害面積が極めて広い、などの特徴がある。したがって、測定評価方法として“WECPNL”を用いている。対策としては、①低騒音エンジンの開発、②運行規制、③障害防止措置や緩衝緑地帯などの整備が考えられる。

洪水ハザードマップ

河川が氾濫した場合に備えて地域の住民の方々がすばやく安全に避難し、被害を最小限に抑えることを目的とし、避難場所情報を地図上に明示したものである。

交通バリアフリー道路特定事業計画

交通バリアフリー法第 10 条に基づき、道路管理者が基本構想に沿って事業計画を実施することができる。道路特定事業は「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に準拠して実施する。

公共下水道

家庭や工場などからの下水を直接に受け入れられる下水道で、原則として市町村が行う事業である。この公共下水道のうち下水処理場があるものを「単独公共下水道」といい、下水処理場がなく、下水道管の下流（流末）を、都道府県が行う「流域下水道」につながるものを「流域関連公共下水道」という。

高度処理

通常の二次処理による処理水の水質をさらに向上させるために行う処理のことである。二次処理の除去対象水質（BOD、SS など）の向上を目的とするもののほか、二次処理では十分除去できない物質（窒素、りんなど）の除去率向上を目的とする処理である。

コージェネレーション

一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用することである。例えば、発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うものがある。

コーディネーター

調整役であり、いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係のことである。

子どもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が募集しているクラブである。

コンポスト

家庭から排出される生ごみなどの有機物を含む廃棄物に微生物を混ぜ、発酵させることによって堆肥にすること、及びその堆肥のこと。

また、生ごみ処理容器自体をいう場合もある。

さ〜そ（サ行）

【さ】

最終処分

廃棄物を最終的に処分するために、埋め立てなどにより処分することである。最終処分場の種類は、それぞれ廃棄物の性状などによって基準などが定められている。

里山

農家の裏山や人里近くの丘陵、低山帯に広がる農用林のことである。里山は、稲作農耕文化と深く関わりを持ちながら形成された林で、周囲の水田やため池、水路、河川とともに豊かな生物相を育み、まとまりのある景観をつくりあげてきた。最近では、周辺環境を含めて、里山と呼ばれることも多い。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、法令で定める 20 種類の廃棄物と輸入された廃棄物をいう。産業廃棄物の処理は、排出事業者自ら処理することが原則であるが、適正に処理する能力をもつ処理業者に処理を委託することも認められている。また、これらの処理を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた基準に従わなければならない。

酸性雨

一般に水素イオン濃度（pH）が 5.6 以下の雨水をいい、大気汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物が原因で生じる。湖沼や森林などの生態系に影響を与えるほか、建物や文化財に被害を与えることで問題となっている。

【し】

自主防災組織

地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連携意識に基づいて災害による被害の防止、軽減を図ることを目的に、自主的に結成した組織のことである。

自然公園

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称であり、自然公園法及び都道府県の条例によって指定、管理される。自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養などに資することを目的としている。

重金属

アルミなどの軽金属に対し、金、白金、銀、水銀、クロム、カドミウム、鉛、鉄など、比重が 4〜5 以上の金属を重金属という。重金属は毒性が強いものが多く、それらは微量であっても繰り返し摂取した場合、体内で蓄積され、人体に有害である。日本では、昭和 40 年代から重金属や有害化学物質については、環境基準の健康項目の対象として水質測定及び排水規制が実施されてきた。

小規模崩壊地復旧事業

治山事業の一環として山地の崩壊により人家などに被害を与えるおそれがあり、かつ一定の基準を満たすものについて復旧及び予防工事を行う事業である。

情報基盤整備事業

高度情報化社会の到来に対応し、生活・産業の両面において、利便性の高いより魅力的な情報通信環境を創出するため、光ファイバーやケーブルテレビなどの情報通信基盤の整備を行う事業である。

新エネルギー

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電など、化石燃料に代わる新しいエネルギーの総称である。

【す】

水源かん養

森林が有している機能で、樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和など河川流量が平準化されることである。

【せ】

生活排水

生活雑排水及びし尿のことである。

生活雑排水

炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴って排出される水のことである。

生態系

ある空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのことである。

例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が、相互に作用しあい、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物化学的酸素要求量

BOD参照。

生物多様性

あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた概念である。

生物の多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

全窒素（T-N；Total Nitrate）

水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量を表したものである。下水中の窒素はリン同様、し尿、生活雑排水、工場排水、農業排水に由来し、水の汚染指標として重要である。

全リン（T-P；Total Phosphate）

無機性リン及び有機性リンの総量を表したものである。リンはし尿、洗剤、肥料などに多量に含まれているため、水中のリンの増加は生活排水、工場排水、農業排水などの混入によるものが考えられる。

た〜と（タ行）

【た】

ダイオキシン類

ダイオキシンとは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)のことをいい、これに同様の性質を持つポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(CO-PCB)を加えてダイオキシン類と呼んでいる。ごみの燃焼過程などで意図せずに生成される有害な有機塩素化合物であり、塩素の数と配置によって200以上の種類があり、毒性の強さが異なる。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称である。大腸菌は、哺乳動物の腸内に棲息して消化を助け、それ自体は人間の健康にとって有害なものではない。しかし、河川水や海水中に多数の大腸菌群が存在する場合は、その水が人畜の排泄物で汚染されていることを示し、公衆衛生上からみて消化器系伝染病原菌（赤痢菌、疫痢菌、チフス菌など）が存在する可能性が考えられる。単位は河川、湖沼及び海域の水はMPN/100mLを用いる。MPNはMost Probable Number（最確数）の略で、確率理論上最もありそうな数値を意味する。工場排水及び下水については個/cm³で示される。1cm³=1mLである。

堆肥化（コンポスト化）

廃棄物中の有機性物質などから微生物の働きによって堆肥をつくること。堆肥（コンポスト）は低下した地力を回復させるための土壌改良剤や肥料として利用される。

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池によって電気エネルギーに変換することである。最近では、事業所ばかりではなく、システムを導入する一般家庭も増えている。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことである。浄化槽法改正により、平成 12(2000)年 12 月より新規設置が禁止された。法律では、「みなし浄化槽」という。

【ち】

地域防災計画（市町村地域防災計画）

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、市町村における地域住民の生命身体及び財産を災害から保護するため、防災に関して必要な組織体制及びこれを構成する関係諸機関の行うべき活動を定めた総合的な防災計画のことである。

地球温暖化

石油などの化石燃料の燃焼により二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象のことである。海面の上昇や気候の変化により、人類や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

地産地消

地域で生産された物をその地域で消費することである。消費者の食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する地域発の動きとして注目され、地産地消を意識して農産物を生産、販売する生産者や、買い物をする消費者が増えている。

窒素酸化物（ NO_x ）

窒素と酸素の化合物の総称であり、一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）が主なものである。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、 NO が生成し、空気中で徐々に NO_2 に変化する。これらの反応過程において炭化水素などが存在すれば、二次汚染物質としてのオキシダントを生成する。発生源は、自動車、ボイラーなどの高温燃焼施設、硝酸化学工業など、広範囲にわたっている。 NO に刺激性はないが、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の補給を阻害し中枢神経系の症状を起こす。 NO_2 はその他粘膜刺激性をもち、呼吸気道及び肺に障害を与える。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素、 N_2O ）は、温室効果ガスのひとつである。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るため、狩猟を禁止し、営巣、給水、給餌の施設を設ける区域である。

【て】

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量が少ない自動車のことである。地球温暖化、地域

大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などが実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。その他、LPG 車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車など多種多様なものがある。

平成 13(2001)年に定められた「低公害車開発普及アクションプラン」では、「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車に加えられた。

底質

河川、湖沼、海域などの水底に堆積した土砂、泥などを一般的に底質のことである。水底の土砂、泥などは、洪水や浚渫など特殊な事情が生じないと、あまり大がかりな移動拡散が少ないため、過去からの汚染状況を推定する資料となる。また、底質の汚染が水質の悪化、魚介類の汚染、へい死などの原因になることもあり、総水銀と PCB については、汚染の拡大を防止するため暫定除去基準が設定されている。

低周波の空気振動

一般的には可聴域以下の周波数（0.1Hz～20Hz）の音波のことである。発生源としては工場機械、高速道路高架橋、新幹線トンネルなどがあるが、測定機、測定方法などについては確立したものがなく、また、身体的影響についても未知な部分が多い。

鉄道騒音

列車の走行に伴って発生する騒音である。主な騒音源は、走り装置（車輪とレールの衝突摩擦音）である。対策として、①防音壁の嵩上げ、②パンタカバー（パンタグラフを囲うカバー）の設置、③レールの削正などがあり、音源対策のみで環境基準の達成が困難な場合には、家屋の防音工事が行われている。

【と】

透水性舗装

舗装面に降った雨水を舗装材の空隙を通して地中に浸透させる舗装である。快適な歩行、自動車の運行確保や地下水のかん養とともに、汚濁負荷を含む雨水の流出抑制にも効果がある。

道路交通騒音

自動車の運行に伴い発生する騒音である。主な発生源はエンジン音・排気音及びタイヤと路面の摩擦音であり、特に大型トラックなどが問題となっている。対策としては、①規制強化、②自動車構造の改善、③道路環境の整備、④道路建設時の対策、⑤被害者側の防音などが考えられる。

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において、生活環境の改善、貴重な観光資源である湖沼や河川を水質汚濁から防ぐことを目的として設置される下水道のことである。

特別栽培農産物

農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況である。）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物のことである。

都市公園

計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得した上で、公園として整備管理するものである。都市公園には、都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観、健康・レクリエーション空間、精神的充足といった役割があり、都市公園には、身近な遊び場や日常のスポーツ、散策、休息などのための比較的小規模なものから、週末や長期のレクリエーション利用のための大規模なものまで、利用対象や誘致圏、機能に応じて区分されている。

な〜ほ（ナ行、ハ行）

【な】

75%値

河川における生物化学的酸素要求量（BOD）、または海域における化学的酸素要求量（COD）の環境基準の評価方法として用いられる。年間の日平均値のデータ（データ数n）を小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目のデータを75%値という。年12回測定した場合は測定値の小さいものから9番目、年6回の場合は5番目の値である。

【に】

二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、燃料中の硫黄（S）分が酸化燃焼されSO₂として排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が大きい。SO₂によって動物も植物も被害を受けるが、植物では葉たばこが特に弱いといわれている。SO₂の人体に対する影響では、粉じんの相乗効果が大きく、障害としては感冒症候群、気管支ぜんそく咽喉頭炎などがある。発生源としては、重油燃焼ボイラー、硫酸工場、製油所、ごみ焼却場などがあげられる。

二酸化窒素（NO₂）

一酸化窒素（NO）が酸素に触れると生成する赤褐色の気体である。二分子が重合してできる無色の四酸化二窒素（N₂O₄）との間で平衡が成立し、150度ではほぼ100%、常温では約30%がNO₂として存在し、液体（沸点21℃）、固体（融点マイナス9℃）ではほとんどN₂O₄として存在する。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

【ね】

熱帯林の減少

焼畑移動耕作、薪の過剰採取、農地への転用、過放牧、商業材の伐採などにより、毎年熱帯林が1,130万ha（本州の約半分の面積）減少していると推測されている。熱帯林の減少に伴い、開発途上国の産業・生活基盤や野生生物の生息地が損なわれるほか、気候変化や土壌流出などの影響も生じている。

【の】

ノルマルヘキサン抽出物質（油分）

主として水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素誘導体、グリース油状物質の総称で、通常「油分」といわれる。

油分としては塗料、石油化学または一般機械に使用する潤滑油などの鉱物油、畜肉または魚肉に含まれる動物性油、なたね油などの植物性油がある。これらの油による被害としては農作物（稲その他）、水産物、（ノリ、カキなど）の表面に付着することによって生育に著しい影響を与える。また、河川などに流出すると、腐敗によって悪臭を発するとともに有機汚染の原因となる。

農業集落排水処理施設

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設のことである。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全に資するものである。

【は】

パートナーシップ

市民、事業者、行政など立場が違う者同士が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のことである。

ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係わる被害を生ずる恐れがある物質で、政令で定めるものである。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものである。

ばいじん

「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの固体粒子状物質のことである。なお、降下ばいじんは、自重や雨の作用によって地上に降下したばいじんや粉じんである。

バリアフリー

高齢者や障害者が生活するうえで行動の妨げとなる障壁（バリア）を除去することである。

バリアフリー法認定建築物

高齢者や身体障害者が円滑に利用できる建築物のことで、バリアフリー法に基づく一定の判断基準に適合すると認定建築物となり各種の優遇措置が受けられる。

【ひ】

ビオトープ（Biotope）

ドイツ語で「生物」を意味する“Bio”と「場所」を意味する“Tope”の合成語であり、野生生物の生息可能な自然生態系が機能する空間という意味である。また、ビオトープを互いに結びつけるなど効果的に配置することで、全体としての生態系の質の向上を図る考え方をビオトープネットワークと呼ぶ。

ひろしまの森づくり県民税

広島県では、森林を手入れし、森林の役割を最大限に発揮させながら、安らぎと潤いのある県民生活を維持し、次の世代へ引き継いでいくために、平成 19(2007)年度から「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろしまの森づくり事業」を開始した。税収の使途は、人工林対策、里山林対策、環境緑化対策、木材利用対策、情報発信や意識啓発などである。

【ふ】

富栄養化

湖沼などの植物栄養塩類の濃度が高まることである。都市化や産業の集中により、生活排水などが流れ込むことによって、窒素やりんが増え、植物プランクトンなどが異常繁殖する。

また、酸素が不足して魚や貝類が死んだり、悪臭を放ったりすることもある。富栄養化により、湖沼にプランクトンが異常繁殖し、気象条件などにより上方に集積することによって、水面が緑色に変色する現象はアオコと呼ばれる。

不法投棄

法律に定められた基準に基づき、廃棄物を適正に処理処分することなく、山林、河川敷、空地などにみだりに捨てる行為をいう。一般的には建設廃材などの河川敷などへの不法投棄が多い。あき缶一個でも投げ捨ては不法行為として罰せられる。

浮遊物質（SS：Suspended Solid）

粒径 $1\mu\text{m}$ ～ 2mm で、水中に浮遊している不溶性の物質をいう。重要な汚濁指標のひとつで、SSが多くなると、水は濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼしたりする。一般には水域の生物などの正常な生活活動を維持するには、 25mg/L 以下が望ましいとされており、SS が大きい程、水が濁っていることを示す。これは地表から流出した粘土や有機質、プランクトン、その他の微生物、あるいはそれらの遺骸、各種工場排水の濁りなどの単独、組合せからなるものである。

浮遊粉じん

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するもの。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などをひきおこす原因物質のひとつといわれる。

浮遊粒子状物質

（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。

プランクトン

浮遊生物ともいい、池、湖沼、海域などの水に浮かぶ微生物で、原生動物。植物ではケイソウ類、べん毛類、双べん毛類、接合そう類、単細胞の緑そう類などを含む。魚類のよいえさとなり、その繁殖は漁業と密接な関係がある。

フロン

メタン、エタンなどの炭化水素に塩素及びフッ素が結合した化合物の総称。このうち、水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（CFC）といい、特にオゾン層を破壊する力の強い CFC-11 などの 5 種類を特定フロンという。

CFC は化学的に安定な物質であるため、大気中に放出されると対流圏では分解されずに成層圏に達してオゾン層を破壊する。

文化財

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産で、我が国の歴史、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを「重要文化財」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」などとして国が指定選定し重点的な保護の対象としている。

粉じん

物の破碎・選別などの機械的処理や、たい積に伴い発生、あるいは飛散するもののことである。

粉じんのうち石綿、その他の人の健康に係わる被害を生じる恐れがある物質で、制令で定めるものを、「特定粉じん」という。特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

【ほ】

ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所である。

ま〜わ（マ行、ヤ行、ラ行、ワ行）

【ま】

マイバッグ持参運動

自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のことである。マイバッグ持参運動を支援するスーパーも増えており、レジ袋を有料にしたり、レジ袋を断ったりすることで、スタンプやポイントをため、商品券などと引き換えるなどの取組が展開されている。

マニフェスト制度

産業廃棄物の適正処理を推進するため、マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄を未然に防ぐための制度である。

【み】

三原市大和まちづくり景観条例

景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、地域住民一人ひとりの参加のもとで、個性的で魅力あるまちづくりを推進し、豊かな生活環境の向上を図ることを目的とする。

大和地域を対象とし、景観形成指針、景観形成基準を定めることができる。また、大規模行為について規定が定められている。

【ゆ】

有害大気汚染物質

大気汚染法で定めるばい煙のうち、物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質で、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化硅素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質が定められている。

有機物

炭素を含んだ複雑な化合物のことであり、有機化合物ともいわれる。タンパク質、脂肪、炭水化物、アミノ酸などが有機物となる。炭素を含まない化合物を無機化合物（無機物）というが、二酸化炭素、一酸化炭素、ダイヤモンド、炭酸カルシウムなどは、炭素を含んでいても無機物に分類される。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方である。

【よ】

溶存酸素量（DO：Dissolved Oxygen）

水中に溶けている酸素の量を mg/L で表したもので、溶存酸素自体は、温度と気圧によって、飽和量が決まっている。通常溶存酸素の補給は、大気からの溶けこみや藻類などの光合成に付随しておきる炭酸同化作用によるが、水中での消費とのバランスで、その水域の溶存酸素量が定まり汚濁が進めば、溶存酸素量は低くなる。河川の良い水質は 7.5mg/L 以上。水産用水では、マスのふ化条件は 7.0mg/L 以上。農業用水としては、5.0mg/L 以下は根ぐされが生じる。一般に水質の汚濁限界点は 5mg/L とされ、5mg/L 以下になると魚類の生活はおびやかされ、3mg/L 以下になると棲息できないといわれている。また、1mg/L 以下になると、底質から硫化物、メタンガスなどが発生するようになる。

【ら】

ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステムである。災害などでこれらの機能が停止することは市民生活に大きな支障となる。

【R】

リサイクル

廃棄物を再使用または再資源化することである。本来のことばとしての意味は、「RE」=再び、「CYCLE」=循環する、という意味である。

リターナブルびん

ビールびん、一升びんや、牛乳びんなどを現在の形のまま洗浄・殺菌して市場で何回も使用するびんのことである。リターナブル容器とも呼ばれる。

流域下水道

2つ以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。

硫化水素 (H_2S)

化学反応や火山噴火の他、たんぱく質の腐敗分解によって発生する。低濃度では卵の腐ったような不快臭があり、粘膜の刺激作用がある。

硫化物

汚濁河川の底質分解や地下の有機性堆積物の嫌気分解で起こるもので、硫黄と金属または水素などとの化合物の総称である。例えば硫化水素、二硫化炭素、メルカプタンなどである。

緑地環境保全地域

市街地の周辺の樹林、湖沼などが所在する地域など、自然的社会的諸条件からみて、自然環境を保全することが特に必要な地域のことである。

A~Z (アルファベット)

【B】

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のことである。水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。河川などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標である。自然公園内の河川など人為的汚濁のない河川では1 mg/L 以下、水道用水としては、一般の上水処理方法では3 mg/L の原水処理は困難であり、ヤマメ、イワナなど清水性魚類の棲息に2 mg/L 以下、アユ、マスなどは3 mg/L 以下、コイ、フナなどは、5 mg/L 以下が適当である。

【C】

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のことである。水中の有機物が化学的に酸化分解されるときに必要な酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。湖沼や海域などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標である。湖沼では、植物プランクトンや藻類の光合成などによる酸素の影響を受け、BOD では的確に有機物の量を測定できないこと、海域では、海水中の塩分が影響してBODが測定しにくいことため、CODが指標として用いられている。

【I】

ISO 14000 シリーズ

(ISO: International Organization for Standardization)

国際標準化機構 (ISO) が制定・発効した環境管理システムと環境監査に関する国際規格のことである。製品そのものではなく、製品提供の過程について統一基準を示すもので、環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定などを盛り込んでいる。

【N】

NPO

(Non-Profit Organization (非営利民間組織))

環境・福祉・国際交流などに関する目的で広範囲にわたりさまざまな活動を行っている非営利の民間組織である。

類似用語として、NGO (Non-Governmental Organization (非政府組織) の略) があるが、これは、人道的な目的や人権・環境・軍縮などに関する目的で国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織のことである。

【M】

MSDS 制度 (化学物質等安全データシート) (Material Safety Data Sheet)

事業者が化学物質及びそれらを含む製品を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取り扱いに関する情報の提供を義務付ける制度である。

【P】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

塩素を含んだ合成油の一種で塩素数により数種類あるが、いずれも熱化学分解に対して安定な物質である。熱媒体・絶縁油・ノーカーボン紙など広い用途に使われたが、その安定性のため自然界で分解されず、生物に濃縮されることが、カネミ油症事件の原因物質で新しい環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、現在は製造が中止されている。

PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検）→Action（行動）からなるサイクルのことである。環境管理システムにおいても、このサイクルを繰り返し回すことにより継続的改善を図っていくことが基本となる。

pH（水素イオン濃度）

水の酸及びアルカリ性の度合を示す値で、pH値7が中性でこれより数値が小さくなる程強い酸性を示し、又、数値が14に近くなる程強いアルカリ性を示す。正確には、「水素イオン濃度指数」といい、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値である。

なお、特殊な場合を除き、河川の表流水はpH7付近にあり、また、海水はpH8.2付近と、ややアルカリ性になっているのが普通である。

PRT制度

（Pollutant Release and Transfer Register）

環境汚染物質排出・移動登録のことである。工場・事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、その結果を行政に報告し、行政がそれを公表する。公表された情報を、事業者・県民・行政が有効に活用することによって、化学物質の環境への排出を減らし、環境リスクを低減していこうとするものである。

なお、PRT法とは特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律である。

【S】

SS

（Suspended Solid）

「浮遊物質」参照。

【V】

VOC

（Volatile Organic Compounds）

「揮発性有機化合物」参照。

〔資料：平成19年度環境・循環型社会白書 環境省，環境省ホームページ，広島県ホームページ，造園用語辞典第二版 東京農業大学造園科学科，環境キーワード事典，環境法政研究会〕

6 環境基準等

環境項目	環境基準等及び関連法令
共通	◆環境基本法 平成 5(1993)年法律第 91 号。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。
	◆公害防止組織整備法（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律） 昭和 46(1971)年法律第 107 号。公害防止組織を整備することにより事業場における公害を防止するための法律。
	◆公害罪法（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律） 昭和 45(1970)年法律第 142 号。事業活動に伴って、工場や事業所などによって人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害を防止することを目的としたもの。
	◆公害防止事業費事業者負担法 昭和 45(1970)年法律第 133 号。公害防止事業に要する費用の事業者負担に関し、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他必要な事項を定めたもの。
	◆公害紛争処理法 昭和 45(1970)年法律第 108 号。公害に係る紛争の調停、仲裁等を目的とした法律。
	◆公害健康被害の補償等に関する法律 昭和 48(1973)年法律第 111 号。公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るための法律。民事上の損害賠償責任を踏まえ、汚染物質の排出原因者の費用負担により、公害健康被害者に対する補償給付等を行うもの。制度の対象となる疾病は、気管支ぜん息等のような原因物質と疾病との間に特異的な関係のない疾病並びに水俣病、イタイイタイ病及び慢性砒素中毒症のような原因物質と疾病との間に特異的な関係がある疾病の 2 種類がある。
	◆広島県環境基本条例 平成 7(1995)年制定。環境の保全について、基本理念を定め、広島県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としたもの。
	◆広島県生活環境の保全等に関する条例 平成 15(2003)年制定。広島県公害防止条例を全面的に改正した条例。人の健康または生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全することを目的としたもの。 大気環境の保全、水環境の保全、土壌環境の保全、騒音の防止、悪臭の防止、自動車排出ガス等の削減、化学物質の適正管理、資源の循環的利用及び廃棄物の適正処理、地球温暖化の防止、環境教育及び環境学習の推進について定められている。

環境項目	環境基準等及び関連法令
自然環境	◆自然環境保全法 昭和 47(1972) 年法律第 85 号。自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的としたもの。自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、すぐれた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保存することなどを規定している。 ◆自然公園法 昭和 32(1957) 年法律第 161 号。優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。同法に基づき、わが国を代表するすぐれた風景地については国立公園、国定公園に指定し、都道府県を代表する風景地については都道府県立自然公園に指定されている。 ◆工場立地法 工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図ることを目的として制定された法律。工場立地法では、「特定工場」の新設・増設・変更に当たって、定められた「準則」に沿った建設計画を定め、着工の 90 日前までに届出を行うこととされている。 ◆工業用水法 昭和 31(1956) 年法律第 146 号。工業の健全な発達と地盤沈下防止を図るため、特定の地域における、井戸による工業用地下水の採取についての規制を定めたもの。平成 18(2006) 年 3 月現在、10 都府県 17 地域が政令により指定されている。 ◆ビル用水法（建築物用地下水の採取の規制に関する法律） 昭和 37(1962) 年法律第 100 号。地盤沈下の防止を図るため、特定の地域における、井戸による建築物用地下水の採取についての規制を定めたもの。平成 18(2006) 年 3 月現在、4 都府県 4 地域が政令により指定されている。 ◆環境アセスメント法（環境影響評価法） 各種の開発事業に対して行われる環境アセスメントの手続を定めた法律。一般に「アセス法」と略称される。平成 9(1997) 年に成立、平成 11(1999) 年に施行された。環境アセスメント（環境影響評価）とは、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことである。 本法施行以前は、いわゆる閣議アセスが行われていた。閣議アセスからの変更点としては、対象事業の拡大、アセス結果に対する環境省意見の許認可への反映を謳った横断条項の設置、住民意見の提出機会の増加、スクリーニング、スコーピング手法の導入、生物多様性や住民の自然との触れ合いに及ぼす影響も調査内容に加えること、環境影響の低減に最大限の努力をしたかどうかを評価の判断材料に加えること、などがあり、意思決定段階における環境配慮が大幅に強化された。しかし、本法によって行われる環境アセスメントは、事業実施段階におけるものであり、もっと早期に行う計画アセスや戦略的環境アセスメントの必要性が指摘されている。 ◆防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 自衛隊等の行為または防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とし、騒音防止工事の助成（学校、病院等の防音工事）、住宅防音工事の助成、移転等の補償、移転先地の公共施設整備の助成、土地の買い入れ、買い入れた土地の無償使用、緑地帯の整備等の各種施策を定めたもの。

環境項目	環境基準等及び関連法令
自然環境	◆<u>国土利用計画法</u> 国土全体を通じて、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件を考慮しつつ、総合的、長期的観点に立って、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、調和のとれた国土の有効利用を進めていくことを目的としている。 ◆<u>都市計画法</u> 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の増進に寄与することを目的として旧都市計画法（大正 7(1918)年）と住宅地造成事業に関する法律（昭和 39(1964)年）を統合し、昭和 44(1969)年に制定された法律。都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律で、所管は国土交通省。 都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、市街化区域と市街化調整区域の区分、地域地区の設定、都市施設の計画など、都市計画の内容及びその決定手続き、各種の規制等について定めている。都市計画区域の指定や都市計画の基本的な事柄については、都道府県が、その他については市町村が定めることとされている。 ◆<u>建築基準法</u> 昭和 25(1950)年法律第 201 号。国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。 ◆<u>宅地造成等規制法</u> 宅地造成に伴うがけくずれまたは土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成に関する工事等について必要な規制を定め、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的としたもの。 宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）内において、行われる一定規模以上の宅地造成に関する工事については、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ◆<u>農振法（農業振興地域の整備に関する法律）</u> 自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律。 ◆<u>農地法</u> 農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的として制定された法律。 ◆<u>森林法</u> 昭和 26(1951)年法律第 249 号。森林生産力向上を目的とした森林行政の基本法。保護・監督の行政規定と盗伐などに対する特別刑法とを内容とする。森林・林業基本法の基本計画と長期見通しに即した森林計画の樹立、保安林・保安施設地区の指定、施業・測量のための他人の土地使用、森林審議会などについて規定している。 ◆<u>広島県環境影響評価に関する条例</u> 平成 10(1998)年制定。環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的としたもの。

環境項目		環境基準等及び関連法令
自然環境	土地利用	◆広島県自然環境保全条例 自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたもの。 ◆広島県立自然公園条例 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的としたもの。
	河川・海岸	◆河川法 昭和 39(1964) 年法律第 167 号。国内の河川整備のあり方などを規定している法律。明治時代以降の近代河川管理制度は、「治水」を目的に始まり、戦後の高度成長期に急増した水需要に対応するため「利水」が目的に加わった。さらに、水質などの環境悪化の深刻化、また地域の個性を生かした川づくりへの高まりなどを受け、平成 9(1997) 年の改正で、「環境保全」「地域住民の意見の反映」の観点が盛り込まれ、従来、河川整備について水系ごとに河川管理者が定めていた「工事実施基本計画」に代えて、「河川整備基本方針」と、それに基づく 20～30 年間の具体的な整備目標となる「河川整備計画」の 2 段階で策定することが定められた。 ◆海岸法 昭和 31(1956) 年制定。台風や大地震による高潮や津波等からの防護のための海岸保全の実施を目的としたもの。その後、平成 11(1999) 年に改正され、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設、地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設、海岸法の対象となる改善の拡張、国の直轄管理制度の導入がされた。 ◆広島県自然海浜保全条例 自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたもの。
	動植物	◆種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） 平成 4(1992) 年法律第 75 号。この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的としたもの。 ◆鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 平成 14(2002) 年法律第 88 号。鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的としたもの。本法の下で、鳥獣の捕獲の制限、鳥獣保護区の指定、特定鳥獣保護管理計画による地域個体群の保護管理、狩猟制度の運用などが行われている。平成 14(2002) 年 7 月に「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」(大正 7 年法律第 32 号) が全面改正され、名称も改められた。 ◆特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 平成 16(2004) 年法律第 78 号。通称は外来生物法。生態系等に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、飼養・輸入等の規制、防除を促進することについて定めたもの。また、生態系等に被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を未判定外来生物に指定し一定期間輸入の制限を行うことも定められている。 ◆自然再生推進法 平成 14(2002) 年法律第 148 号。自然再生に関する施策を総合的に推進するための法律。自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めている。

環境項目		環境基準等及び関連法令																											
自然環境	動植物	◆遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 平成 15(2003)年法律第 97 号。カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律。平成 15(2003)年 6 月に公布され、平成 16(2004)年 2 月に施行。 ◆動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律） 昭和 48(1973)年法律第 105 号。動物の虐待防止、適正な取扱いについて定め、動物愛護の気風の招来、生命尊重、友愛等の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて、動物による人の生命、身体及び財産への侵害を防止することを定めたもの。平成 17(2005)年の法改正では、「基本指針」及び「動物愛護管理推進計画」の策定、動物取扱業規制の強化、個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化等が盛り込まれた。 ◆広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県内に生息し、または生育する野生生物が、我々の生存の基盤である生態系の基本的構成要素の一部であり、また同県の豊かな自然環境を象徴する貴重な存在であることにかんがみ、県、市町、県民等が一体となって、緊急に保護を要する野生生物の種の保護を図り、その絶滅を防止し、または保存することにより、これを県民共通の資産として次代に継承することを目的としたもの。 指定野生生物種で特定野生生物種以外のものの生きている個体の捕獲、採取、殺傷または損傷をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。また、特定野生生物種の生きている個体の捕獲等が禁止されている。																											
	大気	◆大気汚染に係る環境基準（環境基本法） <table border="1"> <thead> <tr> <th>制定年月日</th><th>物質</th><th>環 境 上 の 条 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和48.5.8 (環告第25号)</td><td>二酸化硫黄</td><td>1 時間値の 1 日平均値が[※] 0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が[※]0.1ppm以下であること。</td></tr> <tr> <td>昭和48.5.8 (環告第25号)</td><td>一酸化炭素</td><td>1 時間値の 1 日平均値が[※] 10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が[※]20ppm以下であること。</td></tr> <tr> <td>昭和48.5.8 (環告第25号)</td><td>浮遊粒子状物質</td><td>1 時間値の 1 日平均値が[※] 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が[※]0.20mg/m³以下であること。</td></tr> <tr> <td>昭和53.7.11 (環告第38号)</td><td>二酸化窒素</td><td>1 時間値の 1 日平均値が[※] 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td></tr> <tr> <td>昭和48.5.8 (環告第25号)</td><td>光化学オキシダント</td><td>1 時間値が[※] 0.06ppm以下であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">平成 9.2.4 (環告第 4号)</td><td>ベンゼン</td><td>1 年平均値が[※]0.003mg/m³以下であること。</td></tr> <tr> <td>トリクロエチレン</td><td>1 年平均値が[※]0.2mg/m³以下であること。</td></tr> <tr> <td>テトラクロエチレン</td><td>1 年平均値が[※]0.2mg/m³以下であること。</td></tr> <tr> <td>平成13.4.20 (環告第30号)</td><td>ジクロロメタン</td><td>1 年平均値が[※]0.15mg/m³以下であること。</td></tr> </tbody> </table> 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 ◆大気汚染防止法 昭和 43(1968)年法律第 97 号。工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としたもの。	制定年月日	物質	環 境 上 の 条 件	昭和48.5.8 (環告第25号)	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が [※] 0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が [※] 0.1ppm以下であること。	昭和48.5.8 (環告第25号)	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が [※] 10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が [※] 20ppm以下であること。	昭和48.5.8 (環告第25号)	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が [※] 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が [※] 0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和53.7.11 (環告第38号)	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が [※] 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48.5.8 (環告第25号)	光化学オキシダント	1 時間値が [※] 0.06ppm以下であること。	平成 9.2.4 (環告第 4号)	ベンゼン	1 年平均値が [※] 0.003mg/m ³ 以下であること。	トリクロエチレン	1 年平均値が [※] 0.2mg/m ³ 以下であること。	テトラクロエチレン	1 年平均値が [※] 0.2mg/m ³ 以下であること。	平成13.4.20 (環告第30号)	ジクロロメタン
制定年月日	物質	環 境 上 の 条 件																											
昭和48.5.8 (環告第25号)	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が [※] 0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が [※] 0.1ppm以下であること。																											
昭和48.5.8 (環告第25号)	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が [※] 10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が [※] 20ppm以下であること。																											
昭和48.5.8 (環告第25号)	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が [※] 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が [※] 0.20mg/m ³ 以下であること。																											
昭和53.7.11 (環告第38号)	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が [※] 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。																											
昭和48.5.8 (環告第25号)	光化学オキシダント	1 時間値が [※] 0.06ppm以下であること。																											
平成 9.2.4 (環告第 4号)	ベンゼン	1 年平均値が [※] 0.003mg/m ³ 以下であること。																											
	トリクロエチレン	1 年平均値が [※] 0.2mg/m ³ 以下であること。																											
	テトラクロエチレン	1 年平均値が [※] 0.2mg/m ³ 以下であること。																											
平成13.4.20 (環告第30号)	ジクロロメタン	1 年平均値が [※] 0.15mg/m ³ 以下であること。																											

環境項目		環境基準等及び関連法令																								
生活環境	大気	◆大気汚染防止法における規制の概要																								
		①ばい煙																								
		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">規制物質</th><th colspan="2">大 気 汚 染 防 止 法</th></tr><tr><th>定 義</th><th>基 準 等</th></tr><tr><td rowspan="5">ばい煙</td><td>1 硫黄酸化物</td><td>燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物</td><td>① K値規制 ② 特別排出基準 (K値) ③ 季節燃料規制</td></tr><tr><td>2 ばいじん</td><td>燃料その他の物の燃焼、熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</td><td>① 濃度規制 ② 特別排出基準 (該当なし) ③ 上乗せ基準 (未制定)</td></tr><tr><td rowspan="3">有害物質</td><td>3 一般有害物質</td><td>有害物質 (物の燃焼合成、分解その他の処理 (機械的処理を除く。) に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの) ① カドミウム及びその化合物 ② 塩素及び塩化水素 ③ フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素 ④ 鉛及びその化合物 ⑤ 窒素酸化物</td><td>① 濃度規制 ② 上乗せ基準 (未制定)</td></tr><tr><td>4 特定有害物質</td><td>特定有害物質 (燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの) (未制定)</td><td>① K値規制 ② 特別排出基準 (K値)</td></tr><tr><td>5 指定ばい煙</td><td>指定ばい煙 (政令で定めるばい煙) ① 硫黄酸化物 ② 窒素酸化物</td><td>① 総量規制 燃料規制 ② 総量規制 (該当なし)</td></tr></table>		規制物質		大 気 汚 染 防 止 法		定 義	基 準 等	ばい煙	1 硫黄酸化物	燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	① K値規制 ② 特別排出基準 (K値) ③ 季節燃料規制	2 ばいじん	燃料その他の物の燃焼、熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	① 濃度規制 ② 特別排出基準 (該当なし) ③ 上乗せ基準 (未制定)	有害物質	3 一般有害物質	有害物質 (物の燃焼合成、分解その他の処理 (機械的処理を除く。) に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの) ① カドミウム及びその化合物 ② 塩素及び塩化水素 ③ フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素 ④ 鉛及びその化合物 ⑤ 窒素酸化物	① 濃度規制 ② 上乗せ基準 (未制定)	4 特定有害物質	特定有害物質 (燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの) (未制定)	① K値規制 ② 特別排出基準 (K値)	5 指定ばい煙	指定ばい煙 (政令で定めるばい煙) ① 硫黄酸化物 ② 窒素酸化物	① 総量規制 燃料規制 ② 総量規制 (該当なし)
		規制物質				大 気 汚 染 防 止 法																				
				定 義	基 準 等																					
ばい煙	1 硫黄酸化物	燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	① K値規制 ② 特別排出基準 (K値) ③ 季節燃料規制																							
	2 ばいじん	燃料その他の物の燃焼、熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	① 濃度規制 ② 特別排出基準 (該当なし) ③ 上乗せ基準 (未制定)																							
	有害物質	3 一般有害物質	有害物質 (物の燃焼合成、分解その他の処理 (機械的処理を除く。) に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの) ① カドミウム及びその化合物 ② 塩素及び塩化水素 ③ フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素 ④ 鉛及びその化合物 ⑤ 窒素酸化物	① 濃度規制 ② 上乗せ基準 (未制定)																						
		4 特定有害物質	特定有害物質 (燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの) (未制定)	① K値規制 ② 特別排出基準 (K値)																						
		5 指定ばい煙	指定ばい煙 (政令で定めるばい煙) ① 硫黄酸化物 ② 窒素酸化物	① 総量規制 燃料規制 ② 総量規制 (該当なし)																						
②特定物質・揮発性有機化合物																										
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">規制物質</th><th colspan="2">大 気 汚 染 防 止 法</th></tr><tr><th>定 義</th><th>基 準 等</th></tr><tr><td colspan="2">特定物質</td><td>物の合成・分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) アンモニア (2) フッ化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) リン化水素 (9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素 (11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二硫化炭素 (15) ベンゼン (16) ビリジン (17) フェノール (18) 硫酸 (含三酸化硫黄) (19) フッ化ケイ素 (20) ホスゲン (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄リン (24) 三塩化リン (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化リン (28) メルカプタン</td><td>(事故時の措置) ばい煙発生施設又は特定施設 (特定物質を発生する施設) について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、 (1) 事故の応急処置を講じる。 (2) 事故をすみやかに復旧するように努める。</td></tr><tr><td colspan="2">揮発性有機化合物</td><td>大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (除外物質を除く。) 除外物質 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質) メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb 及びHFC-43-10mee</td><td>① 濃度規制</td></tr></table>		規制物質		大 気 汚 染 防 止 法		定 義	基 準 等	特定物質		物の合成・分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) アンモニア (2) フッ化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) リン化水素 (9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素 (11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二硫化炭素 (15) ベンゼン (16) ビリジン (17) フェノール (18) 硫酸 (含三酸化硫黄) (19) フッ化ケイ素 (20) ホスゲン (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄リン (24) 三塩化リン (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化リン (28) メルカプタン	(事故時の措置) ばい煙発生施設又は特定施設 (特定物質を発生する施設) について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、 (1) 事故の応急処置を講じる。 (2) 事故をすみやかに復旧するように努める。	揮発性有機化合物		大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (除外物質を除く。) 除外物質 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質) メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb 及びHFC-43-10mee	① 濃度規制											
規制物質				大 気 汚 染 防 止 法																						
		定 義	基 準 等																							
特定物質		物の合成・分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) アンモニア (2) フッ化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) リン化水素 (9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素 (11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二硫化炭素 (15) ベンゼン (16) ビリジン (17) フェノール (18) 硫酸 (含三酸化硫黄) (19) フッ化ケイ素 (20) ホスゲン (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄リン (24) 三塩化リン (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化リン (28) メルカプタン	(事故時の措置) ばい煙発生施設又は特定施設 (特定物質を発生する施設) について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、 (1) 事故の応急処置を講じる。 (2) 事故をすみやかに復旧するように努める。																							
揮発性有機化合物		大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (除外物質を除く。) 除外物質 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質) メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb 及びHFC-43-10mee	① 濃度規制																							

環境項目		環境基準等及び関連法令																		
生活環境	大気	③一般粉じん・特定粉じん・指定物質・自動車排出ガス																		
		<table><tr><th rowspan="2">規制物質</th><th colspan="2">大気汚染防止法</th></tr><tr><th>定 義</th><th>基 準 等</th></tr><tr><td>一般粉じん</td><td>物の破碎選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質（以下「粉じん」という。）で特定粉じん以外のもの</td><td>構造・使用・管理基準</td></tr><tr><td>特定粉じん</td><td>粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (1) 石綿</td><td>敷地境界線における濃度規制 特定粉じん排出等作業における作業基準</td></tr><tr><td>指定物質</td><td>有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの (1) ベンゼン (2) トリクロロエチレン (3) テトラクロロエチレン</td><td>指定物質抑制基準</td></tr><tr><td>自動車排出ガス</td><td>自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) 一酸化炭素 (2) 炭化水素 (3) 鉛化合物 (4) 窒素酸化物 (5) 粒子状物質</td><td></td></tr></table>		規制物質	大気汚染防止法		定 義	基 準 等	一般粉じん	物の破碎選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質（以下「粉じん」という。）で特定粉じん以外のもの	構造・使用・管理基準	特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (1) 石綿	敷地境界線における濃度規制 特定粉じん排出等作業における作業基準	指定物質	有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの (1) ベンゼン (2) トリクロロエチレン (3) テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準	自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) 一酸化炭素 (2) 炭化水素 (3) 鉛化合物 (4) 窒素酸化物 (5) 粒子状物質	
		規制物質	大気汚染防止法																	
			定 義	基 準 等																
		一般粉じん	物の破碎選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質（以下「粉じん」という。）で特定粉じん以外のもの	構造・使用・管理基準																
		特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (1) 石綿	敷地境界線における濃度規制 特定粉じん排出等作業における作業基準																
		指定物質	有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの (1) ベンゼン (2) トリクロロエチレン (3) テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準																
		自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) 一酸化炭素 (2) 炭化水素 (3) 鉛化合物 (4) 窒素酸化物 (5) 粒子状物質																	
		◆自動車 NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）																		
		平成 4(1992) 年法律第 70 号。自動車交通の集中等により、大気汚染防止法等の既存の施策のみによっては大気環境基準の確保が困難となっている地域において、自動車から排出される NOx 及び PM の総量を削減し、大気環境の改善を図ることを目的とした法律。現在、この法律に基づき、関東、関西及び中部の約 270 市区町村が対策地域として指定され、他の地域よりも厳しい特別の排出ガス規制（車種規制）が適用されている。																		
◆特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律																				
平成 17(2005) 年法律第 51 号。特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する排出ガス規制を行う法律。																				
◆スパイクタイヤ禁止法（スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律）																				
平成 2(1990) 年制定。スパイクタイヤによる粉じんの発生防止、国民の健康保護、生活環境の保全を目的としている。国民の責務として、スパイクタイヤ粉じんの発生に防止に努めることが、また国や地方公共団体の責務として関連施策の推進、実施が定められている。さらに、環境大臣が指定する地域ではスパイクタイヤの使用を禁止し、違反者には罰金が科せられることとなっている。1970 年代中頃からスパイクタイヤの使用による粉じんが社会問題化しはじめ、降下ばいじん量はピーク時には 100t/km2/月を超える状態となった。中央公害等調整委員会の調停を受けて、1991 年までにメーカーはスパイクタイヤの製造・販売を中止した。																				

環境項目		環境基準等及び関連法令																																																								
大気	生活環境	◆広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準																																																								
		<table><tr><th rowspan="2">規制物質</th><th colspan="3">広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）</th></tr><tr><th>定 義</th><th>基準等</th><th>測定義務</th></tr><tr><td rowspan="2">ばい煙</td><td>1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物</td><td>K値規制</td><td>q ≥ 10 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率</td></tr><tr><td>2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</td><td>濃度規制</td><td>Q ≥ 4万 1回/2月以上 Q < 4万 2回/1年以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ばい煙</td><td>3. 大気関係有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるもの） ①アンモニア ②フッ素及びその化合物 ③シアン及びその化合物 ④一酸化炭素 ⑤ホルムアルデヒド ⑥硫化水素 ⑦塩化水素 ⑧二酸化窒素 ⑨二酸化硫黄 ⑩塩素 ⑪二硫化炭素 ⑫フェノール ⑬硫酸（含、三酸化硫黄） ⑭黄リン ⑮鉛及びその化合物 ⑯アセトアルデヒド</td><td>濃度規制</td><td>Q ≥ 4万 1回/2月以上 4万 > Q ≥ 0.5万 2回/1年以上</td></tr><tr><td>4. 特定有害物質 （燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの）（未制定）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>粉じん</td><td>物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質</td><td>構造・使用・管理基準</td><td></td></tr></table>		規制物質	広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）			定 義	基準等	測定義務	ばい煙	1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	K値規制	q ≥ 10 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率	2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	濃度規制	Q ≥ 4万 1回/2月以上 Q < 4万 2回/1年以上	ばい煙	3. 大気関係有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるもの） ①アンモニア ②フッ素及びその化合物 ③シアン及びその化合物 ④一酸化炭素 ⑤ホルムアルデヒド ⑥硫化水素 ⑦塩化水素 ⑧二酸化窒素 ⑨二酸化硫黄 ⑩塩素 ⑪二硫化炭素 ⑫フェノール ⑬硫酸（含、三酸化硫黄） ⑭黄リン ⑮鉛及びその化合物 ⑯アセトアルデヒド	濃度規制	Q ≥ 4万 1回/2月以上 4万 > Q ≥ 0.5万 2回/1年以上	4. 特定有害物質 （燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの）（未制定）			粉じん	物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	構造・使用・管理基準																															
		規制物質	広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）																																																							
			定 義	基準等	測定義務																																																					
		ばい煙	1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	K値規制	q ≥ 10 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率																																																					
			2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	濃度規制	Q ≥ 4万 1回/2月以上 Q < 4万 2回/1年以上																																																					
		ばい煙	3. 大気関係有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるもの） ①アンモニア ②フッ素及びその化合物 ③シアン及びその化合物 ④一酸化炭素 ⑤ホルムアルデヒド ⑥硫化水素 ⑦塩化水素 ⑧二酸化窒素 ⑨二酸化硫黄 ⑩塩素 ⑪二硫化炭素 ⑫フェノール ⑬硫酸（含、三酸化硫黄） ⑭黄リン ⑮鉛及びその化合物 ⑯アセトアルデヒド	濃度規制	Q ≥ 4万 1回/2月以上 4万 > Q ≥ 0.5万 2回/1年以上																																																					
			4. 特定有害物質 （燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの）（未制定）																																																							
		粉じん	物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	構造・使用・管理基準																																																						
		（注1）測定結果は、ばい煙量等測定記録表等により記録し、その記録を3年間保存すること。 （注2）Q：排出ガス量（0℃、1気圧）単位（Nm³/h） q：硫黄酸化物排出量（0℃、1気圧）単位（Nm³/h） （注3）1 排出ガス量が4万Nm³/h未満のばい煙発生施設で継続して休止する期間が6カ月以上のもの（暖房用ボイラー等の季節稼働施設）に係るばい煙濃度の測定は年1回以上。 2 ガス発生炉のうち、燃料電池用改質器に係るばい煙濃度の測定は5年1回以上。 （注4）廃棄物焼却炉及びガス専焼ボイラー等については、次のとおり。 1 廃棄物焼却炉 ①焼却能力4 t/h 以上のものは2月に1回以上 ②焼却能力4 t/h 未満のものは年2回以上 2 ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及びガス発生炉のうち、燃料電池用改質器5年1回以上 （注5）ガス専焼ボイラー等（（注4）2の施設）の施設については、（注4）2の測定と同じ。 （注6）継続して休止する期間が6月以上のものに係る揮発性有機化合物の測定は年1回以上。 *継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（ばいじん以外のもの）及び特定粉じんを除く。）																																																								
◆水質汚濁に係る環境基準（環境基本法）																																																										
①人の健康の保護に関する環境基準																																																										
（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）																																																										
水質	<table><tr><th>項目</th><th>基準値</th><th>項目</th><th>基準値</th></tr><tr><td>カドミウム</td><td>0.01 mg/L以下</td><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>1 mg/L以下</td></tr><tr><td>全シアン</td><td>検出されないこと</td><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.006 mg/L以下</td></tr><tr><td>鉛</td><td>0.01 mg/L以下</td><td>トリクロロエチレン</td><td>0.03 mg/L以下</td></tr><tr><td>六価クロム</td><td>0.05 mg/L以下</td><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.01 mg/L以下</td></tr><tr><td>砒素</td><td>0.01 mg/L以下</td><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.002 mg/L以下</td></tr><tr><td>総水銀</td><td>0.0005mg/L以下</td><td>チウラム</td><td>0.006 mg/L以下</td></tr><tr><td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと</td><td>シマジン</td><td>0.003 mg/L以下</td></tr><tr><td>ポリ塩化ビフェニル</td><td>検出されないこと</td><td>チオベンカルブ</td><td>0.02 mg/L以下</td></tr><tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.02 mg/L以下</td><td>ベンゼン</td><td>0.01 mg/L以下</td></tr><tr><td>四塩化炭素</td><td>0.002 mg/L以下</td><td>セレン</td><td>0.01 mg/L以下</td></tr><tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004 mg/L以下</td><td>フッ素</td><td>0.8 mg/L以下</td></tr><tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.02 mg/L以下</td><td>ホウ素</td><td>1 mg/L以下</td></tr><tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.04 mg/L以下</td><td>硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素</td><td>10 mg/L以下</td></tr></table>		項目	基準値	項目	基準値	カドミウム	0.01 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下	アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	フッ素	0.8 mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	ホウ素	1 mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
	項目	基準値	項目	基準値																																																						
	カドミウム	0.01 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下																																																						
	全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下																																																						
	鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下																																																						
	六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下																																																						
	砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下																																																						
	総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下																																																						
	アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下																																																						
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下																																																						
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下																																																						
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下																																																						
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	フッ素	0.8 mg/L以下																																																						
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	ホウ素	1 mg/L以下																																																						
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下																																																						

生活環境

水質

環境項目

環境基準等及び関連法令

②生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

a 河川（湖沼を除く）

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみなどの浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

〔備考〕

1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

〔備考〕

1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）

b 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4 日間以上である人工湖)

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

生活環境

水質

環境項目

環境基準等及び関連法令

〔備考〕

1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

〔備考〕

1 基準値は、年間平均値とする。

2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(c)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等の比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

c 海域

(a)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 およびB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

〔備考〕

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2 CODの測定方法で、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法とする。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝などの環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリなどの水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

環境項目

生活環境

環境基準等及び関連法令

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

【備考】
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
(注)
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(c)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下

◆水質汚濁防止法
昭和45(1970)年法律第138号。公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

◆水質汚濁防止法における規制の概要

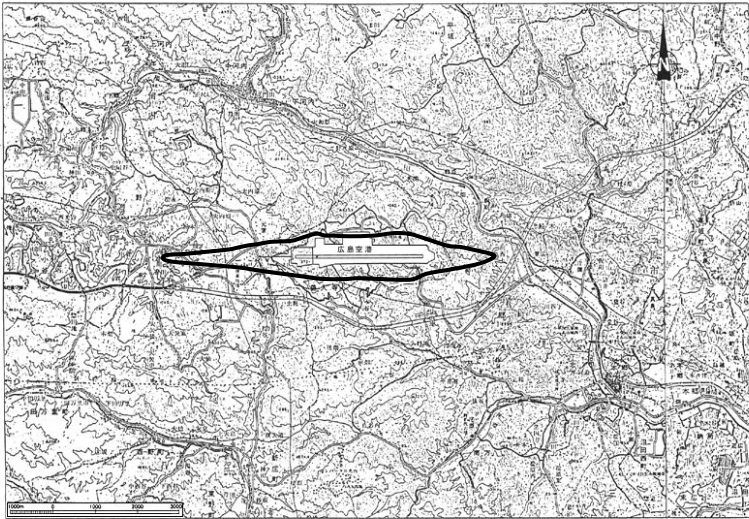
①有害物質に係る排水基準

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チオラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10 mg/L、海域 230 mg/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L、海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L

環境項目		環境基準等及び関連法令																																																											
生活環境	水質	〔備考〕 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。																																																											
		②生活環境項目に係る排水基準 (昭和46年6月21日 総理府令第35号)																																																											
		<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>(単位)</th><th>許 容 限 度</th></tr><tr><td rowspan="5">一般項目</td><td colspan="2">水素イオン濃度（水素指数）（pH）</td><td>海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6、海域に排出されるもの5.0～9.0</td></tr><tr><td>生物化学的酸素要求量（BOD）</td><td>(mg/L)</td><td>160（日間平均120）</td></tr><tr><td>化学的酸素要求量（COD）</td><td>(mg/L)</td><td>160（日間平均120）</td></tr><tr><td>浮遊物質（SS）</td><td>(mg/L)</td><td>200（日間平均150）</td></tr><tr><td>大腸菌群数</td><td>(1cm³につき個)</td><td>日間平均3,000</td></tr><tr><td rowspan="10">特殊項目</td><td colspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）</td><td>30</td></tr><tr><td>フェノール類含有量</td><td>(mg/L)</td><td>5</td></tr><tr><td>銅含有量</td><td>(mg/L)</td><td>3</td></tr><tr><td>亜鉛含有量</td><td>(mg/L)</td><td>2</td></tr><tr><td>溶解性鉄含有量</td><td>(mg/L)</td><td>10</td></tr><tr><td>溶解性マンガン含有量</td><td>(mg/L)</td><td>10</td></tr><tr><td>クロム含有量</td><td>(mg/L)</td><td>2</td></tr><tr><td>窒素含有量</td><td>(mg/L)</td><td>120（日間平均60）</td></tr><tr><td>燐含有量</td><td>(mg/L)</td><td>16（日間平均8）</td></tr></table>		項 目		(単位)	許 容 限 度	一般項目	水素イオン濃度（水素指数）（pH）		海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6、海域に排出されるもの5.0～9.0	生物化学的酸素要求量（BOD）	(mg/L)	160（日間平均120）	化学的酸素要求量（COD）	(mg/L)	160（日間平均120）	浮遊物質（SS）	(mg/L)	200（日間平均150）	大腸菌群数	(1cm ³ につき個)	日間平均3,000	特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30	フェノール類含有量	(mg/L)	5	銅含有量	(mg/L)	3	亜鉛含有量	(mg/L)	2	溶解性鉄含有量	(mg/L)	10	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10	クロム含有量	(mg/L)	2	窒素含有量	(mg/L)	120（日間平均60）	燐含有量	(mg/L)	16（日間平均8）							
		項 目		(単位)	許 容 限 度																																																								
		一般項目	水素イオン濃度（水素指数）（pH）		海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6、海域に排出されるもの5.0～9.0																																																								
			生物化学的酸素要求量（BOD）	(mg/L)	160（日間平均120）																																																								
			化学的酸素要求量（COD）	(mg/L)	160（日間平均120）																																																								
			浮遊物質（SS）	(mg/L)	200（日間平均150）																																																								
			大腸菌群数	(1cm ³ につき個)	日間平均3,000																																																								
		特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5																																																								
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）			30																																																										
フェノール類含有量	(mg/L)		5																																																										
銅含有量	(mg/L)		3																																																										
亜鉛含有量	(mg/L)		2																																																										
溶解性鉄含有量	(mg/L)		10																																																										
溶解性マンガン含有量	(mg/L)		10																																																										
クロム含有量	(mg/L)		2																																																										
窒素含有量	(mg/L)		120（日間平均60）																																																										
燐含有量	(mg/L)		16（日間平均8）																																																										
〔備考〕 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 4 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 5 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。																																																													
③水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（上乗せ排水基準） (昭和46年 条例第69号) (平成15年10月7日 広島県規則第69号)																																																													
<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="4">許 容 限 度</th></tr><tr><th colspan="2">第1種水域</th><th colspan="2">第2種水域</th><th colspan="2">第3種水域</th><th rowspan="2">第4種水域</th></tr><tr><td></td><td>河川等</td><td>湖 沼</td><td>河川等</td><td>湖 沼</td><td>河川等</td><td>湖 沼</td><td></td></tr><tr><td>水素イオン濃度（水素指数）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5.5～9.0</td></tr><tr><td>生物化学的酸素要求量（mg/L）</td><td>90（日間平均70）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>化学的酸素要求量（mg/L）</td><td></td><td>50（日間平均40）</td><td></td><td>85（日間平均65）</td><td></td><td>120（日間平均90）</td><td>130（日間平均100）</td></tr><tr><td>浮遊物質（mg/L）</td><td>90（日間平均70）</td><td></td><td>90（日間平均70）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（mg/L）</td><td></td><td>8</td><td></td><td>8</td><td></td><td>20</td><td>20</td></tr></table>		項 目	許 容 限 度				第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域		河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼		水素イオン濃度（水素指数）							5.5～9.0	生物化学的酸素要求量（mg/L）	90（日間平均70）							化学的酸素要求量（mg/L）		50（日間平均40）		85（日間平均65）		120（日間平均90）	130（日間平均100）	浮遊物質（mg/L）	90（日間平均70）		90（日間平均70）					ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（mg/L）		8		8		20	20
項 目	許 容 限 度																																																												
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域																																																						
	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼																																																							
水素イオン濃度（水素指数）							5.5～9.0																																																						
生物化学的酸素要求量（mg/L）	90（日間平均70）																																																												
化学的酸素要求量（mg/L）		50（日間平均40）		85（日間平均65）		120（日間平均90）	130（日間平均100）																																																						
浮遊物質（mg/L）	90（日間平均70）		90（日間平均70）																																																										
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（mg/L）		8		8		20	20																																																						
〔備考〕 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、排水量が50立方メートル以上である工場又は事業所に係る排出水について適用する。 3 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。 4 「第1種水域」とは、第2種水域、第3種水域及び第4種水域以外の公共用水域をいう。 5 「第2種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する公共用水域をいう。 ・入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川（入野川を含み、椋梨川及び仏通寺川を除く） ・清水橋から上流の和久原川 ・真川橋から上流の藤井川 ・島地域におけるすべての河川 ・第3種水域に掲げる河川に接続する公共用水域（湖沼及びもっぱら廃液又は汚水を放流する水路を除く。） 6 「第3種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼をいう。 ・七宝橋から下流の沼田川 ・清水橋から下流の和久原川 ・上記に掲げる第3種水域の河川に接続する公共用水域のうち、もっぱら廃液又は汚水を放流する水路 ・その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する公共用水域 7 「第4種水域」とは、陸岸の地先海域をいう。																																																													

環境項目		環境基準等及び関連法令																																			
水 質		◆湖沼水質保全特別措置法 昭和 59(1984) 年法律第 61 号。湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成が難しいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された。 ◆瀬戸内海環境保全特別措置法 昭和 48(1973) 年法律第 110 号。瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的として、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海環境保全基本計画の策定、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、埋立ての基本方針等に関することを定めている。 ◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 昭和 45(1970) 年法律第 136 号。船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制すること等により、海洋汚染等の防止を図るための法律。 ◆家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 平成 11(1999) 年法律第 112 号。畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とするもの。																																			
	生 活 環 境	騒 音 ・ 振 動	◆騒音に係る環境基準（環境基本法） （平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号） 単位：dB(A) <table><tr><th>区 分</th><th>地域の類型</th><th>車 線</th><th>昼 間 6 時～22 時</th><th>夜 間 22 時～6 時</th></tr><tr><td rowspan="3">一般地域</td><td>A A</td><td rowspan="3"></td><td>50 以下</td><td>40 以下</td></tr><tr><td>A 及び B</td><td>55 以下</td><td>45 以下</td></tr><tr><td>C</td><td>60 以下</td><td>50 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">道路に面 する地域</td><td>2 車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td rowspan="3"></td><td>60 以下</td><td>55 以下</td></tr><tr><td>B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域</td><td>65 以下</td><td>60 以下</td></tr><tr><td>幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）</td><td>70 以下</td><td>65 以下</td></tr></table> （注） 1 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 2 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 3 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 4 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。 〔備考〕 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 20m までの範囲をいう。 3 環境基準の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。 ◆新幹線鉄道騒音に係る環境基準（環境基本法） ①環境基準値 （昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号） <table><tr><th>地 域 の 類 型</th><th>基 準 値</th></tr><tr><td>I</td><td>70 デシベル 以 下</td></tr><tr><td>II</td><td>75 デシベル 以 下</td></tr></table> （注）I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。		区 分	地域の類型	車 線	昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時	一般地域	A A		50 以下	40 以下	A 及び B	55 以下	45 以下	C	60 以下	50 以下	道路に面 する地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 以下	55 以下	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下	幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70 以下	65 以下	地 域 の 類 型	基 準 値	I	70 デシベル 以 下	II	75 デシベル 以 下
			区 分	地域の類型	車 線	昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時																														
	一般地域	A A		50 以下	40 以下																																
A 及び B		55 以下		45 以下																																	
C		60 以下		50 以下																																	
道路に面 する地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 以下	55 以下																																	
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 以下	60 以下																																	
	幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）		70 以下	65 以下																																	
地 域 の 類 型	基 準 値																																				
I	70 デシベル 以 下																																				
II	75 デシベル 以 下																																				

環境項目		環境基準等及び関連法令					
生活環境	騒音・振動	②地域の類型指定					
		地域の範囲		地域の区分	類型		
		新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m (橋りょう構造に係る部分については400m) 以内の地域		騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域 の地域並びに未規制地域	I		
				騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域 (工業専用地域を除く。)の地域	II		
		③達成目標期間					
		新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
				既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
		a	80デシベル以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
		b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以内	
				ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域		10年以内	開業時から5年以内			
〔備考〕 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。 2 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。							
◆航空機騒音に係る環境基準（環境基本法）							
①環境基準値							
(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号) 単位：WECPNL							
地域の類型		基準値					
I		70デシベル以下					
II		75デシベル以下					
(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。							
②地域の類型指定							
類型	区分	地域の範囲					
II	広島空港	三原市本郷町及び東広島市河内町のうち、下図に示す太線で囲まれた地域のうち広島空港及び広島県立中央森林公園の区域を除く地域					
							
「この地図は、国土地理院発行の3万分の1地図（竹原、高瀬）を使用したものである。」 （注）図中の一点線は、広島県立中央森林公園の敷地境界線である。							

環境項目

生活環境

騒音・振動

③達成期間

飛行場の区分			達成期間
既設飛行場	新設飛行場		直ちに
	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	

◆騒音規制法

昭和 43(1968)年法律第 98 号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

◆自動車騒音の限度（騒音規制法）

①騒音の限度

(騒音規制法第 17 条、平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

区域の区分	限度（デシベル）	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える場合は 20m までの範囲）	7 5	7 0

[備考]

1 a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行う。これらの場合において、測定を行う高さは、鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

3 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち代表すると認められる 3 日間について行う。

4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

②区域の区分の指定

(昭和 48 年 広島県告示第 171 号)

区域の区分	区域の範囲
a 区域	騒音規制区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	騒音規制区域の区分が第 2 種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域
c 区域	騒音規制区域の区分が第 3 種地域及び第 4 種区域に属する地域

環境項目

生活環境

騒音・振動

◆騒音に関する規制（騒音規制法）

①特定工場等における騒音の規制基準

■特定工場等における騒音の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 35 条別表第 11, 昭和 48 年 広島県告示第 171 号)

区 域 の 区 分		時間の 区分	許容限度 (デシベル)	
種 別	地 域		法	条例
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域及び 第 2 種低層住居専用地域並びに これらに相当する地域	昼間	5 0	5 0
		朝・夕	4 5	4 5
		夜間	4 5	4 5
第 2 種 区 域	第 1 種住居地域, 第 2 種住居地域 及び準住居地域並びにこれらに 相当する地域	昼間	5 5	5 5
		朝・夕	5 0	5 0
		夜間	4 5	4 5
第 3 種 区 域	近隣商業地域, 商業地域, 準工業 地域及びこれらに相当する地域	昼間	6 0	6 5
		朝・夕	6 0	6 5
		夜間	5 0	5 5
第 4 種 区 域	工業地域及びこれに相当する 地域（工業専用地域を含む）	夜間	7 0	7 0
		朝・夕	7 0	7 0
		夜間	6 0	6 5

【備考】

1 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

2 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制地域に指定された地域をいう。

②特定建設作業騒音の規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号)

(昭和 48 年 広島県告示 171 号)

特定建設作業の種類	区域の 区分	基準値 (デシベル)	禁止される作 業時間	1 日の連 続作業の 許容時間	連続作 業の許 容期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 (もんけんを除く) くい抜機、くい打くい抜機 (圧入式、アースオーガー 併用を除く) ②びょう打機 ③さく岩機 (移動距離50m以上を除く) ④空気圧縮機 (電動機以外の原動機で 15kW以上) ⑤コンクリートプラント (混練容量0.45m3以上) アスファルトプラント (混練重量200kg以上) ⑥バックホウ (原動機の定格出力が 80kW以上) ⑦トラクターショベル (原動機の定格出力が 70kW以上) ⑧ブルドーザー (原動機の定格出力が 40kW以上)	第 1 号 区 域 <					

環境項目

騒音・振動

生活環境

環境基準等及び関連法令

③音響機器音等の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 45 条別表第 14)

種類	区域の区分 地 域	時間の 区分	許容限度	備 考
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域及び 準住居地域並びに これらに相当する地域	朝 5:00 ～8:00	45デシベル	(適用除外) 条例58条 次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。 1 法令により認められた事項のためにするとき。 2 広報その他で公共のためにするとき。 3 時報（23時から 5 時までを除く）のためにするとき。 4 祭礼、盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき。
		昼 8:00 ～ 19:00	50デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	45デシベル	
		夜23:00 ～5:00	45デシベル	
第 2 種区域	① 第 1 種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20m以内の地域 ② 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	朝 5:00 ～8:00	55デシベル	(拡声放送に関する規制) 条例59条 拡声放送を行う場合にはこの表の定める音量に5デシベルを加えた音量を許容限度とし、次の事項を遵守しなければならない。 1 5月から8月までの間においては21時から7時まで、その他の期間においては20時から7時までの間は放送しないこと。 2 継続して放送する場合は、移動して行う場合を除き、1時間につき45分を超えて放送しないこと。 3 50m以内の距離で、異なる放送を同時に行わないこと。 4 地上 8 m 以上の高さから放送しないこと。
		昼 8:00 ～ 19:00	65デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	55デシベル	
		夜23:00 ～5:00	50デシベル	
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11m以上の道路の境界線から20m以内の地域	朝 5:00 ～8:00	65デシベル	(深夜騒音) 条例57条 何人も、午後11時から午前5時までの間は、屋内・屋外のいずれから発する場合においても、近隣家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。
		昼 8:00 ～ 19:00	75デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	65デシベル	
		夜23:00 ～ 5:00	60デシベル	

◆公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

昭和 42(1967) 年法律第 110 号。国土交通大臣が設置する公共用飛行場のうち騒音等による障害が著しいと認めて指定した特定飛行場及び成田国際空港について、騒音の程度に応じて区域指定を行い、区域ごとに行う対策を定めている。また、周辺が市街化しているため、計画的な整備が必要な空港については周辺整備空港と指定し、空港周辺整備機構が当該空港に係る騒音対策事業の実施主体となることを規定している。最近では、平成 14(2002) 年に一部改正を行い、平成 15(2003) 年 10 月より空港周辺整備機構を独立行政法人化した。

◆振動規制法

昭和 51(1976) 年法律第 64 号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なうとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

環境項目

生活環境

騒音・振動

環境基準等及び関連法令

◆振動に関する規制（振動規制法）

①特定工場等における振動の規制基準

■工場振動の規制基準

(昭和53年 広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制地域の区域区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	騒音規制地域の区域区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域の範囲	65デシベル以下	60デシベル以下

〔備考〕 振動の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

②道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則第12条別表第2)
(昭和53年 広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午前7時～午後7時)	区域の範囲
第1種区域	65デシベル	60デシベル	騒音の規制地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	70デシベル	65デシベル	騒音の規制地域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域

〔備考〕

1 振動の測定の場所は道路の敷地境界線とする。

2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

③特定建設作業振動の規制基準

■特定建設作業振動の規制基準

(振動規制法施行規則第11条別表第1)
(昭和53年 広島県告示第58号)

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 (デシベル)	禁止される作業時間	1日の連続作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
①くい打機 (もんけん、圧入式を除く。) くい抜機（油圧式を除く。) くい打くい抜機 (圧入式を除く。)	第1号区域	75	午後7時から午前7時まで	10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
②鋼球を使用して、建築物等を破壊する作業 ③舗装版破砕機 (移動距離50m以上を除く。) ④ブレーカー (手持式及び移動距離50m以上を除く。)	第2号区域		午後10時から午前6時まで	14時間		

〔備考〕

1 第1号区域とは、特定工場等の振動規制地域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。

2 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制地域のうち、前第1号区域以外の区域をいう。

3 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

4 上記の作業がその作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。

環境項目

騒音・振動

生活環境

環境基準等及び関連法令

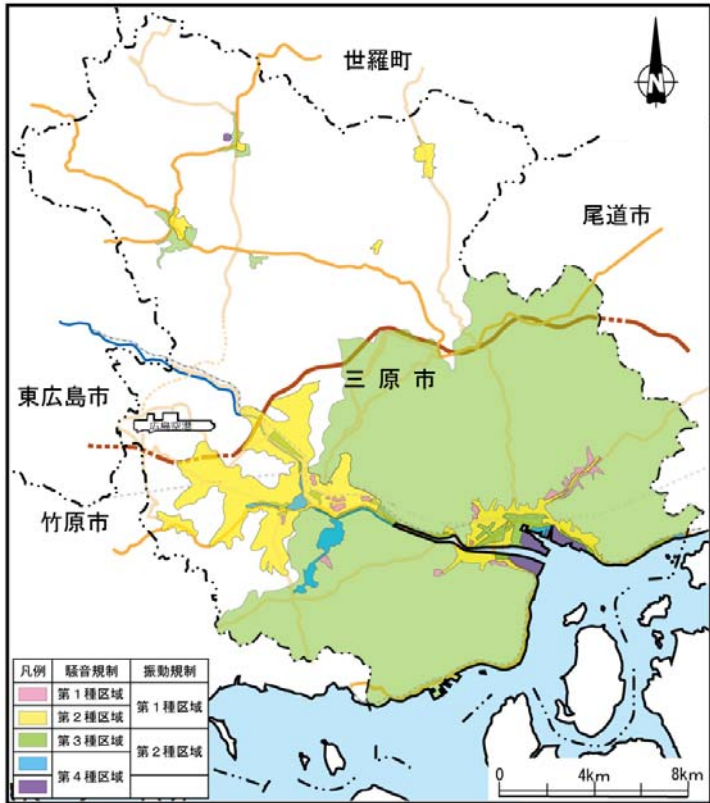
◆規制区域の区分（環境基本法、騒音規制法、振動規制法）

①騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区分・自動車騒音・振動の限度との関係

騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る 規制区域の 区分	振動に係る 規制区域の 区分	自動車騒音・振動の 限度	
地域の類型	類型 区分				騒音	振動
専ら住居の用に 供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	a区域	第1種 区 域
主として住居の 用に供される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種地域		b区域	
相当数の住居と 併せて商業・ 工業等の用に 供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域 (工業専地域 を除く)	c地域	第2種 区 域
		工業地域 工業専用地域	第4種区域			

(関係告示)

- ・騒音に係る環境基準の類型の指定：平成11年 広島県告示第149号
- ・騒音の規制に関する定め：昭和48年広島県告示第171号
- ・振動の規制に関する定め：昭和53年広島県告示第58号



騒音・振動規制図
〔資料：三原市資料〕

環境項目		環境基準等及び関連法令																																																																																													
生活環境	悪臭・土壌・有害物質	◆悪臭防止法 昭和 46(1971)年法律第 91 号。工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い，その他悪臭防止対策を推進することにより，生活環境を保全し，国民の健康の保護に資することを目的としたもの。平成 12(2000)年 5 月に改正され，臭気測定業務従事者（臭気判定士）制度や事故時の措置について規定された。 ◆悪臭物質の規制基準値と主要発生源（悪臭防止法） （平成 14 年 広島県告示第 1199 号） <table border="1"> <thead> <tr> <th>悪臭物質名</th><th>規制基準値</th><th>におい</th><th>主な発生工場・事業場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア NH₃</td><td>1.0 ppm</td><td>し尿のようなにおい</td><td>畜産事業，化製場，し尿処理場等</td></tr> <tr> <td>硫化水素 H₂S</td><td>0.02 ppm</td><td>腐った卵のようなにおい</td><td>畜産事業，バルブ製造工場，し尿処理場等</td></tr> <tr> <td>硫化メチル (CH₃)₂S</td><td>0.01 ppm</td><td>腐ったキャベツのようなにおい</td><td>バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等</td></tr> <tr> <td>二硫化メチル (CH₃)₂S₂</td><td>0.009 ppm</td><td>腐ったキャベツのようなにおい</td><td>バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等</td></tr> <tr> <td>メチルメルカプタン CH₃SH</td><td>0.002 ppm</td><td>腐った玉ねぎのようなにおい</td><td>バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等</td></tr> <tr> <td>トリメチルアミン (CH₃)₃N</td><td>0.005 ppm</td><td>腐った魚のようなにおい</td><td>畜産事業，化製場，水産缶詰製造工場等</td></tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド CH₃CH₂CHO</td><td>0.05 ppm</td><td>刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい</td><td>焼付け塗装工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド CH₃(CH₂)₃CHO</td><td>0.009 ppm</td><td>刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい</td><td>焼付け塗装工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド (CH₃)₂CHCHO</td><td>0.02 ppm</td><td>刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい</td><td>焼付け塗装工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>ノルマルパレルアルデヒド CH₃(CH₂)₃CHO</td><td>0.009 ppm</td><td>むせるような甘酸っぱい焦げたにおい</td><td>焼付け塗装工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>イソパレルアルデヒド (CH₃)₂CHCH₂CHO</td><td>0.003 ppm</td><td>むせるような甘酸っぱい焦げたにおい</td><td>焼付け塗装工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>イソブタノール (CH₃)₂CHCH₂OH</td><td>0.9 ppm</td><td>刺激的な発酵したにおい</td><td>塗装工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>酢酸エチル CH₃CO₂C₂H₅</td><td>3 ppm</td><td>刺激的なシナーのようなにおい</td><td>塗装工程又は印刷工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン CH₃COCH₂CH(CH₃)₂</td><td>1 ppm</td><td>刺激的なシナーのようなにおい</td><td>塗装工程又は印刷工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>トルエン C₆H₅CH₃</td><td>10 ppm</td><td>ガソリンのような臭い</td><td>塗装工程又は印刷工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>スチレン C₆H₅CH=CH₂</td><td>0.4 ppm</td><td>都市ガスのようなにおい</td><td>化学工場，FRP製品製造工場等</td></tr> <tr> <td>キシレン C₆H₄(CH₃)₂</td><td>1 ppm</td><td>ガソリンのような臭い</td><td>塗装工程又は印刷工程を有する事業場等</td></tr> <tr> <td>アセトアルデヒド CH₃CHO</td><td>0.05 ppm</td><td>刺激的な青ぐさいにおい</td><td>化学工場，魚腸骨処理場，タバコ製場工場等</td></tr> <tr> <td>ノルマル酪酸 CH₃(CH₂)₂COOH</td><td>0.001 ppm</td><td>汗くさいにおい</td><td>畜産事業場，化製場・でん粉工場等</td></tr> <tr> <td>イソ吉草酸 (CH₃)₂CHCH₂COOH</td><td>0.001 ppm</td><td>むれた靴下のようなにおい</td><td>畜産事業場，化製場・でん粉工場等</td></tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸 CH₃(CH₂)₃COOH</td><td>0.0009 ppm</td><td>むれた靴下のようなにおい</td><td>畜産事業場，化製場・でん粉工場等</td></tr> <tr> <td>プロピオン酸 CH₃CH₂COOH</td><td>0.03 ppm</td><td>刺激的な酸っぱいにおい</td><td>脂肪酸製造工場・染色工場等</td></tr> </tbody> </table> 〔備考〕 三原市は悪臭規制区域には指定されていない。	悪臭物質名	規制基準値	におい	主な発生工場・事業場	アンモニア NH ₃	1.0 ppm	し尿のようなにおい	畜産事業，化製場，し尿処理場等	硫化水素 H ₂ S	0.02 ppm	腐った卵のようなにおい	畜産事業，バルブ製造工場，し尿処理場等	硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等	二硫化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等	メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002 ppm	腐った玉ねぎのようなにおい	バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等	トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	0.005 ppm	腐った魚のようなにおい	畜産事業，化製場，水産缶詰製造工場等	プロピオンアルデヒド CH ₃ CH ₂ CHO	0.05 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	ノルマルブチルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	0.009 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	イソブチルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCHO	0.02 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	ノルマルパレルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	0.009 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	イソパレルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	0.003 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	イソブタノール (CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	0.9 ppm	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等	酢酸エチル CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	3 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	メチルイソブチルケトン CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	1 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	トルエン C ₆ H ₅ CH ₃	10 ppm	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	スチレン C ₆ H ₅ CH=CH ₂	0.4 ppm	都市ガスのようなにおい	化学工場，FRP製品製造工場等	キシレン C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	1 ppm	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	アセトアルデヒド CH ₃ CHO	0.05 ppm	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場，魚腸骨処理場，タバコ製場工場等	ノルマル酪酸 CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	0.001 ppm	汗くさいにおい	畜産事業場，化製場・でん粉工場等	イソ吉草酸 (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	0.001 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場，化製場・でん粉工場等	ノルマル吉草酸 CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	0.0009 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場，化製場・でん粉工場等	プロピオン酸 CH ₃ CH ₂ COOH	0.03 ppm	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場・染色工場等	
悪臭物質名	規制基準値	におい	主な発生工場・事業場																																																																																												
アンモニア NH ₃	1.0 ppm	し尿のようなにおい	畜産事業，化製場，し尿処理場等																																																																																												
硫化水素 H ₂ S	0.02 ppm	腐った卵のようなにおい	畜産事業，バルブ製造工場，し尿処理場等																																																																																												
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等																																																																																												
二硫化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等																																																																																												
メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002 ppm	腐った玉ねぎのようなにおい	バルブ製造工場，化製場，し尿処理場等																																																																																												
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	0.005 ppm	腐った魚のようなにおい	畜産事業，化製場，水産缶詰製造工場等																																																																																												
プロピオンアルデヒド CH ₃ CH ₂ CHO	0.05 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等																																																																																												
ノルマルブチルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	0.009 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等																																																																																												
イソブチルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCHO	0.02 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等																																																																																												
ノルマルパレルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	0.009 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等																																																																																												
イソパレルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	0.003 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等																																																																																												
イソブタノール (CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	0.9 ppm	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等																																																																																												
酢酸エチル CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	3 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等																																																																																												
メチルイソブチルケトン CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	1 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等																																																																																												
トルエン C ₆ H ₅ CH ₃	10 ppm	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等																																																																																												
スチレン C ₆ H ₅ CH=CH ₂	0.4 ppm	都市ガスのようなにおい	化学工場，FRP製品製造工場等																																																																																												
キシレン C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	1 ppm	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等																																																																																												
アセトアルデヒド CH ₃ CHO	0.05 ppm	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場，魚腸骨処理場，タバコ製場工場等																																																																																												
ノルマル酪酸 CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	0.001 ppm	汗くさいにおい	畜産事業場，化製場・でん粉工場等																																																																																												
イソ吉草酸 (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	0.001 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場，化製場・でん粉工場等																																																																																												
ノルマル吉草酸 CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	0.0009 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場，化製場・でん粉工場等																																																																																												
プロピオン酸 CH ₃ CH ₂ COOH	0.03 ppm	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場・染色工場等																																																																																												

環境項目

生活環境

悪臭・土壌・有害物質

◆悪臭関係特定施設（広島県生活環境の保全等に関する条例）

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 46 条別表第 15)

番号	施設 の 名 称	規 模 又 は 能 力
1	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設	
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後6か月以上の豚100頭（特別地域内においては、50頭）以上、養鶏業にあつては生後30日以上鶏5,000羽（特別地域内においては500羽）以上を飼養し、又は収容できるものであること。

〔備考〕

特別地域

住宅密集地域などを特別地域として指定します。

特 別 地 域 の 区 域
木原町、奥野山町、鉢ヶ峰町、中之町北、中之町南、桜山町、駒ヶ原町、大畑町、八坂町、明神町、田野浦町、宗郷町、登町、須波西町、沖浦町、深町、八幡町、小坂町、長谷町、沼田町、新倉町、沼田西町、小泉町、沼田東町、高坂町、鷺浦町、平成17(2005)年3月22日における本郷町（本郷一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・三次通り・駅前・大正通りを除く。）、同日における大和町（下徳良、和木を除く。）を除く区域

◆土壌汚染に係る環境基準（環境基本法）

(環境庁告示第 46 号 平成3年8月23日)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
フ ッ 素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ホ ウ 素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。

(注)

1.

この環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

2.

「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3.

有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

環境項目		環境基準等及び関連法令																																																																													
生活環境	悪臭・土壌・有害物質	◆土壌汚染対策法																																																																													
		平成 14(2002)年法律第 53 号。土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めている。																																																																													
		◆土壌汚染対策法における規制																																																																													
		■特定有害物質と指定基準																																																																													
		(平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号、平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)																																																																													
		<table><tr><th rowspan="2">特定有害物質（法第 2 条）</th><th colspan="2">指定基準（法第 5 条）</th></tr><tr><th><直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準</th><th><地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準</th></tr><tr><td>四塩化炭素</td><td rowspan="11">(第 1 種特定有害物質) 揮発性有機化合物</td><td>検液 1L につき 0.002mg 以下であること</td></tr><tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>検液 1L につき 0.004mg 以下であること</td></tr><tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>検液 1L につき 0.02mg 以下であること</td></tr><tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>検液 1L につき 0.04mg 以下であること</td></tr><tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>検液 1L につき 0.002mg 以下であること</td></tr><tr><td>ジクロロメタン</td><td>検液 1L につき 0.02mg 以下であること</td></tr><tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>検液 1L につき 0.01mg 以下であること</td></tr><tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>検液 1L につき 1mg 以下であること</td></tr><tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>検液 1L につき 0.006mg 以下であること</td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>検液 1L につき 0.03mg 以下であること</td></tr><tr><td>ベンゼン</td><td>検液 1L につき 0.01mg 以下であること</td></tr><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td rowspan="8">(第 2 種特定有害物質) 重金属等</td><td>土壌 1kg につき 150mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 0.01mg 以下であること</td></tr><tr><td>六価クロム化合物</td><td>土壌 1kg につき 250mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 0.05mg 以下であること</td></tr><tr><td>シアン化合物</td><td>遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること</td><td>検液中に検出されないこと</td></tr><tr><td>水銀及びその化合物</td><td>土壌 1kg につき 15mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 0.0005mg 以下であること</td></tr><tr><td>うちアルキル水銀</td><td></td><td>検液中に検出されないこと</td></tr><tr><td>セレン及びその化合物</td><td>土壌 1kg につき 150mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 0.01mg 以下であること</td></tr><tr><td>鉛及びその化合物</td><td>土壌 1kg につき 150mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 0.01mg 以下であること</td></tr><tr><td>砒素及びその化合物</td><td>土壌 1kg につき 150mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 0.01mg 以下であること</td></tr><tr><td>ふっ素及びその化合物</td><td rowspan="6">(第 3 種特定有害物質) 農薬等</td><td>土壌 1kg につき 4000mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 0.8mg 以下であること</td></tr><tr><td>ほう素及びその化合物</td><td>土壌 1kg につき 4000mg 以下であること</td><td>検液 1L につき 1mg 以下であること</td></tr><tr><td>シマジン</td><td></td><td>検液 1L につき 0.003mg 以下であること</td></tr><tr><td>チウラム</td><td></td><td>検液 1L につき 0.006mg 以下であること</td></tr><tr><td>チオベンカルブ</td><td></td><td>検液 1L につき 0.02mg 以下であること</td></tr><tr><td>ポリ塩化ビフェニル</td><td></td><td>検液中に検出されないこと</td></tr><tr><td>有機リン化合物</td><td></td><td></td><td>検液中に検出されないこと</td></tr></table>		特定有害物質（法第 2 条）	指定基準（法第 5 条）		<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準	四塩化炭素	(第 1 種特定有害物質) 揮発性有機化合物	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	カドミウム及びその化合物	(第 2 種特定有害物質) 重金属等	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	六価クロム化合物	土壌 1kg につき 250mg 以下であること	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	シアン化合物	遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること	検液中に検出されないこと	水銀及びその化合物	土壌 1kg につき 15mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	うちアルキル水銀		検液中に検出されないこと	セレン及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	鉛及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	砒素及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	ふっ素及びその化合物	(第 3 種特定有害物質) 農薬等	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	ほう素及びその化合物	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること	シマジン		検液 1L につき 0.003mg 以下であること	チウラム		検液 1L につき 0.006mg 以下であること	チオベンカルブ		検液 1L につき 0.02mg 以下であること	ポリ塩化ビフェニル		検液中に検出されないこと	有機リン化合物			検液中に検出されないこと
		特定有害物質（法第 2 条）	指定基準（法第 5 条）																																																																												
			<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準																																																																											
		四塩化炭素	(第 1 種特定有害物質) 揮発性有機化合物	検液 1L につき 0.002mg 以下であること																																																																											
		1,2-ジクロロエタン		検液 1L につき 0.004mg 以下であること																																																																											
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること																																																																														
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること																																																																														
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること																																																																														
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること																																																																														
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること																																																																														
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること																																																																														
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること																																																																														
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること																																																																														
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること																																																																														
カドミウム及びその化合物	(第 2 種特定有害物質) 重金属等	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること																																																																												
六価クロム化合物		土壌 1kg につき 250mg 以下であること	検液 1L につき 0.05mg 以下であること																																																																												
シアン化合物		遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること	検液中に検出されないこと																																																																												
水銀及びその化合物		土壌 1kg につき 15mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること																																																																												
うちアルキル水銀			検液中に検出されないこと																																																																												
セレン及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること																																																																												
鉛及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること																																																																												
砒素及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること																																																																												
ふっ素及びその化合物	(第 3 種特定有害物質) 農薬等	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 0.8mg 以下であること																																																																												
ほう素及びその化合物		土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること																																																																												
シマジン			検液 1L につき 0.003mg 以下であること																																																																												
チウラム			検液 1L につき 0.006mg 以下であること																																																																												
チオベンカルブ			検液 1L につき 0.02mg 以下であること																																																																												
ポリ塩化ビフェニル			検液中に検出されないこと																																																																												
有機リン化合物			検液中に検出されないこと																																																																												
◆農用地の土壌の汚染防止等に関する法律																																																																															
昭和 45(1970)年法律第 139 号。農用地のカドミウム等による土壌汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物の生育が阻害されることを防止することが目的。当時、鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染が原因と考えられる健康被害（イタイイタイ病）や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定された。																																																																															
◆農薬取締法																																																																															
昭和 23(1948)年法律第 82 号。農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することが目的。なお、平成 14(2002)年度に無登録農薬問題に対応するため改正され、無登録農薬の製造、輸入及び使用の禁止、「農薬使用者が遵守すべき基準」に違反して農薬を使用してはならない等大幅に規制が強化された。																																																																															

環境項目

悪臭・土壌・有害物質

生活環境

廃棄物

環境基準等及び関連法令

◆化学物質審査法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

昭和 48(1973) 年法律第 117 号。難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律。

◆化学物質排出把握管理促進法

（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

平成 11(1999) 年法律第 86 号。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としている。環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する仕組み等が導入された。

◆ダイオキシン類に係る環境基準（環境基本法）

（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水質の底質を除く)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

〔備考〕

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

◆ダイオキシン法（ダイオキシン類対策特別措置法）

平成 11(1999) 年法律第 105 号。平成 11(1999) 年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

◆循環型社会形成推進基本法

平成 12(2000) 年法律第 110 号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

◆資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成 3(1991) 年法律第 48 号。平成 3(1991) 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12(2000) 年に制定されたもの。1) 事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、2) 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、3) 回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

◆家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10(1998) 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

◆容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成 7(1995) 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

環境項目	環境基準等及び関連法令
生活環境	◆建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律） 平成 12(2000) 年法律第 104 号。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けている。 ◆食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律） 平成 12(2000) 年法律第 116 号。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。 ◆自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律） 平成 14(2002) 年法律第 87 号。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破砕された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。 ◆廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） 昭和 45(1970) 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。 ◆産業廃棄物特別措置法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法） 平成 15(2003) 年法律第 98 号。平成 10(1998) 年 6 月以前に不適正処分された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去等を自ら行う都道府県等に対し、それに要する経費に国が財政支援を行うための枠組みを規定している。 ◆PCB廃棄物処理特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法） 平成 13(2001) 年法律第 65 号。ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。 ◆特定有害廃棄物輸出入等規制法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律） 平成 4(1992) 年法律第 108 号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。 ◆高圧ガス保安法 昭和 26(1951) 年法律第 204 号。高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、廃棄等を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスに関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保することを目的とするもの。 ◆広島県産業廃棄物埋立税条例 平成 15(2003) 年制定。産業廃棄物埋立税について定めるもの。同税は、経済的手法によって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的として、広島県が独自に課税した地方税（法定外目的税）である。本条例は平成 20(2008) 年 3 月 31 日をもって失効する規定となっていた。課税期間中の実態調査及び施策の検討・検証結果を踏まえ、引き続き産業廃棄物の排出や埋立の抑制を図るため、課税期間を 5 年間延長（平成 25(2013) 年 3 月 31 日まで）」するための改正が行われる予定である。

環境項目	環境基準等及び関連法令
文化財・景観資源 快適環境	◆文化財保護法 文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。昭和 25(1950)年制定、文部科学省所管。昭和 24(1949)年に法隆寺金堂が焼失した事件を契機に制定された。本法では、文化財を次の 5 種類に分類しており、それぞれに保存措置がとられている。(1) 有形文化財；建築物、絵画、彫刻、工芸品等、(2) 無形文化財；演劇、音楽、工芸等、(3) 民俗文化財；衣食住、生業、信仰、年中行事等、(4) 史跡・名勝・天然記念物；貝塚、古墳、城跡、旧宅、遺跡、庭園、橋梁、海浜、山岳、動植物、地質鉱物等、(5) 伝統的建造物群；周囲の環境と一体となして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群。 ◆景観法 平成 16(2004)年法律第 110 号。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。 ◆古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 昭和 41(1966)年法律第 1 号。日本固有の文化的資産として、今後も継承していくべき古都における歴史的風土を保存するため制定された。平成 16(2004)年度末現在、本法が適用されている市町村は、京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村及び逗子市である。 ◆都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。市町村長は、都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木または樹木の集団を保存樹または保存樹林として指定することができる。また、所有者は、保存樹または保存樹林について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。 ◆屋外広告物法 良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的としたもの。 ◆エコツーリズム推進法（平成 20(2008)年 4 月施行予定） 地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進するに当たり、(1) 政府による基本方針の策定、(2) 地域の関係者による推進協議会の設置、(3) 地域のエコツーリズム推進方策の策定、(4) 地域の自然観光資源の保全についての具体的な推進方策を定め、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図る。なお、エコツーリズムとは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内または助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。 ◆ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島の優れた景観の保全と創造に関する県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成施策及び行政上の指導、助言または要請に関する事項その他の事項について定めることにより、個性豊かで潤いのある景観を守り、育て、もって開発と保全との調和のとれた、快適で魅力ある県土広島の創生に寄与することを目的とするもの。
公園・緑地	◆都市緑地法 都市における緑地の保全及び緑化の推進をすることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。 ◆生産緑地法 三大都市圏の特定市の市街化区域内農地においては、生産緑地法に基づき、平成 7(1995)年 1 月現在、約 1 万 5,000ha が生産緑地地区として指定され、都市における貴重な緑地として適切な保全を図っている。また、生産緑地の有効活用を図るとともに、家族がともに土にふれあう場を提供するために市民農園整備事業、特定市民農園制度を創設し、市民農園の整備促進を図っている。

環境項目		環境基準等及び関連法令
快速環境	道路・交通	◆道路法 昭和 27 (1952) 年施行。道路に関する一般法で、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進を目的に、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定めている。 ◆道路交通法 昭和 35 年 (1960) 年施行。道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的に、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものである。
	福祉	◆バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律） 平成 18 (2006) 年施行。高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるものである。 ◆ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律） 全ての人に利用しやすい建物をつくることを目的として、多数の人が利用する建物の施設整備基準（特定建築物が満たすべき利用円滑化基準）等を定めた法律。平成 15 年 (2003) 4 月 1 日から特別特定建築物（病院、デパート等）の建築については、利用円滑化基準への適合が義務化されている。本法は、バリアフリー新法の施行に伴い、平成 18 年 (2006) 12 月 20 日に廃止された。 ◆交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律） 平成 12 (2000) 年施行。高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、①鉄道駅等の旅客施設や車輛のバリアフリー化を推進すること、②鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的として施行された法律。 本市では平成 15 (2003) 年 3 月に「三原市交通バリアフリー基本構想」を、平成 18 (2006) 年 3 月に「三原市交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定している。2006 年 12 月 20 日、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称・バリアフリー新法）の施行に伴い廃止された。
	防災・防犯	◆消防法 消防水利の設置者は市町村であり、維持管理についても市町村が行う。ただし、水道については当該水道の事業者が、設置及び維持管理を行う（消防法第 20 条第 2 項）。なお、水道事業者は、公共の消防のため水道に消火栓をつけなければならないことが水道法第 24 条第 1 項に規定されている。 ◆砂防法 明治 30 (1897) 年制定。治水上砂防のため、砂防指定地内の有害行為の規制、砂防設備の整備等を図るためのもの。 ◆地すべり等防止法 昭和 33 (1900) 年制定。地すべりによる被害を防止し、国土保全と民生安定に資するためのもの。 ◆急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） 昭和 44 (1969) 年制定。がけ崩れによる災害から人命を保護するためのもの。 ◆土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律） 平成 12 (2000) 年制定。土砂災害から人命を守るため土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するためのもの。 ◆「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例 近年、県民の日常生活の場において発生する犯罪が増加し、犯罪の起こりやすい環境が広がりつつあることから、事業者、ボランティアその他すべての県民と行政が一体となって、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めることにより安全な県民生活の実現を図るために必要な事項を定めた条例。

環境項目		環境基準等及び関連法令
地球環境	地球温暖化防止	◆地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律） 平成 10(1998) 年法律第 117 号。京都議定書の約束達成を担保するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（平成 18(2006) 年 4 月 1 日施行）について定めたもの。 ◆オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律） 昭和 63(1988) 年法律第 53 号。国際的に協力してオゾン層の保護を図ることを目的として、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を的確かつ円滑に実施するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を定めた法律。 ◆フロン類回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律） 平成 13(2001) 年法律第 64 号。オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。 ◆南極地域の環境の保護に関する法律 平成 9(1997) 年法律第 61 号。国際的に協力して、南極地域の環境の包括的な保護を図り、「環境保護に関する南極条約議定書」の的確かつ円滑な実施を確保するため、南極地域活動計画の確認制度を設けるとともに、環境影響評価の実施、南極動植物の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止並びに特別保護地区における活動の制限などを規定し、南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講じているもの。また、同法第 5 条第 1 項に基づき、南極地域で観光、冒険旅行、取材等のあらゆる活動（ただし、海域における漁業活動等は除く）を行う場合は、当該活動について環境大臣へ申請し、南極地域に与える影響に係る基準を満たしている旨の確認を受ける必要がある。また、日本以外の議定書締約国において、確認に類する許可等の行政処分を受けた場合には、同法第 5 条第 3 項に基づき環境大臣への届出が必要となる。
	省資源・省エネルギー	◆グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律） 平成 12(2000) 年法律第 100 号。環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、1) 国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、2) 情報提供の充実により、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成 13(2001) 年 4 月 1 日より全面施行。 ◆省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律） 昭和 54(1979) 年法律第 49 号。化石燃料の使用の合理化及びそれによるエネルギーの使用の合理化を推進することにより、我が国のエネルギーセキュリティを確保するとともに、環境と調和した経済活動の確保を目指した法律である。平成 17(2005) 年の京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、主に、1) 熱と電気を区別して管理を求めている工場・事業場において、熱と電気の一体的な管理を求め、2) 一定規模以上の輸送事業者及び荷主に対し、省エネ計画の策定及びエネルギー使用量等の報告を義務付け、3) 大規模ビル等の新築・増改築時に省エネ措置の届出を求めているところ、大規模な住宅にも同様の措置を講じるとともに、大規模修繕等を行う場合にも届出を求めることとした改正法が平成 18(2006) 年 4 月から施行されている。 ◆RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法） 平成 14(2002) 年法律第 62 号。エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保等を目的に、電気事業者に対して、毎年その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等の電気の利用を義務付け、新エネルギー等の利用の推進を図る法律。

環境項目		環境基準等及び関連法令
地球環境	省資源・省エネルギー	◆省エネ・リサイクル支援法（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法） 平成 5(1993) 年法律第 18 号。エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 5(1993) 年法律第 18 号）。平成 5(1993) 年に制定された「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の改正法として、平成 15(2003) 年 5 月に改正、平成 15(2003) 年 10 月から施行されたもの。最近の資源エネルギーの利用をめぐる経済社会的環境の変化にかんがみ、従来からの国内の省エネルギー対策、リサイクル対策、特定フロン対策に加え、海外で行われるエネルギー起源 CO2 の排出抑制事業や、リデュース、リユース事業の実施が支援対象に追加された。
	環境学習	◆環境教育推進法（環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律） 平成 15(2003) 年法律第 130 号。持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定める法律。
環境保全活動	環境保全活動の支援体制づくり	◆環境配慮促進法（環境情報の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律） 平成 16(2004) 年制定。法律の目的は事業活動による環境保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書の作成及び公表を求めるもの。国は環境配慮等の状況を毎年度公表することを義務付けている。特に独立行政法人については環境報告書を作成し、自己評価または第三者評価を受けることにより、報告書の信頼性を高めなければならない。地方公共団体及び企業は公表するように努めなければならないとされている。

[資料：平成 19 年度環境・循環型社会白書 環境省，
環境省ホームページ，国土交通省ホームページ，広島県ホームページ]

7 意見聴取

三原市環境基本計画の策定にあたっては、市ホームページと市役所本庁等において、本計画案の閲覧を行うとともに、4地域で説明会開催し意見聴取を行いました。

市民からの意見総数は、閲覧によるもの4人、地域説明会によるもの44人、合計48人の方から意見をいただきました。

(1) 意見募集

市民からの意見聴取は、市ホームページをはじめ、環境政策課（市役所本庁4階）、本郷、久井、大和の各支所の住民生活課で本計画の閲覧を行い、市民から率直な意見を募集しました。

主な意見として、「推進体制について、生活環境委員の活用や事業者の参加を依頼することが必要である。」、「喫煙やたばこのポイ捨ての問題解決については、一律的な条例による規制でなく、マナー啓発活動による喫煙者の意識改革を図ることが重要である。」などがありました。

◆期間：平成20(2008)年2月5日（火）～2月18日（月） 14日間

◆応募者数

個人	事業者	合計	意見件数
3人	1人	4人	8件

(2) 地域説明会

次のとおり地域説明会を開催し、市民との意見交換を実施しました。

各地域とも、重点的な取組や環境保全活動を実践・支援・管理し、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が参加する「みはらし環境会議（仮称）」に関する意見が多く出されました。

とき	ところ	参加者	意見件数
平成20(2008)年2月14日（木） 14:30～16:20	久井保健福祉センター	10人	10件
2月14日（木） 18:30～20:20	本郷生涯学習センター	12人	8件
2月17日（日） 10:00～11:55	中央公民館	12人	8件
2月17日（日） 14:30～16:30	榎梨公民館	10人	14件



【久井地域：久井保健福祉センター】



【本郷地域：本郷生涯学習センター】



【三原地域：中央公民館】



【大和地域：榎梨公民館】

8 環境基本計画の見直しに関するアンケート結果

三原市環境基本計画見直しに関するアンケート調査の概要

1 調査目的

環境施策の指針として、平成 20 年 3 月に策定した「三原市環境基本計画」について、平成 26 年 3 月 31 日の三原市環境審議会の答申により、中間見直しを行うにあたり、市民・事業者の意見を環境施策の方向性を検討する基礎資料とすることを目的として実施した。

2 調査対象

(1) 市民アンケート

三原市内に居住する満 16 歳以上の者について無作為抽出（三原市，本郷町，久井町，大和町の 4 地域ごとに人口按分により抽出）

(2) 事業者アンケート

平成 18 年 10 月に実施した「みはらし環境アンケート調査」で対象とした 150 事業者のうち、現在も市内に事務所等がある事業者と、従業員数 30 名以上の事業者から無作為抽出

3 調査方法

(1) 配付・回収方法

郵送配付，郵送回収

(2) 調査期間

平成 26 年 12 月 5 日から平成 26 年 12 月 19 日（平成 27 年 1 月 7 日着分まで集計）

4 配付・回収状況

(1) 配付件数

市民アンケート 2,000 件

事業者アンケート 200 件

(2) 回収件数

市民アンケート 825 件（回収率 41.3%）

事業者アンケート 105 件（回収率 52.5%）

5 調査項目

(1) 回答者の属性，環境基本計画について

(2) 再資源化（リサイクル）の促進について

(3) 二酸化炭素排出削減等の取組について

(4) 「きれいな三原まちづくり条例」について

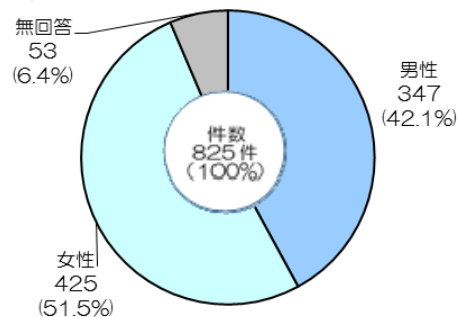
(5) 環境学習・環境活動についての関心，環境活動の拠点となる団体について

6 アンケート結果

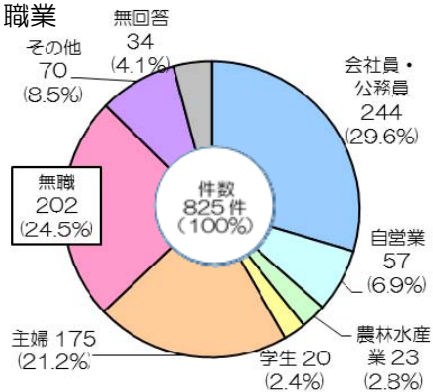
市 民

◆回答者自身について

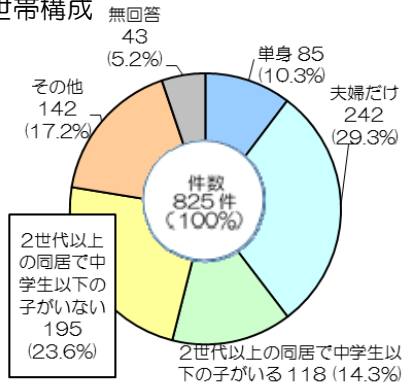
性別



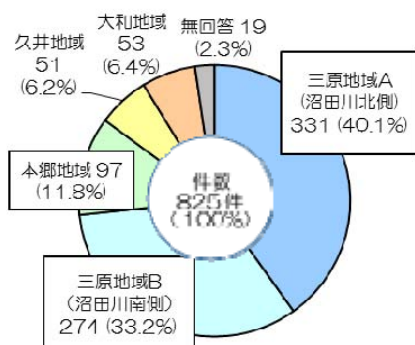
職業



世帯構成

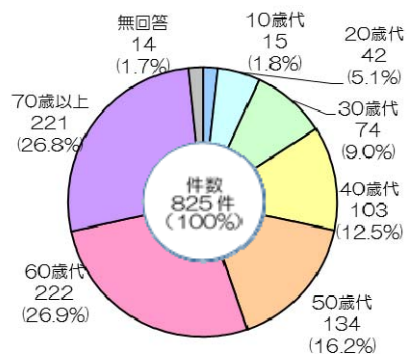


居住地域

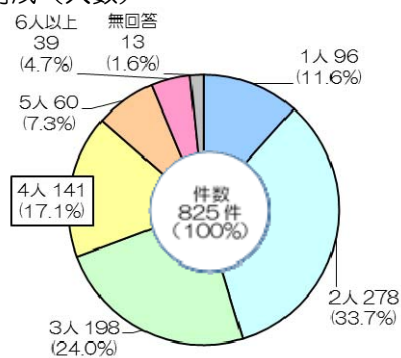


(注) 端数処理のため合計値が合わない場合がある。

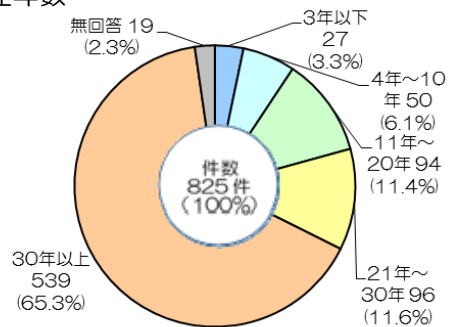
年齢



世帯構成 (人数)

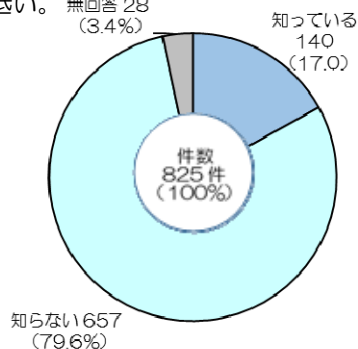


市内居住年数



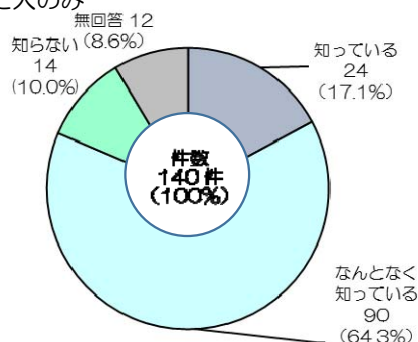
◆環境基本計画について

「知らない」と答えた人が 8 割であり、計画の認知度は低い。無回答 28



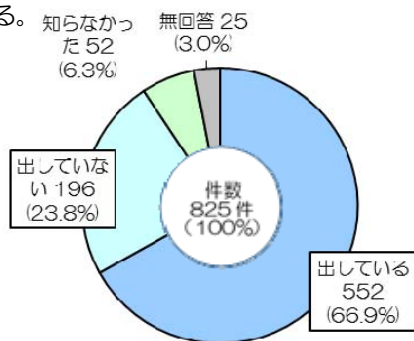
◆計画の内容について

※環境基本計画の策定について、「知っている」と回答した人のみ



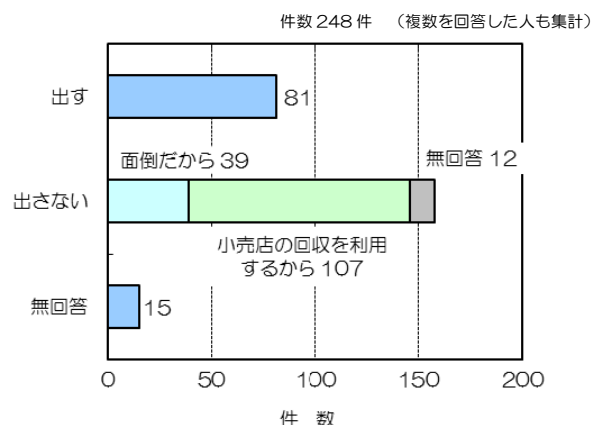
◆古紙等資源集団回収への協力

古紙等資源集団回収の利用率は高く、利用していない人もスーパー等の小売店が行う資源回収を利用している。無回答 25



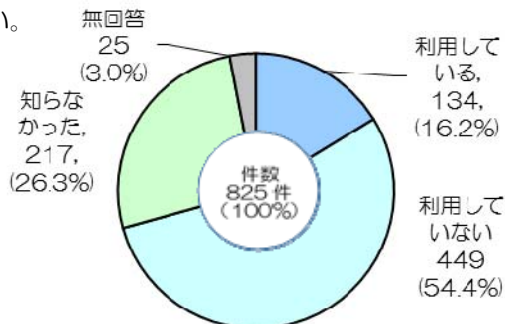
◆今後古紙等資源集団回収に資源物を出すか

※古紙等資源集団回収について「出していない」、「知らなかった」と回答した人のみ



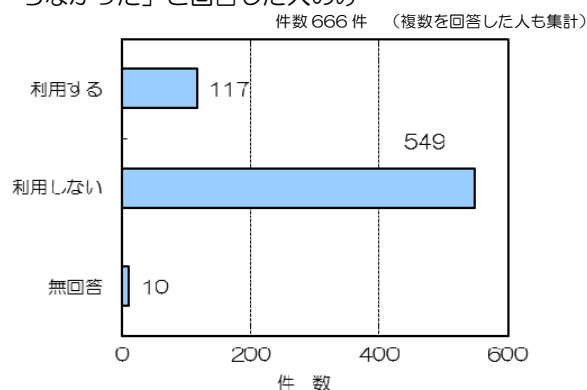
◆ストックヤードについて

ストックヤードについて今後も利用しない理由としては、遠いことと資源集団回収を利用していることが多い。無回答 25

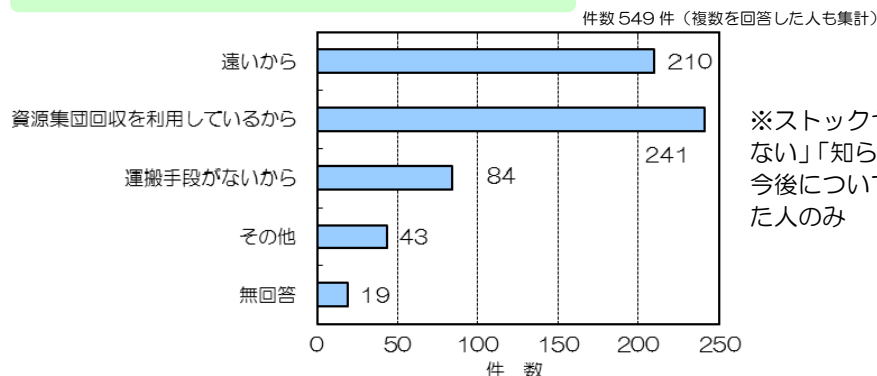


◆今後ストックヤードを利用するか

※ストックヤードについて「利用していない」、「知らなかった」と回答した人のみ



◆ストックヤードを利用しない理由

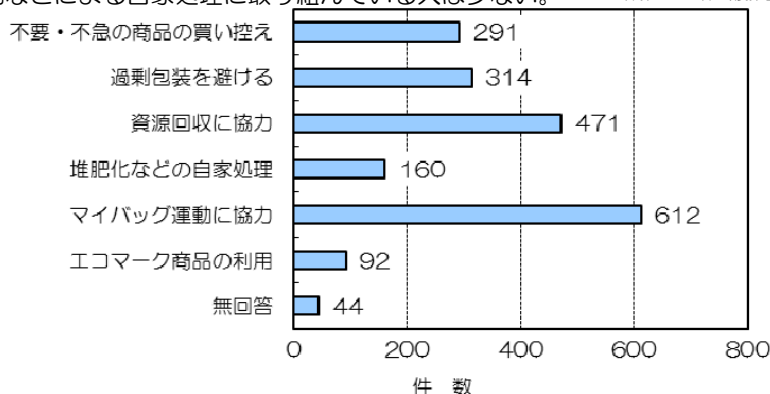


※ストックヤードについて「利用していない」「知らなかった」と回答した人で、今後についても「利用しない」と回答した人のみ

◆ごみの発生抑制等に向けた取組

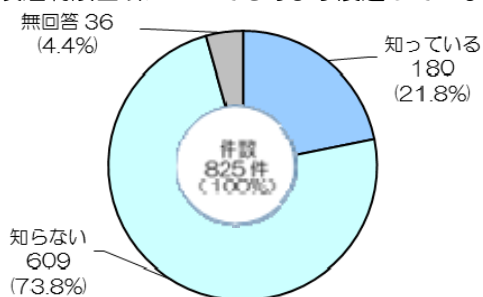
マイバッグ運動や資源回収への協力に取り組む人は多いが、エコマーク等の地球にやさしい商品の利用や、堆肥化などによる自家処理に取り組んでいる人は少ない。

件数 825 件（複数回答可）



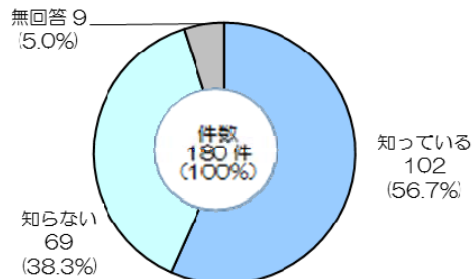
◆きれいな三原まちづくり条例について

きれいな三原まちづくり条例の認知度は低く、内容や喫煙制限区域についてもあまり浸透していない。



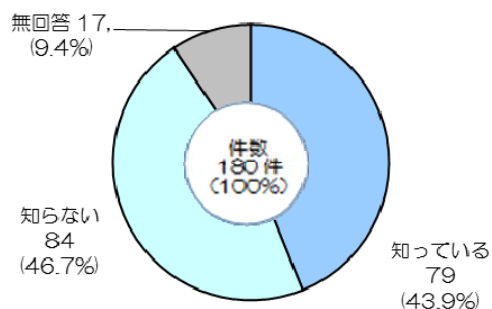
◆条例の内容について

※条例の施行について「知っている」と回答した人のみ



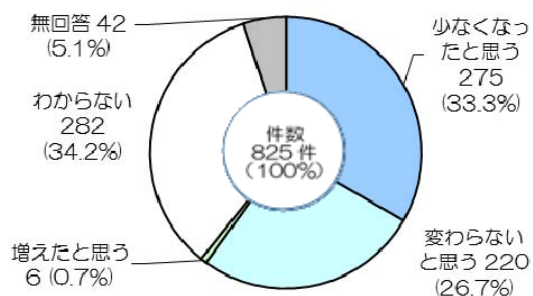
◆喫煙制限区域について

※条例の施行について「知っている」と回答した人のみ



◆条例施行後、空き缶等のポイ捨ては少なくなったと思うか

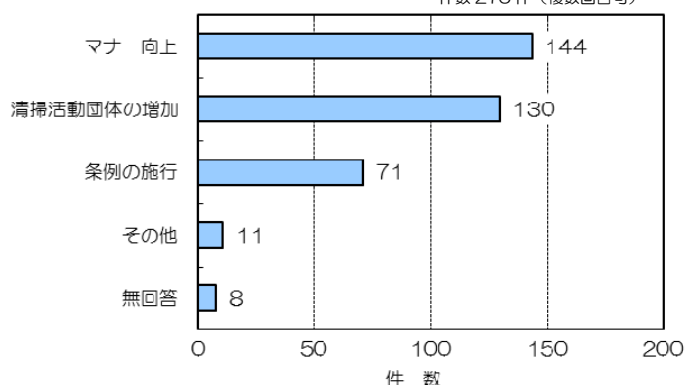
条例が施行され、施行前と比べポイ捨てが少なくなったと思う人は3割程度で、そう思う理由はマナー向上や清掃活動団体の増加などが多い。



◆空き缶等のポイ捨てが少なくなったと思う理由

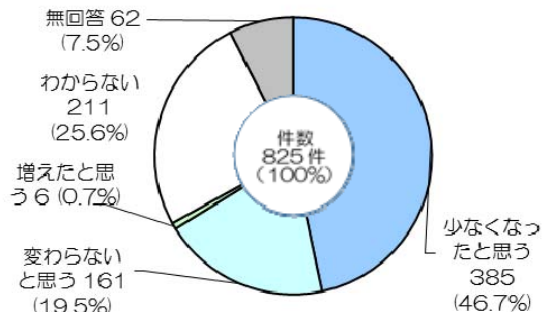
※条例施行前と比べ、空き缶等のポイ捨てが「少なくなったと思う」と回答した人のみ

件数 275 件（複数回答可）



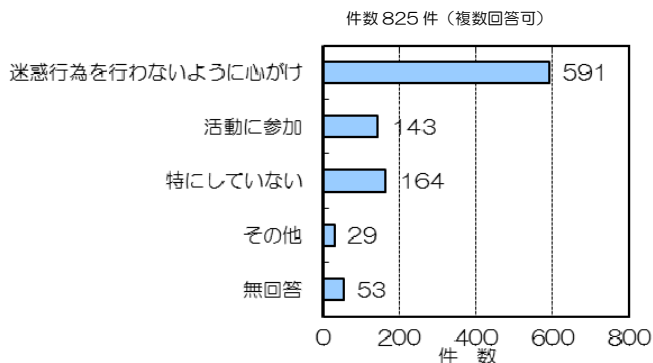
◆条例施行後、歩きタバコ等の迷惑行為が少なくなったと思うか

条例が施行され、施行前と比べ歩きタバコ等の迷惑行為が少なくなったと思う人は約半数で、その理由は喫煙者や喫煙場所の減少などが多い。



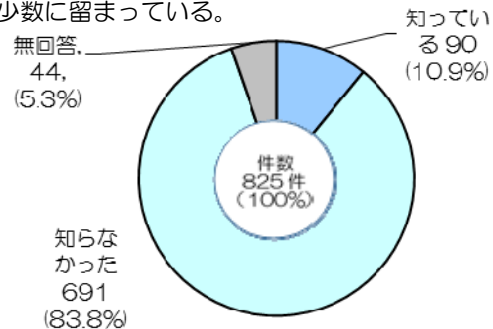
◆まちの美化を推進するための行動

まちの美化を推進するための行動としては、「迷惑行為を行わないように心がけ」が多い。



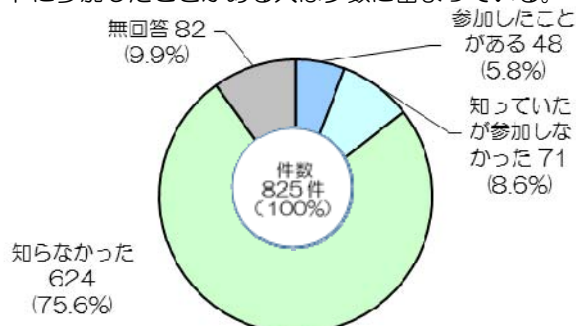
◆みはらし環境会議の各地域会議について

みはらし環境会議の各地域会議を知っている人は少数に留まっている。



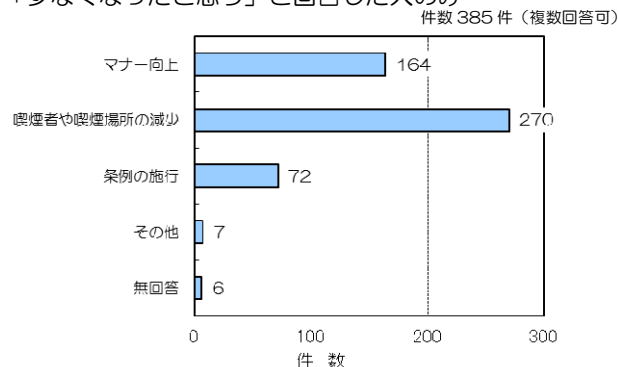
◆各地域会議が開催するイベントへの参加

みはらし環境会議の各地域会議が開催するイベントに参加したことがある人は少数に留まっている。



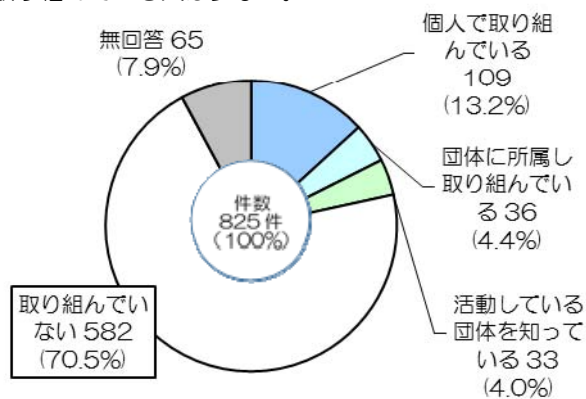
◆歩きタバコ等の迷惑行為が少なくなったと思う理由

※条例施行前と比べ、歩きタバコ等の迷惑行為が「少なくなったと思う」と回答した人のみ



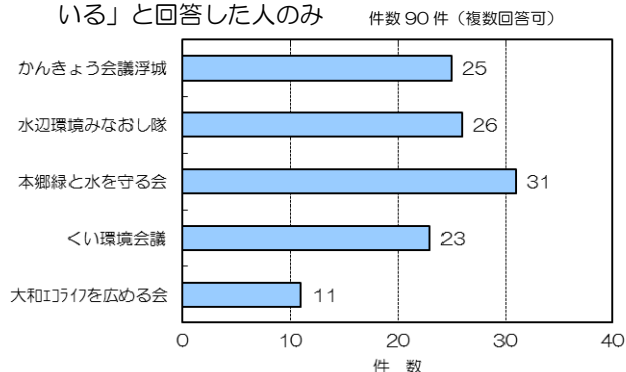
◆環境学習・環境活動への取り組み

個人・あるいは団体に属して環境学習・環境活動に取り組んでいる人は少ない。



◆知っている地域会議の名称

※みはらし環境会議の各地域会議について「知っている」と回答した人のみ



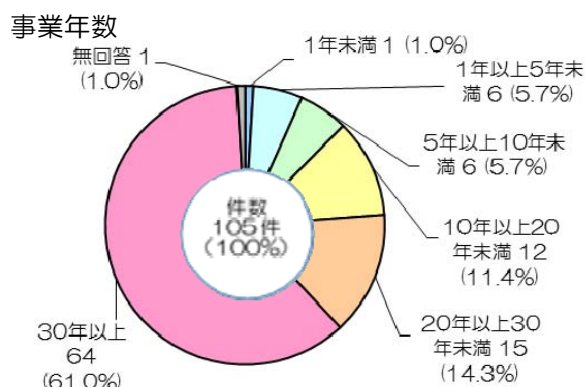
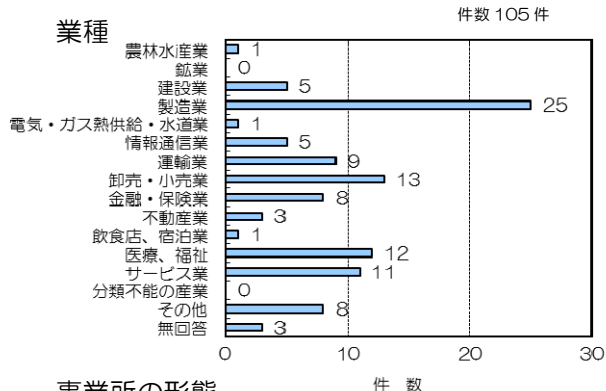
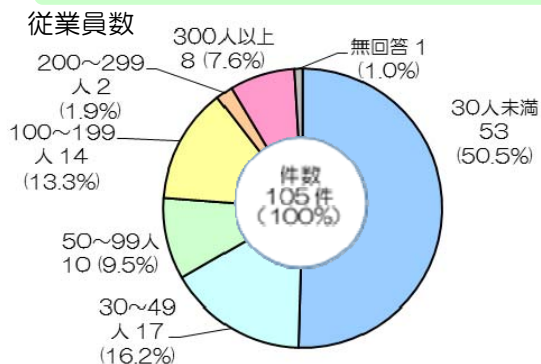
◆みはらし環境会議の各地域会議が開催するイベントについて

件数 825 件（複数回答可）

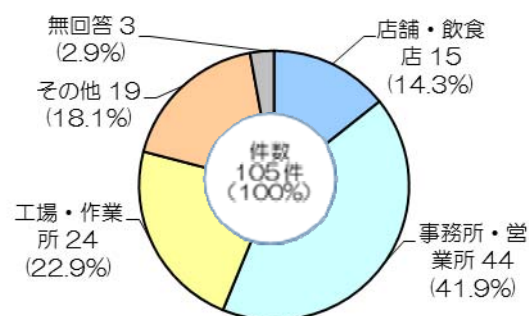
番号	地域会議名	活動・イベント名	参加したことがある	知っていたが参加しなかった	参加してみたい
1	かんきょう 会議浮城	市民農園、ハーブ畑の運営 ・遊休田を地域の方の協力を得ながら活用	0	3	16
2		緑のカーテン作り方講座 ・さつき祭り等に出展し、ゴーヤの苗を無償で市民に提供	3	11	25
3		楽習会 ・毎年テーマを設定して実施	3	3	8
4		やっさ祭りゴミゼロクリーン事業 ・リユースカップ、ゴミ分別	11	17	11
5		自然観察会 ・医王山田屋城跡（里山）、浮城ハーブ園散策	1	3	19
6	水辺環境み なおし隊	国天然記念物エヒメアヤメ自生地周辺の散策道整備 ・地元連合会と一緒に散策道の整備、樹木に銘版設置	2	10	3
7		家庭生活排水から水環境を改善 ・環境浄化微生物（えひめA1）を使用して、『家庭生活排水から水環境を改善しよう』を目標に掲げ、出前講座実施	2	2	7
8		ホタル観察会、学習会 ・ホタル学習会の実施（沼田西小） ・八幡地区、鷺浦地区のホタル観察会、生息調査	5	6	22
9		自然観察会 ・小佐木島バイオイル計画（自然活用、古民家再生）	2	1	15
10	本郷緑と水 を守る会	“ふれあい水辺ロード”の整備 ・沼田川河川敷内にある中土手約1kmの区間“ふれあい水辺ロード”の整備作業	4	9	4
11		園芸教室 ・緑のカーテン設置、花壇整備	2	3	7
12		オオムラサキ保護事業支援参加 ・竹林伐採、竹チップの作成	1	1	4
13		中土手自然観察会 ・沼田川中土手の自然観察、水生生物の展示	2	6	4
14		新高山自然観察会登山 ・樹木の銘版を取り付け、山頂の山桜の大木見学	1	6	12
15	くい環境 会議	落合橋周辺の整備作業 ・落合橋周辺の整備作業を地元とともに実施。 （現在は、坂井原自治区が主体的に作業を計画）	4	3	2
16		生き物保護活動 ・ホタル生息状況調査、ヒョウモンモドキ保護活動	2	2	5
17		冬のエコライフ研修会 ・エコに繋がる寒さ対策の研修、ほか	1	0	10
18		くい環境会議研修会 ・研修会の実施	2	1	1
19	大和エコ ライフを 広める会	鍋帽子の普及 ・過去4年間で12会場約200名が参加し、作り方、利用の仕方などを学習	1	0	7
20		ホタル飼育観察会 ・児童とホタルの飼育・観察会の開催	2	1	5
21		自然観察会 ・白竜湖周辺散策	0	0	11
22		自然観察会 ・棲真寺周辺散策。フライトロード眺望、植物の観察	0	0	14

事業者

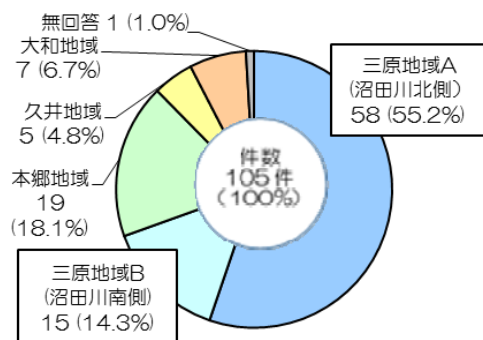
◆回答した事業者について



事業所の形態

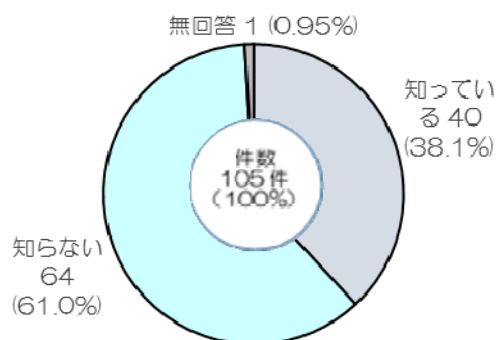


事業所の所在地



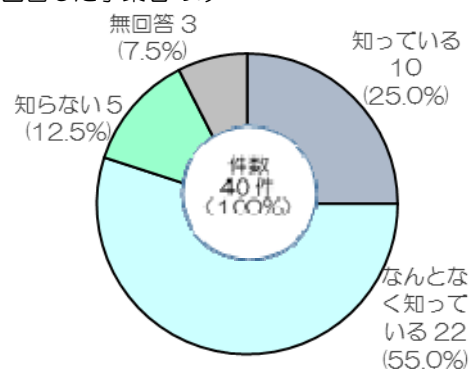
◆環境基本計画について

知らないと答えた事業所が6割であり、認知度は低い。



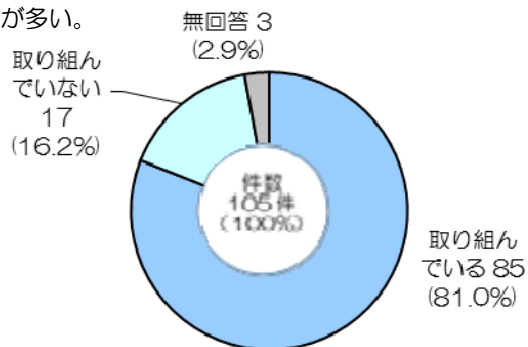
◆計画の内容について

※環境基本計画の策定について、「知っている」と回答した事業者のみ



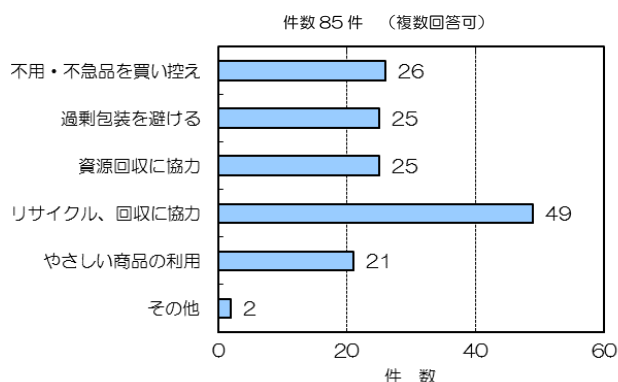
◆ごみの再資源化への取り組み

ごみの再資源化への取り組みは 8 割の事業者が取り組んでおり、内容は資源リサイクルへの協力が多い。



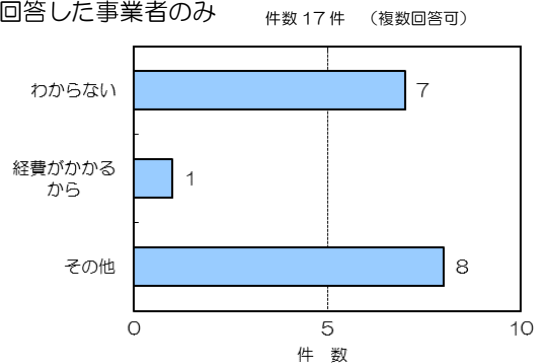
◆ごみの再資源化への取り組みの内容

※ごみの再資源化について「取り組んでいる」と回答した事業者のみ



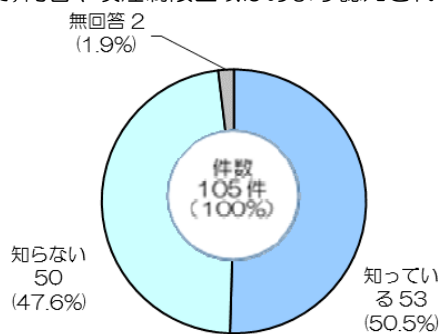
◆ごみの再資源化に取り組まない理由

※ごみの再資源化について「取り組んでいない」と回答した事業者のみ



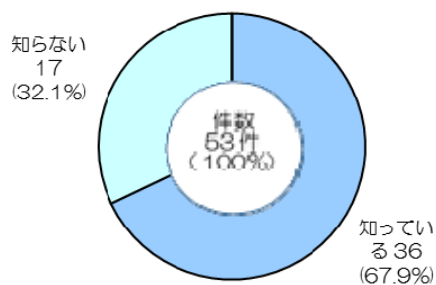
◆きれいな三原まちづくり条例について

きれいな三原まちづくり条例を知っている事業者は約半数で、内容や喫煙制限区域はあまり認知されていない。



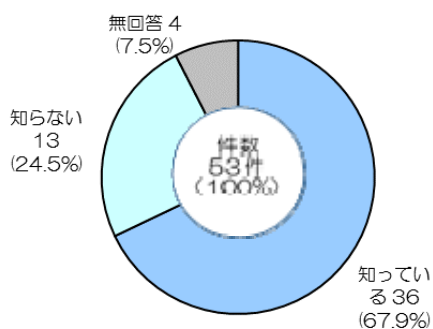
◆条例の内容について

※条例の施行について「知っている」と回答した事業者のみ



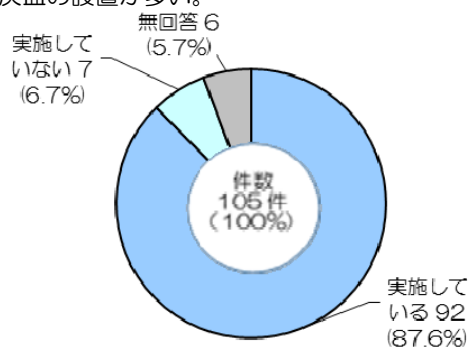
◆喫煙制限区域について

※条例の施行について「知っている」と回答した事業者のみ



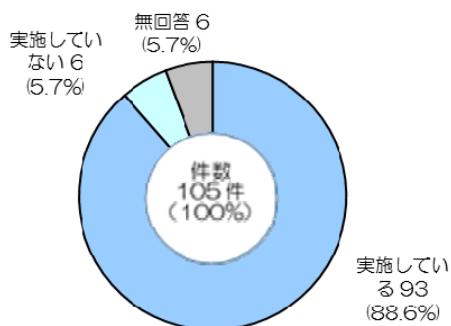
◆空き缶等の散乱防止への取り組み

空き缶やたばこの吸い殻を散乱させないための取り組みは多くの事業者が実施しており、内容はゴミ箱や灰皿の設置が多い。



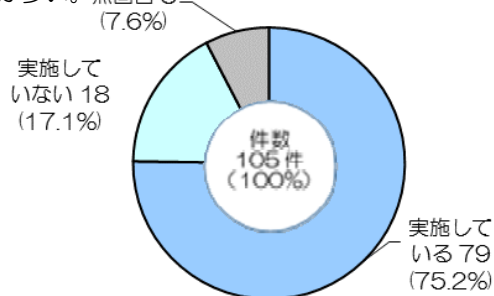
◆環境美化活動の推進

環境美化活動の推進は多くの事業者が実施しており、内容は清掃活動の実施が多い。



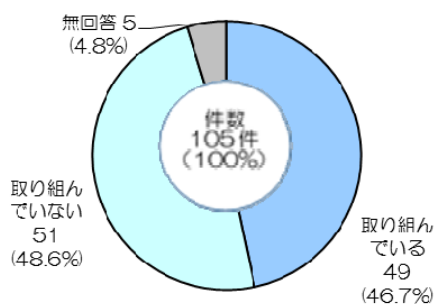
◆環境美化に関する意識の啓発

環境美化に関する意識啓発は多くの事業者が実施しており、内容は従業員研修や美化活動への参加奨励が多い。無回答 8 (7.6%)



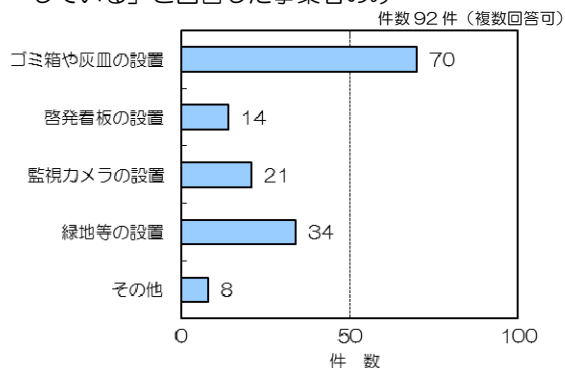
◆環境美化活動への取り組み

環境美化活動に取り組んでいる事業者は約半数とあまり広がっていない。



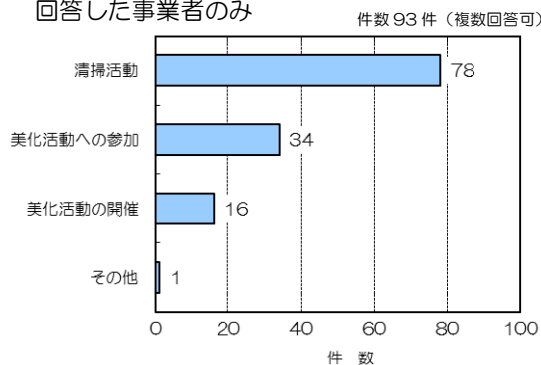
◆取り組みの内容

※空き缶等の散乱防止への取り組みについて「実施している」と回答した事業者のみ



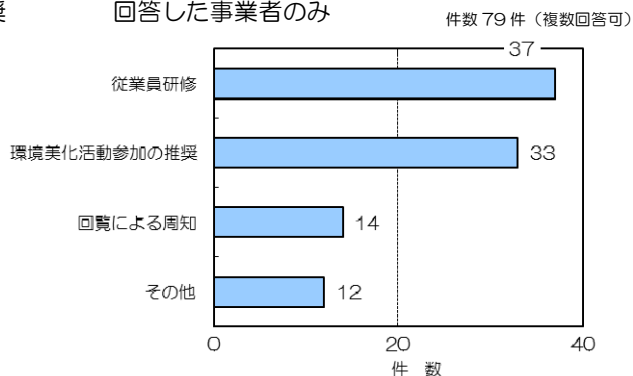
◆取り組みの内容

※環境美化活動の推進について「実施している」と回答した事業者のみ



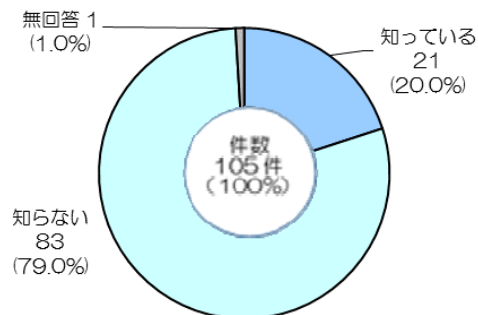
◆取り組みの内容

※環境美化に関する意識啓発を「実施している」と回答した事業者のみ



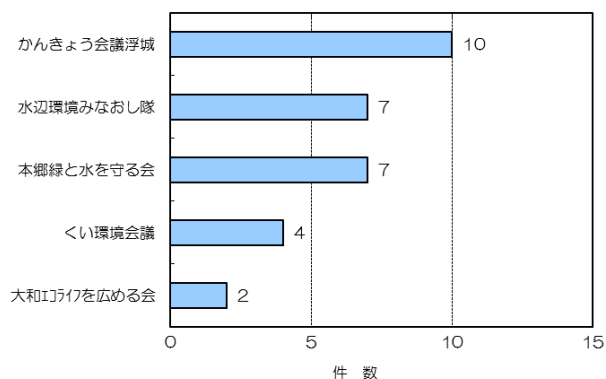
◆みはらし環境会議の各地域会議について

みはらし環境会議の各地域会議を知っている事業者は少数に留まっている。



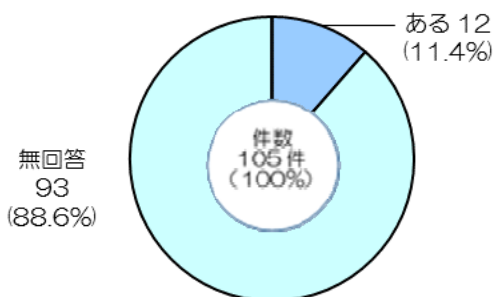
◆知っている地域会議の名称

※みはらし環境会議の各地域会議について「知っている」と回答した事業者のみ 件数 21 件（複数回答可）



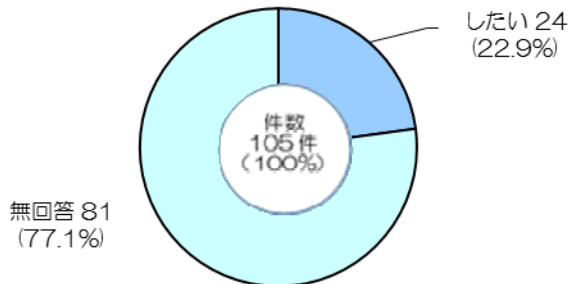
◆各地域会議が開催するイベントへの共催・参加

みはらし環境会議の各地域会議が開催するイベントに参加したことがある事業者は少ない。



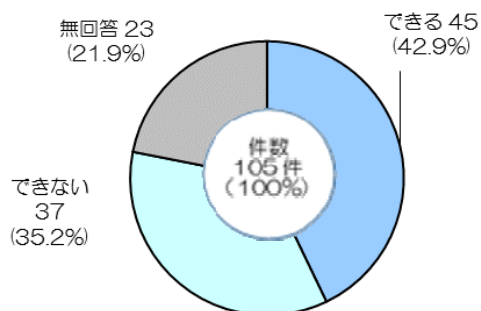
◆今後、共催・参加していくかどうか

今後、地域会議が開催するイベントに参加したいと考えている事業者は少ない。



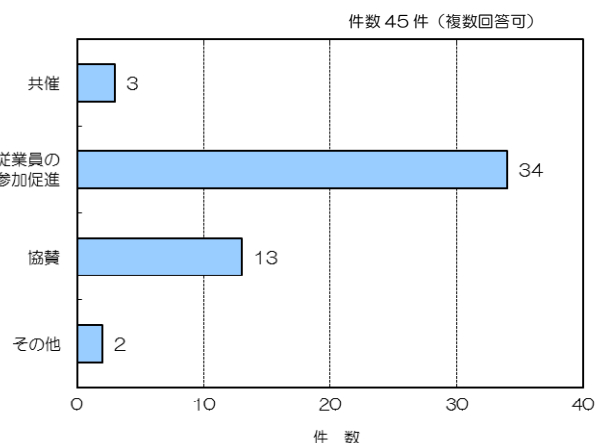
◆各地域会議が開催するイベントとの協働

事業者が取り組んでいる環境活動と、みはらし環境会議の各地域会議が開催するイベントとの協働の内容としては、従業員への参加促進が多い。



◆協働の内容

※事業者が取り組んでいる環境活動と、みはらし環境会議の各地域会議が開催するイベントについて、協働で「できると思う」と回答した事業者のみ



◆みはらし環境会議の各地域会議が開催するイベントについて

件数 105 件（複数回答可）

番号	地域会議名	活動・イベント名	参加した事がある	共催または参加してみたい
1	かんきょう 会議浮城	市民農園、ハーブ畑の運営 ・遊休田を地域の方の協力を得ながら活用	1	3
2		緑のカーテン作り方講座 ・さつき祭り等に出展し、ゴーヤの苗を無償で市民に提供	1	3
3		楽習会 ・毎年テーマを設定して実施	1	2
4		やっさ祭りゴミゼロクリーン事業 ・リユースカップ、ゴミ分別	7	7
5		自然観察会 ・医王山田屋城跡（里山）、浮城ハーブ園散策	0	1
6	水辺環境み なおし隊	国天然記念物エヒメアヤメ生地周辺の散策道整備 ・地元連合会と一緒に散策道の整備、樹木に銘版設置	1	1
7		家庭生活排水から水環境を改善 ・環境浄化微生物（えひめA1）を使用して、『家庭生活排水から水環境を改善しよう』を目標に掲げ、出前講座実施	0	4
8		ホタル観察会、学習会 ・ホタル学習会の実施（沼田西小） ・八幡地区、鷺浦地区のホタル観察会、生息調査	0	2
9		自然観察会 ・小佐木島バイオイル計画（自然活用、古民家再生）	0	1
10	本郷緑と水 を守る会	“ふれあい水辺ロード”の整備 ・沼田川河川敷内にある中土手約1kmの区間“ふれあい水辺ロード”の整備作業	2	0
11		園芸教室 ・緑のカーテン設置、花壇整備	0	0
12		オオムラサキ保護事業支援参加 ・竹林伐採、竹チップの作成	0	2
13		中土手自然観察会 ・沼田川中土手の自然観察、水生生物の展示	0	0
14		新高山自然観察会登山 ・樹木の銘版を取り付け、山頂の山桜の大木見学	0	1
15	くい環境 会議	落合橋周辺の整備作業 ・落合橋周辺の整備作業を地元とともに実施。 （現在は、坂井原自治区が主体的に作業を計画）	0	0
16		生き物保護活動 ・ホタル生息状況調査、ヒョウモンモドキ保護活動	0	0
17		冬のエコライフ研修会 ・エコに繋がる寒さ対策の研修、ほか	0	1
18		くい環境会議研修会 ・研修会の実施	0	1
19	大和エコ ライフを 広める会	鍋帽子の普及 ・過去4年間で12会場約200名が参加し、作り方、利用の仕方などを学習	0	1
20		ホタル飼育観察会 ・児童とホタルの飼育・観察会の開催	0	0
21		自然観察会 ・白竜湖周辺散策	0	3
22		自然観察会 ・棲真寺周辺散策。フライトロード眺望、植物の観察	0	2

三原市環境基本計画を策定するにあたり、写真をご提供していただいた市民の皆さま

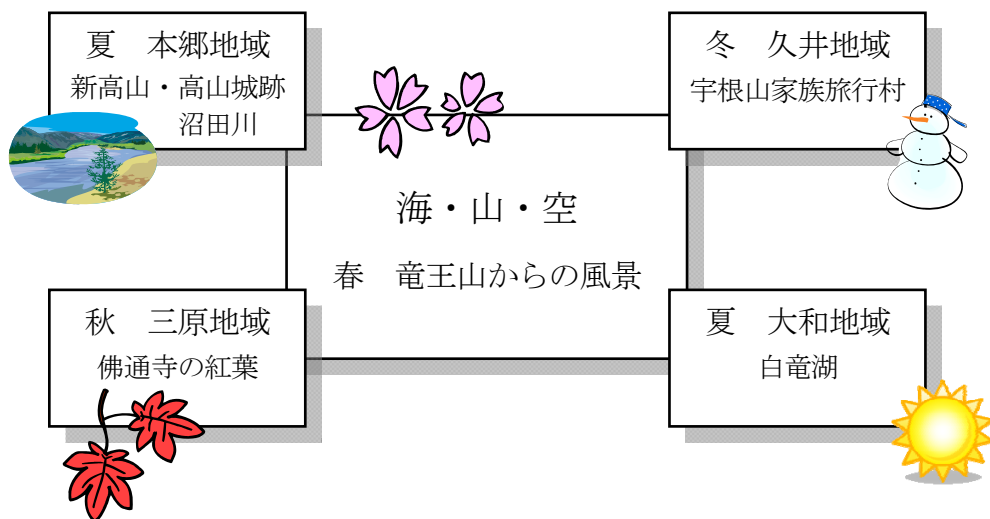
井 川 澄 雄	中 山 一
岡 田 和 樹	永 井 寛
奥 野 征 代	林 和 雄
久保田 一 彦	松 浦 功
鳥 羽 修 身	森 平 康 則

(順不同)



表紙の写真

三原の代表的な自然風景を春夏秋冬により表現しています。



三原市環境基本計画（改訂版）

平成 27 (2015) 年 7 月

発 行 三 原 市
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号
TEL 0848-67-6194 (直通) FAX 0848-67-6164
E-Mail seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp
URL <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/18/keikakutop.html>
編 集 三原市 生活環境部 生活環境課



大豆インクと再生紙を
使用しています。

2008.3 300

